

令和4年舟形町議会
第1回定例会会議録

舟形町議会

令和4年舟形町議会第1回定例会会議録

招集年月日 令和4年2月25日

招集の場所 舟形町議会議場

開 会 3月2日 午前10時

応招議員(10名)

1番 叶内昌樹

6番 斎藤好彦

2番 荒澤広光

7番 佐藤広幸

3番 伊藤欽一

8番 叶内富夫

4番 小国浩文

9番 奥山謙三

5番 石山和春

10番 八 歙 太

不応招議員(なし)

令和4年3月2日（水曜日）

第1回舟形町議会定例会会議録

（第1日目）

令和4年舟形町議会第1回定例会第1日目

令和4年3月2日(水)

出席議員(10名)

| | |
|---------|---------|
| 1番 叶内昌樹 | 6番 斎藤好彦 |
| 2番 荒澤広光 | 7番 佐藤広幸 |
| 3番 伊藤欽一 | 8番 叶内富夫 |
| 4番 小国浩文 | 9番 奥山謙三 |
| 5番 石山和春 | 10番 八畝太 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------------|------|---------------|------|
| 町長 | 森富広 | デジタルファースト推進室長 | 沼澤一征 |
| 副町長 | 菅原正春 | 地域強靱化対策室長 | 伊藤英一 |
| 会計管理者 | 須貝孝子 | 総務課財政主査 | 佐藤拓 |
| 総務課長 兼選挙管理委員会書記長 | 小野芳喜 | 教育長 | 伊藤幸一 |
| まちづくり課長 | 曾根田健 | 教育課長 | 鍛冶紀邦 |
| 健康福祉課長 | 沼澤伸一 | 農業委員会会長 | 叶内栄一 |
| 住民税務課長 | 伊藤茂樹 | 代表監査委員 | 齊藤徹 |
| 地域整備課長 | 伊藤秀樹 | 監査委員事務局長 | 相馬広志 |
| 農業振興課長 兼農業委員会事務局長 | 斎藤雅博 | | |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬広志 主 任 伊藤優

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 町長挨拶並びに行政報告
日程第6 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時01分 開会

議長 ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから令和4年第1回定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長が指名します。6番齋藤好彦議員、1番叶内昌樹議員の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

会期の発言は、齋藤議会運営委員長よりお願いします。

6番 それでは、私からご報告を申し上げます。

去る令和4年2月22日に開催されました議会運営委員会において、第1回定例会の会期について協議いたしました。

その結果、令和4年舟形町議会第1回定例会の会期は本日3月2日から9日までの8日間とすることに決定しましたので、ご報告いたします。

議長 お諮りいたします。本定例会の会期は、齋藤議会運営委員長報告のとおり、3月2日から9日までの8日間と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9日までの8日間とすることに決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

議長 日程第3 諸般の報告については、議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

日程第4 町長挨拶並びに行政報告

議長 日程第4 町長挨拶並びに行政報告をお受けします。

町長 おはようございます。

本日は、令和4年第1回舟形町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には時節柄何かとお忙しい中ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

先月、役場内においてクラスターが発生し、議会の委員会活動に支障を来しましたこと、心

よりおわびを申し上げます。

毎月2回、定期的に新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、町民の皆様はもとより、職員の感染防止対策に努めておりましたが、町民の皆様に感染予防の徹底を呼びかけている中で職員が感染し、役場庁舎内でクラスターが発生しましたことは大変残念なことであり、町民の皆様及び議員の皆様に対し多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことを重ねて心より深くおわびを申し上げます。

現在は役場のクラスターについては終息しておりますが、町においては他市町村由来による感染者が増えております。これまで感染が確認された他市町村においては、感染された方やそのご家族、また濃厚接触者やそのご家族への心ない誹謗中傷や偏見に基づく風評や差別的な行為を受ける例が見受けられます。私たちの町ではこのようなことが決して起こらないよう、正しい情報に基づいた冷静で思いやりのある対応を今後もお願いいたします。

また、2月5日から開始している3回目のワクチン接種については、予定どおり実施し、4月上旬には完了する予定ですので、町民の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

この冬の降雪量は、昨年が豪雪であったため平年並みとの予想が外れ、町では1月19日に雪対策本部を設置いたしました。また、降雪状況については、新しく設置した松橋地区の観測地点において2月8日に3メートル40センチを記録するなど、野地区で2メートル20センチ、長沢地区で2メートル10センチ、舟形地区で2メートル42センチ、西又地区で2メートル57センチとなり、今年の冬の最高を記録いたしました。西又地区では過去の観測記録に残る最大積雪深3メートルを記録した平成29年度よりも2月24日現在で95センチ多い2メートル40センチの積雪が観測されております。このため、融雪の遅れによる農作物及び農作業への影響が懸念されます。

さて、今回、町議会定例会に提案しております議案説明に先立ちまして、令和4年度町政運営の所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

国際社会においては、新型コロナウイルス感染症拡大などで世界経済が低迷する中、ロシアがウクライナへ軍事的侵略をし、多くのウクライナ国民が犠牲となっております。ロシアの蛮行に対し、アメリカ、イギリスやEU諸国、そして日本も同調し、経済制裁や金融制裁の措置を取っております。また、ウクライナとロシアの停戦協議も開催されましたが、合意に至っていない状況であります。ロシアのプーチン大統領は、核保有国であることを殊さらに強調し、軍に対し抑止力の特別態勢にするよう命令し、核兵器の使用もちらつかせている状況で、国際情勢は極めて予断を許さない状況であります。

日本においては、新型コロナウイルス感染症の拡大はピークアウトしたとの見方もありますが、まだ全国の感染者が5万人を超える日が続いております。また、オミクロン株の亜種、ステルス

オミクロンが確認されるなど、終息を見据えることはできません。国では新型コロナウイルス感染症により低迷している経済再生が喫緊の課題であります。ロシアのウクライナ侵略により原油や小麦粉などの原材料の高騰などで日本経済への影響が大きくなることが予想されます。また、7月の参議院議員選挙をにらみつつ、政治がどのように動くのか、新型コロナウイルス感染症の終息や、その後の経済状況がどうなるのか大変不透明であり、情勢を見極めることは極めて難しい状況であります。

そのような状況下でも、着実に舟形町民の幸せのために、第7次総合発展計画で目指す町の将来像「住んでいる人が誇れるまちづくり わくわく未来ふながた」を目指して、6本の柱と1つの基盤から成る7つの基本目標に基づき、確実に政策を実施してまいります。

まず1つ目の目標「いつまでも元気で笑顔があふれるまち」では、100歳元気プロジェクトを一層推進するため、人間ドック等検診事業について、オプション検診への補助や人間ドックへの補助を拡充いたします。また、ワンコインがん検診事業についても乳房エコーを対象にするなどして拡充してまいります。そのほか、糖尿病検診や介護予防「通いの場」などをはじめ健康長寿に向けた事業に取り組んでまいります。

2つ目の目標「まちの宝を守り育てるまち」では、少子化対策として、全国に比較して高額になっている山形県の出産費用を県と連携して支援し、軽減を図ってまいります。町の将来を担う子供たちに日本一のおいしい給食食育事業のさらなる充実や、デジタル教材ソフトを購入し、ICT教育の充実を図ってまいります。また、縄文の女神を舟形町に里帰りさせるため、プロジェクトチームによる展示館の建設に向けての計画を進めるほか、令和4年度は縄文の女神出土30周年、国宝指定10周年に当たりますので、記念事業や講座等を開催し、縄文の女神の里帰りの機運の醸成を行ってまいります。

3つ目の目標「地域の魅力・活力を生み出すまち」では、令和3年度策定の農業ビジョンの3つの基本方針「もうかる農業」「次代につなぐ持続可能な農業」「集落の農地を守る」の下、県の魅力（かち）ある園芸やまがた所得支援事業への町独自の補助金のかさ上げや、舟形マイスター制度を新たに創設して新規就農者等の支援をしてまいります。また、舟形町のおいしいお米を差別化するため、衛星を利用したおいしいお米プロジェクトを全圃場に拡大、さらには圃場整備の促進のほか、国・県の補助制度を最大限に活用してまいります。また、令和6年4月開校予定の東北農林専門職大学の学生及び教職員のアパート建設用地の造成事業を進めてまいります。さらには、若あゆ温泉コテージ等の改修事業、商工業者支援の活力アップ推進事業や地方創生臨時交付金を活用した事業などで、農業、商工業の振興、交流人口の増を図ってまいります。

4つ目の目標「つながり支え合うまち」では、地域運営組織の活動支援と新たな組織の設立に向けて努めてまいります。

5つ目の目標「くらし・命を守るまち」では、長年の課題でありました寺下地区の冠水対策事業や、松橋川と平沢川に監視カメラの設置、舟形1号線流雪溝の整備、ロータリー除雪車の更新、雪崩対策事業を実施してまいります。また、消防団員の処遇改善や支給方法の改定をするとともに、消防ポンプ積載車の更新、消火栓の改修を実施いたします。さらには、福祉避難所、防災センターにおいて、防災訓練、避難所開設訓練を実施して、町民の安全安心に努めてまいります。

6つ目の目標「快適な暮らしをかなえるまち」では、デマンドタクシーを星川タクシーのご協力の下に、令和3年度は太折・大平地区でもほかの地区と同様に月曜から土曜日までの運行を始めました。令和4年度は4月から県立新庄病院への午後便を増便し、利用者の利便性アップに努めてまいります。また、堀内橋架け替えに伴う住宅の移転先の確保のため、旧堀内小学校跡地に宅地造成を実施してまいります。

また、6つの目標全てに関わる重点プロジェクト事業として、デジタル化を進め、町民サービスの向上及び先進的少数社会の実現に向けて努力してまいります。さらには、1つの基盤として、情報発信力強化や職員研修を進めるとともに、財政の見える化などに努め、健全財政を堅持してまいります。

まだまだまちづくりの課題は山積しておりますが、しっかりとそれらの問題に真摯に向き合い、職員と一丸となって取り組んでまいり所存でありますので、議員の皆様、町民の皆様におかれましては、なお一層のご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和4年度当初予算の概要については、予算の内示会で説明申し上げましたので、省略させていただきます。

次に、12月定例町議会以降の主な行事について行政報告を申し上げます。

(1) 国土交通省東北地方整備局へ要望書の提出について

令和3年12月13日月曜日、国土交通省東北地方整備局を訪問し、要望活動を行いました。要望活動には八鍬 太町議会議長からもご同行いただき、整備局長、副局長、道路部長、用地部長ご出席の下、一般国道13号舟形歩道整備事業の推進、道路除雪費に係る国庫支出金の総額確保、雪崩防止対策費の確保、国土強靱化等に向けた公共事業予算の確保充実について意見交換し、要望書を渡したところでございます。

また、要望活動に先立ち、町から整備局へ出向している佐藤晴生君を激励するため、出向先の広域計画課を訪問いたしました。あいにく佐藤君は出張中で会うことはできませんでしたが、課長から佐藤君の勤務態度や業務の遂行状況について話を聞くことができ、非常に高く評価しており、出向に対して感謝されました。

(2) まちづくり審議会からの建議書の提出について

令和3年12月14日火曜日、舟形町まちづくり審議会会長信夫貴吉氏より、令和3年度におけ

る町の諮問に対する建議書の提出をいただきました。これは、令和2年度の地方創生臨時交付金活用事業、いわゆる新型コロナウイルス感染症対策事業として実施した33の事業の検証及び評価とアフターコロナにおける町の施策等についてご審議いただいたものであります。事業の検証及び評価については、町民の安全と安心の確保や地方創生につながっているとして「評価できる。今後に期待したい」といった内容であり、アフターコロナにおける事業提案については、ICT、社会教育、交流促進、感染症予防、農業振興、まちづくりの6分野においてご提案をいただきました。

今後にも必要に応じてまちづくり審議会への諮問を行い、建議をいただきながら、町第7次総合発展計画に掲げている町の将来像「住んでいる人が誇れるまちづくり わくわく未来ふながた」の実現に向かって取り組んでまいります。

(3) 舟形町母親委員会と語る会について

令和3年12月23日木曜日、保・小・中の母親委員で組織する舟形町母親委員会と語る会が中央公民館で開催されました。母親委員会からは役員6名が参加し、子供の年齢に応じた悩みや課題、母親目線の考え方などをお聞きすることができました。また、現在進行中のおさがりクラブや行政支援に対する意見交換を行いました。

(4) 農業ビジョンの策定について

舟形町農業ビジョンは、本町の農業における農業政策の課題の解決に向け、目指すべき将来像を検討し、農業及び農村に関する施策を計画的に推進することを目的に、舟形町の農業総合戦略として策定をいたしました。このビジョンは、「もうかる農業の推進」「次代につなぐ持続可能な農業」「集落の農地を守る」の3つを基本方針に掲げた令和11年度までの計画となっております。策定に当たっては、次世代の農業経営を担う若手農業者や女性農業者が中心メンバーとなった舟形町農業ビジョン策定会議を開催し、令和4年1月18日にビジョン案の提案を受け、舟形町農業ビジョンとして策定し、ホームページで公表したところであります。

今後、町の施策としてしっかりと農業振興を支援していくためには町独自の計画が必要であります。本ビジョンに基づき、関係機関や多くの町民の皆様のご理解とご協力をいただきながら地域の強みを生かした農業の振興をさらに推進し、もうかる農業を実現してまいります。

以上4件について行政報告を申し上げます。

さて、本定例会に提案します案件は、請負契約の一部変更についての専決処分報告について1件、令和3年度舟形町一般会計、特別会計補正予算について4件、条例の設定について3件、条例の制定について7件、規約の制定について1件、令和4年度舟形町一般会計、特別会計等予算について7件、以上23件についてご提案申し上げますので、慎重審議の上、満場一致をもちましてご決議賜りますようよろしくお願いを申し上げます、挨拶とさせていただきます。

なお、12月定例町議会以降の主要事業につきましては、次に記載のとおりですので、説明は省略させていただき、挨拶並びに行政報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

日程第5 一般質問

議長 日程第5 一般質問をお受けいたします。順次発言を許可します。7番佐藤広幸議員。

7番 それでは、一般質問をさせていただきます前に、現在もなおロシアのウクライナへの侵攻戦略により数多くの死者、負傷者、難民が出ております。一刻も早く戦争が終結することを願いながら一般質問をさせていただきたいと思っております。

それでは、通告文「デジタルファーストプロジェクトの進捗状況は」という主題に沿って質問させていただきます。

第7次舟形町総合発展計画にデジタルファーストプロジェクトが記載されております。このプロジェクトを推進するため、令和2年度より総務課内にデジタルファースト推進室を設置し、Society（ソサエティ）5.0を実現すべく取り組んでいる最中と認識しております。

ソサエティ5.0とは、スウェーデン出身の大学教授エリック・ストルターマンが、デジタルトランスフォーメーション、デジタル技術で人々の生活や人生を豊かにすると唱えた定義を日本ではソサエティ5.0と称し、サイバー（仮想）空間、フィジカル（現実）空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立するとしています。

短期アクションプランの重点プロジェクトにあるデジタルファーストプロジェクトは、福祉健康、教育文化、産業経済、防災安全、生活環境、支える基盤の6つの分野に分けられ、具体的施策の内容が記載されております。どのようにソサエティ5.0を実現しようとしているのか、町長に質問いたします。

議長 ここで、換気のため暫時休憩をいたします。

午前10時25分 休憩

午前10時27分 再開

議長 会議を再開いたします。

町長 それでは、7番佐藤広幸議員の「デジタルファーストプロジェクトの進捗状況は」の質問にお答えします。

国が目指すべき未来社会の姿として提唱するソサエティ5.0とは、第5期科学技術基本計画において国が提唱したものであります。

ソサエティ5.0時代に向け、地方自治体は具体的にどのような対応をすべきか、今後どうなっていくのかについて、令和元年9月に町の職員と一緒に総務省を訪問し、情報通信振興

課及び地域政策課の職員から直接お話を伺っております。その際の話では、ソサエティー5.0とはこういうものだという明確なものではなく、これから日本が直面する新たな時代のことと捉えており、今後の少子高齢、労働人口減少などを見据え、様々なデジタル技術を取り入れた社会を構築していかなければ対応が難しくなる自治体が出てくるおそれがあるが、現状7割以上の市町村が特段の取組を行っていない状況である、まずは自治体自身が積極的にデジタル化に取り組んでいくための支援に国でも力を入れているという内容でした。

これからの自治体運営のため、デジタルを活用して何をしていくかは当然ながらその自治体に合った形で進めていかなければならないため、第7次総合発展計画の重点プロジェクトの一つにデジタルファーストプロジェクトを掲げ、総務課内にデジタルファースト推進室を設置し、各課横断的にデジタル化を進めることといたしました。

ご質問にあります、どのようにソサエティー5.0を実現しようとしているかについては、ソサエティー5.0とは新たな時代と捉え、第7次総合発展計画における短期アクションプランの計画期間と同じく令和6年度までの期間として、令和3年3月に町のデジタル化推進の施策展開の方向性を示す舟形町デジタル化推進計画を策定していますので、その中の施策を着実に実行することで進めてまいります。

進捗状況については、具体的施策の評価に基づき管理しており、新たな施策が出れば加えるなどしながら毎年内容を更新し、進捗状況を把握しております。

また、令和2年12月に総務省から示された自治体デジタル推進計画の自治体の情報システムの標準化、共通化や行政手続のオンライン化などの重点取組事項、昨年度末に示されたデジタル田園都市国家構想、さらには令和3年3月、山形県策定のYamagata幸せデジタル化構想に基づく施策にも情報共有しながら、遅れることなく取り組んでまいります。

今後も、変革する時代に対応できる職員の育成を図りながら新しい技術を柔軟に取り入れ、町が抱える課題の解決や町民生活の利便性につなげ、先進的少数社会をつくっていきたくと考えております。

7番 それでは再質問をさせていただきます。

答弁書も見させていただきましたけれども、私の質問の仕方が悪かったせいだと思うんですけども、私は、第7次総合発展計画のデジタルファーストプロジェクトの推進に当たっては6分野に重点を置いてやると書いているわけですから、この6分野、福祉健康、教育文化、産業経済、防災安全、生活環境、支える基盤、これの内容について、デジタルファーストプロジェクト推進室がどのように関わってフィジカル空間と現実空間をマッチングさせようとしているのかという質問をしたつもりだったんですけども、答弁書を見るとすごく広い範囲というんですか、そういう答弁書になっているものですから、例えば舟形町のデジタル化推進計画を見れば分かりますでしょうというような感じの答弁書にも聞こえるんですけど

も、50ページにもわたる計画案ですから、この計画案から6分野にわたっているところに絞った形で本当は、例えば健康福祉分野ではこういう取組をしていますよ、教育文化では例えばG I G Aスクール構想が前倒しされてW i - F i 環境なりタブレットなりが推進されていますよと、それをどういうふうにフィジカル空間の中でつなげていくかというのを推進室では考えていますよとか、そういう答えが出てくるのかなと半分期待をしておったんですけども、まだそういった形ではないわけですか。この6分野を掘り下げて、どういうつなげ方、デジタル化は進んでいると思うんですよ、町のデジタル化は今現在進んでいると思うんですけども、この6分野に関して、どういうふうに推進室が関わって推進を進めているのかというところがちょっと見えない答弁書だったので、再質問させていただきます。

町長 まず第7次総合発展計画の6つの目標と1つの基盤ということでありまして。そこを横断的にする4つの短期アクションプロジェクトを組んであります。その中の一つにデジタルファーストプロジェクトということでありまして。要は、全ての分野についてデジタル化を進めていかなければいけないということで、そうしなければ、人口減少、過疎地域の舟形町にとってマンパワーを補うのはデジタル化であるということを書いてあるわけです。そこをまず理解していただきたいのと、ソサエティ5.0の取組方、佐藤議員から言われているスウェーデンの大学の先生が言っているものと国が推奨しているソサエティ5.0というものと少し認識の差があるということの一つまずご理解いただきたい。

国としては、今後人口減少していく中で、地方の都市こそしっかりとデジタル化を進めていく必要があると言われております。菅総理から岸田総理に替わりまして、岸田総理についてはデジタル庭園都市構想ということで、地方こそデジタル化が必要だというご意見をいただいております。まさに舟形町にとっては渡りに船の政策だなと思っております。

そういった中で、どの分野でこういうことをとということがありますが、まずはできるところからデジタル化を進めていくということでありまして、具体的にデジタル推進計画の中にこの分野をこうするということも書かれているものはありますが、今後できるもの、さらには今後進めていかなければならないもの、いろいろ出てきております。

舟形町において、高齢化率が41%を超える、65歳以上の方が41%いらっしゃるという現実、そういった中でデジタル化が今すぐできるものとできないものがございまして。やはり高齢の方はデジタル化といってもなかなかなじめないものもありますので、そこら辺はペーパー、デジタル化できないもの、そして若い世代向けについては例えば母子健康手帳のデジタル化とかそういったものも進めている現状でありますので、そこら辺のところをご理解いただければと思っております。

7番 まずできるところからやっていくと、それは理解します。

それで、私、ここに出てくるようなところを調べてというんですか、例えば田園都市構想と

かYamagata幸せデジタル化構想とか様々見てはいるんですけども、一番分かりやすいというか、見やすかったのがYamagata幸せデジタル化構想、山形県がつくったやつ、副町長がいるから見やすいと言っているわけじゃないですけども、非常に分かりやすかったなと思います。

その中で、大きな実例として、天童市でやっているスマート農業、無人で耕作するトラクターが出たりとか、3つですけども、大蔵村ではタブレットを全戸配付して防災関係をやっているとか、あと金山町で介護予防の実証の模様とかそういうのが出ていまして、舟形町がほかの分野でやっていることともリンクしますけれども、まだやってないところもあるということで、ほかの市町村でも頑張っている。

またデジタルファーストプロジェクトの6つの政策に戻りますけれども、私が期待したのは、福祉健康分野では母子手帳のアプリをつくるとか言っていますよね。そういうところは実際にできているのかとか、金山町でやっているような介護予防、そういったものをマイナンバーカードから個人の健康の状態が全部入るようにして、その個人個人に向けた、個人に合った介護予防、100歳運動ですよとか、そろそろ薬が切れるんじゃないですかとか、そういうことを高度に融合させるのがソサエティ5.0だと思うんですよ。

そして、例えば教育文化では、さっき言ったICT、タブレット端末を使って、子供たちの吸収能力は物すごいなと思いましたから、そういったものの例えば塾などのオンライン授業で地方と都市の教育格差なども埋めていけることなのかもしれませんし、あるいは産業経済では衛星データを使って肥培管理をやろうとしているわけですけども、広くした農場の肥培には、肥料が多いとか少ないとかそういうところを管理、見て、品質の一定したお米を舟形町の特産品として売りたいという、それはいいと思うんですけども、本当にそれが栄養面とかそういった面で、ほかの米と衛星で監視した米に本当に違いが、品質が管理できているのかということまでは調べてないと思うんですよ。それを調べて差別化ができて初めて舟形町の特産品のおいしい米ということになると思うんです。これが今後の例えば衛星データを使って米を作っていますよという重要な部分だと思うんです。

6つだと長くなりますから、まず上の3つ、私はこう考えているんですけども、そういう進み方や考えというのはあるのかどうか質問いたします。

町長 後半について、差別化したお米がどうなったのか検証したかという話もあったんですが、そこは、これから、来年度から全圃場にそれが該当できるようにしていくということで、一つはしっかりおいしいお米だという検証も必要かとは思いますが、まずデジタル化の話とは一線を画すところもあるかなと思いますが、詳細についてどういう取組をしているかにつきましてはデジタルファースト推進室から答弁をさせていただきたいと思います。

デジタルファースト推進室長 具体的な施策についてでございますが、福祉健康につきましては、

議員もさっきおっしゃったと思うんですけども、母子手帳アプリの導入、データ分析による健康づくり事業の推進などが挙げられます。続いて、教育文化につきましては、GIGAスクール構想の推進ということでタブレット導入の推進を行っております。また、産業経済、農業につきましては、衛星を使った管理システムによる農家の件数を増やすということで、デジタル化推進計画の下、行っております。以上でございます。

7番 どんどん進めていていただきたいと思います。

衛星は違うと言いましたけれども、これから圃場の水管理をデジタル化して無人でやるというような、水管理の取水口のところに、そういったところにそれこそ5Gでも使いながら、そういう計画もありますし、そういったものをどんどん進めていくような計画というんですか、考えも必要じゃないかなと思います。

また、防災安全、これは言わずと知れた防災無線をデジタル化したりそういったものだと思うんですけども、町のホームページを見たら防災ヘリコプターの着地場所が住所で書かれておったような気がするんですけども、ああいったものも画像で舟形町のそういったところにいざというときはヘリコプターが着地しますよというようなものがあればもっともったいいんじゃないかなと思います。

生活環境、まさに町長が、この絵、私、いいなと思っていたんですけども、これから将来は自動運転の車が走るような絵も描いてもらっていますし、自動運転ができれば買物難民の方々のところに食料を積んでいくというようなこともあるかもしれません。

そして、支える基盤、これは行政の効率化や情報の発信と書かれていますけれども、我々はタブレットでいろいろな画像を使って処理しろなんて言われてもなかなかできないですけども、この前視察させていただいた小学校の教育風景を見ますと、子供たちの吸収能力が早くて、えらく情報処理にたけた子供たちが将来育ってくるんだろうなと思いました。ぜひそういう子供たちが、舟形町の役場でもいいですし、企業でもいいですし、近くの新庄でもいいですし、そういったところに巣立ってくれたらいいなと。そういう人材育成のために、どういうふうに、答弁書にも少しありましたよね、そういう人材育成、そういったものにソサエティー5.0というものを使おうとしているのか。

この下3つ、防災安全、生活環境、支える基盤、それから防災安全は大蔵村でタブレットを全戸に配付したという事例が県のホームページに載っておりました。私、防災無線では限界があると思っているんです。全戸配付されれば、こういうタブレットで、使いにくい方はいるかもしれませんが、いろいろな問題が解決できると思っています。防災安全、さっきのヘリコプターの着地場所の問題、それから町内会の配付物の多さ、これは大分少なくなったなと思っていますけれども、そういう配付物をタブレットでも見れるようにすればさらに配付物は減っていきますし、様々な問題が解決できる糸口がタブレットには、我々も使っていま

すけれども、ペーパーレスとか、あるんじゃないかなと思っています。

この3つについて町長の考えをお伺いします。

町長 まずスマート農業の関係については、先ほど行政報告並びに挨拶の中でも申し上げましたが、スマート農業を推進していく、農業ビジョンの中でも一つあります。それはやはり農業後継者をしっかりつくるということと、これからの農業を考えた場合に、人が足りないというマンパワー不足を補うにはスマート農業であろうということがあるためであります。また、先ほど言った衛星を使った栽培管理というものについては、ほかの町や村と比較して栽培管理がしっかりできているということの中で差別化を図っておいしい米を作ろうということ考えているところであります。

ちなみに、令和4年度以降になるかと思うんですが、現在、沖の原地区の圃場整備について、県のモデル地区として新たなスマート農業の形を模索した取組が行われようとしております。これは農林水産省の一つのモデル事業として県が取り組み、県から町のデジタル化への取組が評価された形で沖の原地区ということで選定されたということがございます。県のデジタル化推進計画の中ではまだ代表的なものとして出てきてはおりませんが、町としては様々な取組をしていると。

基本的に全てのことについてデジタル化を進めていくということ为先ほども申し上げましたとおり、今後人口減少の中でマンパワーを補うのはデジタル化であるということでもありますので、前の平井デジタル大臣が言うておりましたが、「ITは機械と機械をつなぐものだ。デジタルは人と人を結ぶものだ」という発言がございました。このことは非常にすばらしいことだと思っておりまして、町としてもあらゆる分野の中でこの取組をしていくことになるかと思えます。

また、大蔵村のタブレットについては、私も大変、加藤村長をすばらしい取組だということで称賛したところでもございました。私どもと同じような高齢化社会の中でタブレットを導入したということについては本当にすばらしいなど。私どもも防災無線をデジタル化するとき、タブレット導入のほうが安かったものですから、それをやろうとしたんですが、実際お年寄りの方々について、そのタブレットの操作というものについて、できないという調査結果もありまして、記録に残るといところが非常にいいということもありまして、そちらのほうが費用も安かったのでそれを進めようということもあったんですが、やはりお年寄りの方々についてはタブレット操作はかなり厳しいということがありまして、その結果、防災無線と戸別受信機という形で1軒1軒に受信機を置くスタイルとなりました。しかしながら、これがいつまでもそういう形なのかといたらそれは違ふと。デジタル化に対応した年代の方々が多くなれば、それは大蔵村のようにタブレットを導入しながらデジタル化を進めていかなければいけないという思いでございます。

各分野ごとということがありましたので、それについてもデジタル推進室から答弁させていただきますが、やはり大事なものは、そういうものが必要だということで、これから少数社会の中でどうやってまちづくりを進めていくかという中で、職員をはじめ町民の方々にもデジタル化を進めるべきだという機運の醸成が必ず必要であり、職員にあっては意識改革というものが必要だと考えておりますので、その点についてもご理解をいただければと思います。

内容についてはデジタルファースト推進室から説明をさせていただきます。

デジタルファースト推進室長 それでは、防災安全につきましては、先ほど防災行政無線のデジタル化というのがございました。あとはワーケーション事業に絡みますけれども、温泉コテージ村に防犯カメラを6台設置するなどしております。また、来年度事業で予定しております河川の監視カメラの増設も考えております。

生活環境関連につきましては、昨年度、持ち運びできるパソコンを購入しておりますので、いち早い災害現場などからの情報提供など、現場と役場を結ぶデジタル化などを進めております。また、今年度につきましては、除雪のシステム化ということで、除雪業者が直接町に来なくてもデータを提出できるようなシステムを組んでおります。

最後、支える基盤でございますが、これについては主に職員のこれからのデジタル化社会に対応できる働き方や意識の変化などに対応できるように研修等を行っておるところでございます。以上です。

7番 ありがとうございます。ぜひそのような内容も、答弁書に6つの分野と言っていたわけですから、織り込んでくれたらもうちょっと時間を有効的に使って深い質問ができたのかなと思います。

ソサエティー1.0は狩猟、ソサエティー2.0は農耕、ソサエティー3.0は工業、ソサエティー4.0は情報、ソサエティー5.0は新たな社会ということで、まだ具体的には示されていないとか、これから我々がつくっていくもので、今、町が進めてきているものというのはソサエティー4.0、情報を使ってデジタル化を進めていくところの発展にとどまっているのかなと。これをフィジカル空間、そういったところで集まったデータを高度に融合させていくという役割をするのがデジタルファースト推進室と私は考えております。ですから頑張っていたきたいと思います。

これは総務省のあれからダウンロードしたやつですけれども、これまでの社会ということで、少子高齢化や地方の過疎化などの課題に十分に対応することが困難だから克服社会をつくりましょうとか、人が行う作業をロボットでやりましょうとか、必要な知識や新たな価値の創造をつくっていきましょうと、IoTですね。情報があふれ、必要な情報を見つけ、分析、解析する作業に困難や負担が生じるので、そこをデジタルで解消していきましょう、こういうのがソサエティー5.0で実現する社会となっているわけです。

そういった移動通信とかさっき言った圃場の水管理とか、松橋にはドローンでもしかすると弁当を届けてくれるような社会が来るかもしれません。そこで必要になってくるのが通信、キャリアの通信ということで、今年度の予算の中で通信キャリアによる5Gサービスのエリア誘致を頑張っていくというような、これが通れば大変いいことですし、頑張っていたきたいなと思うんですけども、今現状は、私も5Gというからにはと思って家の有線によるインターネット環境を全部廃止しまして、ドコモの5Gという置くだけのやつで本当に5Gが来るのか実験しているんですけども、ぎりぎり来るんですけども、来ても表示のような通信速度は出ない。インターネットや動画をちょこっと見るだけの今まだそんな状況です。ソフトバンクも持っているんですけども、ソフトバンクの携帯電話だけ持っているんですけども、これは置くだけ、5Gなんてまだまだ舟形町には遠い存在ですし、4Gが来ているだけということで、今後の舟形町でそういうデジタル化の高度な融合をさせるためにはこれは重要だと思いますので、通ればぜひ頑張っていたきたいなと思います。

最後になんですけども、町長に認識を伺います。

ソサエティ5.0の人間中心の社会、これの目指すところは、快適であるとか質の高い生活であるとか、デジタル化によって活力が生まれてくるとか、そういったことを目指しているわけです。今現在、舟形町でデジタル化が推進されていますけれども、それによってどれだけ町民が、デジタル化になったな、いいことをしていったな、生活が楽になったな、暗い社会が、人がいないと言っていた暗い社会が少しデジタル化によって楽な未来が見えてきたなという声が聞こえてきたときに初めて今やっているデジタル化のソサエティ5.0の推進がうまく進んでいるということになるかと思っています。これに向けて頑張っていたきたいんですけども、少しでも町民からそういう声が聞こえてきていると感じているかどうか、質問させていただきたいと思います。

町長 大分認識の差があるので、まずソサエティ5.0という大学の先生が言っているそのものと国が進めていく上でのソサエティ5.0、その中で町がソサエティ5.0を目指すということなんですが、町のソサエティ5.0ということについては、基本的には国が進めている、そんなすばらしいものを町独自で作り出したりすることはできないと思っておりますので、やはり新しい技術なり何なりというものについては民間企業であったり国の段階での開発、それから構想というものがあるんだろうと思います。

その中で私たちが取り組まなければいけないのは、何度も申し上げますが、人口減少で少数世界になったときにマンパワーを補う、そういったデジタル化が必要なんだということです。そのために様々な取組をしていくと。

先ほど称賛をいただきました第7次基本構想の小学生から中学生までの作文や絵を基につくった未来予想図ですが、町長室にも飾ってあります。それを実現させるためにということで

ありますので、逆に言うとその未来予想図が舟形町にとってソサエティー5.0なのかもしれませんが、そこまで行くためには、デジタルファースト推進室ができてまだ2年です。その中で、町民の方からこれがあって大変よかったというような評価を得るまでにはまだまだ至っていないと思いますし、デジタル化を進める上での享受というものについて実感できる施策としてもまだまだ足りないと思います。

しかしながら、来年から様々な取組をする予定でありまして、今後とも取り組むという姿勢が、舟形町の未来、特に子供たちに恩恵できる、そういうところになっていくものだろうと私は考えております。

したがって、現時点で認識があるかということなのですが、そこはまだ認識は、実感できるものはありません。しかしながら、先ほども、繰り返すようですが、今後人口減少、少数社会の中でしっかりとデジタル化が舟形町を支えていくものだという思いの中でしっかりとデジタル化を進めてまいりたいと考えております。

7番 正直に答えていただいております。まだまだ認識できる状態ではないと私も思っております。そして、デジタルファースト推進室も2年ちょっと、設立してそのぐらいの期間ですから、まだまだ何をしていこうか、どう運営していこうかという部分から抜け出せないところもあるのかなと思っております。ぜひ、第7次総合発展計画の期間までに一つの項目でも二つの項目でもいいから、町民がこの項目のデジタル化によって楽になったねと言われる項目があればいいなと思いますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。以上で一般質問を終わらせていただきたいと思います。

議長 以上をもって、佐藤広幸議員の一般質問を終結いたします。

ここで、換気のため暫時休憩をいたします。

午前11時04分 休憩

午前11時05分 再開

議長 会議を再開いたします。

引き続き一般質問をお受けいたします。4番小国浩文議員。

4番 それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

私からは2問について質問させていただきます。

1つ目として「デマンドタクシーサービスの充実を」と題して、町では地方創生臨時交付金を活用し、新たにデマンド型乗合タクシーの購入補助を行い、タクシー事業者は車両を1台更新し、町民の利便性向上に向け、デマンド型乗合タクシーサービスの充実を図るようですが、どのような改革を考えているのか、町の考えを伺います。

2つ目といたしまして、「3回目のワクチン接種は」。

昨年、猛威を振るったデルタ株がようやく終息の兆しが見えた矢先、新たな変異株、オミクロン株が発生し、デルタ株より3倍ぐらいの感染力との報道があり、日本中大変な事態になっています。国では、当初3回目のワクチン接種は2回目終了後8か月をめぐりに3回目接種の予定でしたが、予定を変更し、接種の前倒しにかじを切りました。

それを受け、町でも接種時期を早め、2月5日からワクチン接種が行われるが、どのように行われるのか。また、今後、コロナとの共生も考えなければならないと思うが、町の考えを伺います。

町長 それでは、4番小国浩文議員の「デマンドタクシーサービスの充実を」についてのご質問にお答えします。

初めに、町内タクシー業者による車両の更新については、狭い車内において新型コロナウイルスへの感染を懸念する声が利用者からあったこともあり、更新する車両に運転席と後部座席を仕切るシールドや抗菌シートカバー及び空気清浄機の設置など感染症予防対策を施すことによって、タクシー利用者の安全と安心を確保することが目的であります。

このように感染症予防との関連性が認められることから、国の新型コロナ感染症対策臨時交付金の事業計画に掲載し、本議会に提案している令和4年度当初予算案に盛り込んでいるのであります。そのようなことから、このたびの車両の更新の目的と乗合型デマンドタクシーのサービスの充実を図ることに関連性はないと認識しております。

さて、平成30年4月から、それまで運行してきた町営バスを廃止し、町内タクシー業者が事業主体となってデマンド型乗合タクシーの運行を開始してまいりました。定時定路線の運行であった町営バスに比べ、予約運行型のデマンド型乗合タクシーは運行経費の削減や自宅までの送迎が可能となるなどの利便性の向上が図られました。また、利用者からは大変助かっているとの声もいただいております。移動手段がなく、困っている方を支援するという点で今後も必要な公共交通であると考えております。

デマンド型乗合タクシーは、運行の時間と本数が決められている中で、前日に予約人数を把握し、町内及び県立新庄病院に向けて運行するものであります。これまでデマンド型乗合タクシーの利用者や町内会長会議において町民からのご要望をいただいております。事業主体である町内タクシー業者とも現状を含めた打合せを重ね、昨年12月に地域公共交通会議を開催し、県立新庄病院行きの町外便について、これまでは午前中の往復1便のみでしたが、今年4月からは午後1時に県立新庄病院着の往路1便と、午後1時15分と3時30分に県立新庄病院の復路2便を増便することを決定いたしました。必要な事務手続が済み次第、広報等で周知を図る予定であります。

今後も、利用者やタクシー業者からご意見をいただきながら、利用しやすい乗合型デマンドタクシーの構築を目指してまいります。

次に、「3回目のワクチン接種は」についてのご質問にお答えします。

町では、1回目、2回目のワクチン接種を終了した18歳以上の町民を対象に、当初は3月からの集団接種の計画を立てたところではありますが、オミクロン株による感染拡大などにより、国から前倒しでの接種開始の指示があったことから、2月5日から福祉避難所「てとて」における集団接種を65歳以上の高齢者から開始いたしました。それに先立ち、医療従事者については1月から舟形クリニックでの接種を開始し、2月3日からは高齢者などの施設入所者への接種を各施設で開始しております。また、2月5日からの集団接種では、高齢者に加え、保育士や小中学校の先生、除雪オペレーターなどにも優先的に接種を実施しております。

集団接種の実施日につきましては、2月は毎週土曜日に実施いたしましたが、3月からは土曜日に加え、木曜日も行う計画であります。65歳以上の高齢者については3月12日ではほぼ終了し、3月17日からは64歳以下の方々の接種を行い、4月上旬に終了する見込みであります。

使用するワクチンは、一、二回目に使用したファイザー社製のワクチンに加え、モデルナ社製のワクチンも使用することとなります。入荷状況については、4月上旬までの予定ではありませんが、ファイザー社製は1,758回分、モデルナ社製は3,200回分、合計4,958回分が入荷する見込みで、予定している18歳以上の対象者約4,300人全員に接種できる数が入荷する見込みです。ただし、モデルナ社製のワクチンは若い世代において心筋炎や心膜炎などの副反応が現れる心配があることから、モデルナ社製は高齢者への接種に優先的に使用しており、若い世代はファイザー社製を使用する計画であります。

また、今回は5歳から11歳の小児への一、二回目の接種も予定されております。2月下旬に接種希望の意向調査を行い、現在、人数などを取りまとめ中であります。小児へ使用するワクチンはファイザー社製となりますが、一般用のものとは全く違うワクチンであるため、小児用のワクチンの入荷状況を見ながら、一般の方への接種日とは別に接種日を設定したいと考えております。

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぎ、一日も早く町民の皆様の安全安心を確保するため、ワクチンの追加接種を計画的に進めてまいります。

4番 それでは、再質問をさせていただきます。

まず初めに、このたびのデマンドタクシーの車両の更新について、タクシーサービスの充実を図るために更新するというだけでなく、ただ単に、ここに書かれていますけれども、利用者の安全とか空気清浄機の設置など感染予防に向けて更新するという認識でよろしいでしょうか。

町長 そのとおりです。

4番 これは大変ありがたい予算措置だと私も思っております。

そのような中で、私が質問するというのは、今回1台更新することによって、ここに書かれ

ておりますけれども、午後の1便増えて利用しやすくなるようなサービスを目的とした、この4月からなるということですが、これは車の更新とは別に考えて、前からそういう考えがあったのでしょうか。

町長 デマンドタクシーも星川タクシーにお願いしていますが、通常のタクシー業務としてもあるわけでございます。その中で、小国議員が言われているユニバーサルデザインのタクシーについては、デマンドタクシーとして専用に使っているわけではございませんので、通常のタクシー業務としても使われています。

その中で、あの形については、私も東京でタクシーを利用するとき、わざわざあのタクシーを探して乗るぐらい、利用者の方々についても非常に乗りやすいということがありまして、星川タクシーの社長についても利用者の方から「そのタクシーいいね」ということがあって、それを更新する際にその形のもの、ユニバーサルデザインの車を入れると。たまたまその中でコロナということもありまして、コロナ感染対策の設備をするので臨時交付金の対象となって補助することができるということでもありますので、まずはそこが一つあります。

それから、デマンドタクシーについては、基本的に一般のタクシー業務と、町営バスを廃止してデマンド型タクシーをとこの2本立てで星川タクシーにお願いしております。平成30年から新しいデマンド型タクシーの形にしたわけですが、タクシー会社も私も初めてでありますので、通常のタクシー業務の営業を脅かさない程度で検討して始めたのが、今年3月まで実施する、朝7時45分に舟形駅を出て、新庄の病院から帰ってくるのが11時50分でしたか、というような便を検討しておったんですが、利用者からいたしますと、県立病院に午後から予約があったり、午前中行ったにしても会計とか混み具合によっては間に合わないということがございました。それらを解決するということが令和3年当初からありまして、そういうふうに見えるように星川タクシーと検討してまいりました。星川タクシーにも了解をいただいた中で増便が決定することとなったんですが、これについては地域公共交通会議ということで様々な機関との協議をした上で了解をいただかないと実施できないということがありますので、そういった関係もございまして今年4月1日ということになってしまいました。ちょうどコロナの交付金と増便してサービスが充実する時期がたまたま一緒になったものですから、ちょっと誤解を与えるような形になっておりますが、サービスの充実は前から考えておったものでございます。たまたまユニバーサルデザインのタクシーを更新する、それに対してコロナ感染症の対策ができる車であったということで臨時交付金の対象になって、町としても補助を出すことができるということになったわけでございます。

4番 まさにちょうどいいタイミングだったのかなと私も思っております。まさにユニバーサルデザイン、乗りやすいし、私も乗ってみて、普通のタクシーよりもぐっと乗り心地がよろしいようですので、それを更新するということは大変ありがたいと思います。

その中で、サービスはサービスとして、4月1日から1便、増便するというお話も伺いましたので、まずは町民が、結構使い勝手が悪いという評判は間違いなくあったわけですので、それを解消するためにそういう施策を取っていくというのは大変ありがたいと思います。

私も調べまして、最上8市町村の町民サービスに対してのあれで、最上町は乗合バス、デマンド型のバスを開設し、真室川町もデマンドタクシー、舟形町と同じようなことをやっております、鮭川村はバスになっていますけれども。

私、この間ちょうど県立新庄病院の前の雪捨ての仕事をしておりましてところ、大蔵村の議員が来て、さっき7番議員が大蔵村はすごいなということがあったんですけども、バスが入れ替わり立ち替わり来るわけですよ。不思議だなと思って、1台だったら分かるんですけども、運転手にちょっとお話を伺って、随分頻繁に来るねと言ったら2台体制なんだそうです、あそこは。平日は1台7回ずつ走るらしいです、土日は4回。前の舟形町のバスのように空バス状態でした。コロナ前は結構満杯になったという情報もいただきましたけれども、2台をフル活用してやるということで、すごいなという私の認識もありました。それを舟形町に求めているわけではないですけども。

他町村でも、市民、町民、村民のためにいろいろなサービスをやっておるわけですので、今回舟形町は1便が2便になった、始まりだと思うんです、私は。もっと2便が3便、4便になるように、空バスを走らせるんだったらデマンドを拡充して今後町民サービスに努めてもらいたいという思いでおるんですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

町長 大蔵村の取組については、大蔵村長ともよく話をしながら、素晴らしいということで、私も毎回称賛しているんですが、大蔵村は肘折温泉という観光地、宿泊施設等を抱えているという環境と、もう一つは、新庄市の本合海地区関係の方も乗車できるという条件があつてということがありますので、そういう運行も可能なんだろうと思います。そこは村民の利便性、それから観光客の誘致ということの2つの目的があつて取り組まれていることだろうと私は認識しているんですが、その自治体自治体における条件、環境に合ったものが一番いいだろうと思っております。

そこで、町としてはデマンド型乗合タクシーを選択したわけでありまして。先ほども申し上げましたとおり、初めての取組をする際に、先ほど言った星川タクシーの通常の営業活動を阻害してしまうと協力をしていただけないということもありましたので、まずは平成30年から今年3月までの間でこのような形で取り組ませていただいているという状況であります。

さらにもっと利便性をということで、このたび午後便を増便するというので、このことについては星川タクシーの協力をいただいたということになるわけです。今後、先ほど申し上げましたタクシー本来の営業活動と町のデマンド型乗合タクシーのそういった利便性を星川タクシーともよく話をさせていただいて、町民の方々が、ドア・ツー・ドアじゃないんです

が、自分の玄関先から乗っていけるという利便性の中で本当に助かっているという声を多く聞きます。あとはそういった回数を増やしながらかみ細やかなサービスが充実できるように詰めていかなければいけないと思っております。そこら辺については星川タクシーと星川タクシーの存続も含めて今後協議をしていくことになるかと思っておりますので、その点についてご理解をいただければと思います。

4番 町長から前向きな答弁をいただきましたので、さらなる充実を図るためにもタクシー会社とよく相談をしていただいて、町民の利便性向上のために頑張ってくださいと思います。デマンド型についてはこれで再質問を終わりたいと思います。

次に、ワクチン接種について再質問させていただきます。

2月の土曜日1回の接種を3月からは週2回に回数を増やすという答弁書になりますけれども、これは大変よいことだと私も思います。今これだけオミクロン株が蔓延して、まして役場まで来る、誰がかかってもおかしくない状況の中で、まずは取りあえずワクチンというのが大切な防止対策にもなるのかなという思いでおりますので、週2回接種は、4月上旬に終わるとありますけれども、それまで引き続き2回体制でやっていくという認識でよろしいでしょうか。

町長 2月中に木曜日、土曜日とできなかつたのは、多分高齢者施設との関係で先生が木曜日にそういった方々を優先的に接種しているということもあって、その方が終わらないと木曜日の午後からというのが空かないだろうと思っております。

そして、3月、今週、明日からは木曜日、土曜日の2日体制で先生のご協力をいただいて実施して、4月2日には終わりたいという形です。ただ、その集団接種に間に合わない方等々がいらっしゃいますので、それについては個別に舟形クリニックで接種できるような体制も取っておりますので、4月2日で全て終わりということではなくて、その後も引き続き4月2日までに終わらない方については個別接種で対応していきたいと考えております。

4番 ぜひなるべく早く終わるように頑張ってくださいと思います。

次に、3回目接種のワクチンですけれども、モデルナ製ワクチンとファイザー製があるわけですけれども、前に全協のとき町長が言ったんですけれども、ここに書かれているとおり、若い者にはちょっと副反応が強過ぎると、モデルナの場合は。ただ、高齢の方にはそんなにないのかなという報道もありましたので、このやり方としては大変いいやり方だと思っております。ただ、モデルナをなぜ高齢者に、若者にはあまりされたくないという思いも分かるんですけれども、ファイザーを2回打って、私もファイザーを2回打ちました。3回目はモデルナという通知を頂きましたけれども、別にこれは何らファイザーでないと駄目なんていう思いはありません。まして、報道によれば、ファイザーを3回打ったら54.1倍の抗体率、またファイザーを2回打ってモデルナを3回目に打てば67.9倍の抗体率に上がるという報道

もありますので、副反応が出るのはある程度しょうがない、副反応が出るということはそれだけ効いているということだという理解が私にあるんです。うちの副議長も打ったら熱が出たという話を伺いまして、まだ若いからだろうと冗談で言っていましたけれども。せっかく打っても、モデルナを打つと抗体が上がるんだということも町民にお知らせしていると思うんですけれども、そういうことも町民にお知らせするという考えはあるんでしょうか。

町長 ワクチンの種類については、こちらで選べるといいますか、希望を出せることがなく、国から来るものを使わざるを得ないという状況であります。

一昨日の全協でも申し上げましたが、12月21日にファイザー社の1箱1,170回分と、それから2月24日に0.5箱、半分入ったというところで588回分、合わせて1,758回分しか町にファイザー社のものが届いておりません。あとは全てモデルナ社になるということで国から県を通じて来ておりますので、町としましては、ファイザー社製とモデルナ社製の副反応の件、それには先ほど言いました若い方々に対する心筋炎とか心膜炎とかそういったことが心配だということがあったものですから、ワクチン接種の案内を出すときに、そういったことも踏まえて通知の中に「大丈夫です」と安心を持たせるようなチラシを入れておりますので、ぜひもう一度確認していただきたいと思うんですが、先ほど言った抗体が上がるということについても明示してあったと思いますので、町としてはワクチン接種のクーポンを出すときにそれらも踏まえて出しておりますし、町のチラシ等についてもホームページ等でもその件についてはお知らせをしているという状況であります。

4番 私が見るのを忘れたのかもしれませんが、それも必要なことだと思います。田舎からそんなに、こだわっている方が多いのかというところとそうでもないと思うんですけれども。

次に、5歳から11歳までのワクチン接種ですけれども、2月に意向調査しているという話ですけれども、子供にオミクロンがどんどん蔓延しているわけですから、これは1回接種じゃなく、たしか2回接種だと思ったんですけれども、それで間違いないでしょうか。

町長 そのとおり2回接種をしなければいけないんですが、ファイザー社の子供用ワクチンの入荷予定が3月7日から3月14日の週に1箱100回分来ることが示されていますので、まだ現在、山形市とかワクチン接種が始まっているところもあるんですが、舟形町についてはまだ5歳から11歳までのワクチンが届いていないという状況でありますので、届き次第、先ほど申し上げましたが、2月下旬にワクチン接種の希望等を取っておりますので、それらを見ながら人数を把握した上で、その100回分のワクチンをどう使うかということについて今後考えていきたいと思っておりますので、まだ5歳から11歳までの接種予定については、今後、学校、保護者の方々へお示しをするという形になるかと思っております。

4番 まだまだ5歳から11歳の方はいつ終わるか、一般は4月上旬に終わることですけれども、子供も含めるとまだまだ、どのぐらいの予定もまだ立たないという認識でよろしいで

しょうか。

町長 対象者については255人いらっしゃいます。その中でワクチン接種を希望される方がどれだけいるかというところを今調査中でありまして、それは調査次第でありますので、先ほども言いましたとおり、3月7日から14日の週に1箱来る、100回分であります。2回打たなければいけないということで、次の入荷予定がしっかり分かるのであれば100人に打てるんですが、一般の方の例に捉えると50人分を確保して2回打てるということで行くと50人が対象になってしまうと。そうすると255人いる中で50人分しか、ワクチン接種できる可能性があるものがこれしかないということでありまして、まだ予定については、今後、先ほど言いましたとおり、アンケート結果、ワクチン接種を希望する方の人数と国から示される小児用ワクチンの入荷予定の状況を見ながら予定を組んでいくという形になります。

4番 一日も早い接種終了を願っておるわけでありまして、小学校、5歳から11歳も頑張ってワクチン接種をしていただきたいと思っております。

次に、3月1日の山新に載っていたんですけども、遠隔授業というものが新聞に載っておりました。私はここに書いてないんです。3月1日なので、ここに書かれてないので、コロナの影響下なんで質問をさせていただきますけれども、1番、2番、3番とありまして、2番の舟形町の場合は、3番になっているな、舟形町はリモート授業というものを全部、今後やるということでしょうか。

議長 暫時休憩します。

午前11時39分 休憩

午前11時41分 再開

議長 会議を再開します。

今の質問者の内容は通告の範囲を超えていますので、質問を変えてくださるようお願いいたします。

4番 大変失礼しました。1日に出たもんですから、ここで聞けば分かるかなと思って質問させていただきました。

最後に、これは答弁書に書かれてないと思ったんですけども、今後、コロナとの共生を考えなければならない時期になってきているのかなという思いで書かせていただきましたけれども、今、オミクロン、町長答弁にもありましたけれども、ステルスオミクロンBA2が蔓延、沖縄では一旦終息に向かったんですけども、また1,000人を超えるような感染状況になってきているわけです。ということは、私は科学者でないので分からないですけども、ステルスオミクロンがまた、第7波じゃないですけども、また蔓延してくるのかなと、今後そういうおそれもありますけれども、重症化はならないで、感染力が強くなるのではないかと

という思いでおりますが、ワクチンもある程度の効果はあると思うんですけれども、最終的には経口薬、これが鍵となってくると思うんですけれども、これは町では、医療行為でありますので、経口薬について情報とかそういうものは、国からの指示とかというのはないんでしょうか。

町長 ステルスオミクロンをはじめ今後どのようなことになるかということ、今後の共生というのは多分アフターコロナというよりはウィズコロナということでやっていかなければいけないのかなと思っているところです。

先日、シオノギ製薬の日本産の経口薬を承認するというような話も出てきております。そういった意味でいくと、今後そういった治療薬ができれば非常にありがたいということもありますし、イスラエル等の各国においては4回目のワクチン接種という話もございます。国としてどちらを選択していくのかということについては町としてどうこうという話にはなりませんので、国の指示に従ってやっていくということになるかと思いますが、経口薬についておぼろげながらの記憶で申し上げますと、現在、医師の処方があれば経口薬の処方もできるということで、感染症対策の医院になっているところであればそういったこともできるという程度しか今のところは町として情報を持っておりません。

4番 一日も早い終息を私も願っておるところですけれども、経口薬が最終的なゲームチェンジャーになり得るものではないのかなと私も思っております。確かに国産のシオノギ製薬が厚生労働省に承認申請を上げました。国の許可が下りているのか分からないですけれども、そういうものが出来て、コロナとの共生も考えていかないと経済が本当に、舟形町はこういう商店というのは少ないですけれども、本当に潰れてしまうんじゃないかなという思いもありますので、ぜひそういう思いを込めまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

議長 以上をもって、小国浩文議員の一般質問を終結いたします。

ここで、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時46分 休憩

午後 1時00分 再開

副議長 議長が不在のため、地方自治法第106条第1項の規定により副議長の私が議長の職務を行います。

会議を再開いたします。

引き続き一般質問をお受けします。6番齋藤好彦議員。

6番 それでは、私からは、さきの通告に従いまして2点についてご質問をさせていただきます。まず初めに、「全世代への社会保障の取組策は」と題してご質問いたします。

人生100年時代の到来を見据えながら、高齢者だけではなく、子供たち、子育て世代、さら

には現役世代まで、誰もが安心して暮らすことのできる全世代型社会保障制度の構築が注目されております。厚労省によると2020年時の100歳以上の人口は8万人を超え、前年比9,000人増と過去最高を毎年更新している現状にあります。平均寿命も2065年には男性84.95歳、女性は91.35歳になるとの予測もあり、人生100年時代も現実のものに近づきつつあると感じております。

しかしながら、高齢者世帯、高齢独り暮らしの増加により、地域における見守り、支え合いなどの希薄化が懸念されております。また、自然災害や感染症拡大防止など多くの課題を抱えながら不安な生活を余儀なくされているのが実情であり、全世代に対する医療、福祉だけではなく、生活分野での幅広い社会保障が必要であると考えます。町長のお考えをお伺いいたします。

次に、「窓口サービス業務の改革を」と題してご質問いたします。

先日の新聞に「書かない窓口導入の自治体増」という見出しの記事がありました。内容は、住民が行政手続をする際に申請書の記入が不要で、身分証明の提示と署名だけでサービスが受けられる仕組みであります。導入の背景には、利便性の向上に加え、新型コロナウイルス感染防止対策として窓口での密を抑制する狙いもあり、導入している自治体が増加傾向にあるようであります。また、おくやみ窓口と称したシステムを導入している自治体もあり、生前に利用していた行政サービスを停止するため、複数の課を回って申請書の記入を繰り返す必要があった手続を一度で済ませるなど省力化を図っております。

高齢化が進み、様々な手続で窓口を訪れる高齢者も増えることが予想され、窓口手続の簡略化が必要であり、書かない窓口など、窓口サービス業務の改革を検討すべきであると考えます。町長のお考えをお伺いいたします。

町長 それでは、6番齋藤好彦議員の「全世代への社会保障の取組策は」についてのご質問にお答えします。

国では、令和元年度から社会保障全般にわたって持続可能な改革についての検討が重ねられてきました。この検討結果を踏まえ、令和2年12月に全世代型社会保障改革の方針を閣議決定し、令和3年6月には日本の未来を担う子供たちへの対策や、75歳以上の高齢者が増えることによる現役世代への負担上昇を抑制する対策についての関係法が成立しました。

この改革の本来の目的は、将来にわたって持続可能な社会保障となるように、全世代から公平に負担をしてもらうための取組でもあります。これにより、令和4年度から不妊治療の保険適用や助成制度の拡充、75歳以上の高齢者に係る医療費の窓口負担の所得に応じた2割への引上げなどが実施されます。こうした国の社会保障制度の改革に対しては、国の方針や通知に従い、町でも粛々と対応してまいります。

一方、町では、第7次総合発展計画に基づき、人生100年時代を見据え、個人の価値観や生

活様式が多様化している社会情勢の下、全世代にわたって「住んでいる人が誇れるまちづくり」を目指し、各種事業に取り組んでいるところであります。

生活分野における町の取組の一部を紹介しますと、高齢者や障害者を対象にした冬の安全確保のための除雪サービス事業、外出支援のためのタクシー券の助成事業、在宅で高齢者の介護を行う介護者への激励金の支給、独り暮らしの高齢者の対策として、見守りのための緊急通報システムの設置、ボランティアによる週1回の弁当の宅配や週2回のヤクルトの宅配などを行っております。

子育て世代に対しては、福祉避難所「てとて」での子どもの広場の開設、県と連携した保育料の段階的無償化事業、生活に困窮する独り親家庭に対しては、就職に必要な資格取得のための給付金の支給や専門職による生活再建のための相談支援なども行っております。

誰もが安心して暮らすためには、議員ご指摘のとおり、生活分野全般にわたる社会保障の充実は大変重要であると考えています。基本的な社会保障は国が行いますが、直接町民に対する基礎自治体として、国の制度では拾い切れないような部分について、地域のニーズを踏まえながら取り組んでまいります。

今後も、全世代にわたる町民全体の幸せのため、国の動向も注視しながら町の取組の充実に努めてまいります。

次に、「窓口サービス業務の改革を」についてのご質問にお答えします。

現在、住民税務課窓口を例に出すと、諸証明を交付する際、戸籍関係、住民票関係、税証明その他で1枚の申請書での申請が可能な状況となっており、書き方や記入箇所が分からない方には、住所氏名の記入をいただき、マイナンバーカードや免許証等の本人証明書を確認しながら聞き取りを行い、手続が行えるよう対応しております。

また、亡くなられた場合の手続については、最初の窓口の住民係窓口において、各手続と必要なもの、どこで手続するかを一覧にしたもので説明し、家族などから複数の窓口を回ってもらっています。

いずれにしても入り口は紙ベースのやり取りから始まっていますが、住所、税、戸籍、年金、福祉、子供などの手続が続けてできるような課の配置、本庁舎と第二庁舎を行ったり来たりの手間がないようなご案内をしながら対応をしております。

しかしながら、より住民に分かりやすく簡単な窓口手続に対する業務改革は、職員の事務処理の効率化を図りながら進めていかなければならないものと考えております。その改善のためには、一つの課ではなく、各課窓口の横の連携が図られることが必要であります。その上で、システムが必要であればコストも見ながら導入を検討したいと思います。

今後は、役場に来なくても住民票や印鑑証明がいつでも取れるコンビニ交付の導入や、令和4年4月からの各種申請について可能な限りの押印廃止、さらに添付書類の簡略化も進めつ

つ、業務改善しながら住民の負担感を減らす窓口運営を行ってまいりたいと考えております。

6番 それでは、二、三、再質問をさせていただきます。

まず社会保障の関係でございますが、社会保障ということであまりにも高い視点で捉えてしまっていて、私自身、答えをまとめ切れない状態での質問でございますので、ご勘弁いただきたいと思っております。

壇上から申し上げましたが、人生100年時代となれば、年齢を問わず、全ての人が元気に活躍できる場と申しますか、生活できる場、そしてまた安心して暮らせる社会、地域をつくる必要がある、大切であると考えております。この長い期間を充実して過ごすためには様々な社会保障と申しますか、平たく言えば支援なり何と申しますか、給付とか様々な手助けが必要であると考えております。

答弁書にもありますように、本町の医療・福祉の分野では、乳幼児期、成人期、高齢期と全世代にわたった支援、保障がなされておるようでございます。他町村に比べましても本町は手厚く支えていると私は感じております。このあたりについて、町長の視点で、他町村と比べるのもなんでございますが、町長の目から見てどのように町長は感じておられるのか、そこからお伺いします。

町長 社会保障という観点からいきますと、やはり一自治体でそれを解決するというのは非常に難しい。国の社会保障制度そのものがこうするという方針の下に各自治体が運営するという形になるかと思うんですが、全世代型社会保障制度というものについてはやはり2040年問題が大きく影響しているんだろうと思っております。2040年問題については、前も申し上げましたが、団塊の世代、1947年から49年生まれの団塊世代の方が2040年には91歳から94歳になります。大体80万人ぐらいになると。団塊ジュニアの世代、団塊の世代のお子さん方、昭和46年から昭和49年生まれぐらいの団塊ジュニアの世代が65歳から69歳になられます。そうすると182万人ぐらいになると。そうしたときに、65歳以上の方を支えるのに現役世代が1.5人になってしまうところがあるものですから、やはり様々な社会保障制度を見直さなければいけないということが今回全世代型の保障という形になっていると思っております。

そうした中で、今年から、多分10月からだと思うんですが、後期高齢者の窓口負担が2割になる、条件付でありますけれども、1割負担だった方の一部が所得に応じて2割負担になるということで、現役世代の軽減を図るというようなこともあろうかと思っております。そういったこと、国の制度そのものはそういう形になるかと思うんですが、一方で、国では現役世代への対応ということで、少子化対策として不妊治療であったりそういったもろもろに対して補助制度を出しているということがございます。そういった国の状況を見ながら町として進めていかなければいけないと。

町として、今ご質問にあった町の社会保障制度、町の福祉対策はどうであろうかという話な

んですが、第7次基本構想で言っている100歳元気プロジェクト、健康長寿、みんなで100歳まで元気で暮らしていただくという思いの中で進めてまいっておるところでございます。福祉のまち宣言をしてから以降、舟形町としては福祉政策に取り組んできている状況でもありますし、手前みそになりますけれども、他市町村に比べて決して見劣りのしない福祉対策を行っているとは感じているところでございます。

6番 ありがとうございます。今日、傍聴に金山町の議員の方がいらっしゃる中で他町村と比べて答弁していただいて、ありがとうございます。

私もそういうふうには、本町は、何ですか、「子育てするなら舟形町」とかそういうものもあって非常に進んでいるなど感じておるところでございます。

今、町長の答弁の中にもございました、現役世代云々がございましたけれども、全般的に見て現役世代に対する給付といたしますか、保障といたしますか、そのあたりがちょっと薄いのではないかなとは感じておるところでございます。給付の中心は高齢者であって、それを負担しているのが現役世代ではないかなと。こういう仕組み、社会の仕組みをこれから見直す必要があるのではないかなと。今ある不妊の関係なり75歳以上の医療負担の関係がありましたけれども、現役世代に対する保障について、重複するかもしれませんが、もう一度、どういうお考えがあるのか、町長の考えをお伺いします。

町長 個人的な考えとしても、お年寄りの方々には舟形町を今まで支えてきていただいた方だと、この方々を大事にしなければいけないということで、様々な高齢者に対する福祉対策をやってきました。一方で、子供たちは舟形町の未来を担っていただく大事な宝物だということで、子供たちにも手厚く、子育て世代に対する手当てをしてまいりました。一方で、働いている現役世代について、議員がおっしゃられるとおり、手薄であったなという思いもございます。

そういった意味を含めて、先般、予算の内示会でも説明申し上げましたが、国保税率の見直しという形の中で国保税を改定いたしましたこと、それから国保の基金を使って現役世代に対する健診、ドックの助成等をする。健康で働いていただくという健康づくりに注視しながらこれらを進めていきたいと思っておりますし、まずはしっかりと健康で働いていただくことが現役世代への社会保障ではないかなと思っているところでございまして、元気で働いていただいた現役世代がお年寄りになったときに、しっかり今まで子育て世代に投資をしてきた若い子供たちが次の我々を支えていただけるような、そういうシステムになっていければと考えているところでございます。

6番 様々、来年度予算、新年度予算の中でも現役世代を対象にした取組といたしますか、るる見えるようでございますが、私、先ほど壇上から生活分野における保障ということを申し上げましたけれども、これについて、先ほど申し上げました医療・福祉については十分に町とし

でも対応していると。生活分野、すみ分け、区分するのは難しいかと思えますけれども、生活分野における全世代への保障、補填といいますか、それも必要であるのではないかなと考えております。答弁書の中でも様々ご紹介をいただきましたが、生活分野におきましても、重複して申し訳ありませんが、これらについてもほぼ大半が高齢者向けではないかなと私は感じます。先ほど町長がおっしゃった現役世代にもこういうものがあるよとはいうものの、まだまだその構造が高齢者世代になっている、現役世代、子育て世代まで幅広く行き渡っていないんじゃないかなと考えているところでございます、現役世代の新年度予算の話がございましたが、それでは生活分野で、新年度予算でこれは町長が考える生活分野での全世代にわたる保障、補填だよというあたりが頭にあれば答弁をお願いします。

町長 なかなか生活分野における現役世代への保障といいますか、それについてはかなり難しい部分がございます。議員がおっしゃられるとおり、生活分野ということになりますと高齢者中心であったり子育て世代中心というものが国の臨時交付金であったり制度的にも出ているという状況でありますので、現役世代へはなかなか難しいと思っております。

非常に限られた分野という形になるわけですが、そこへ町としてどういう取組をしているかということで一例を挙げますと、農業分野に関しては、農業の後継者、農業者への支援という形で、農業分野では農業を継続していただけるような取組をしております。また、舟形マイスター制度等の構築をしながら、もうかる農業というものを推進していくための令和4年度からの取組ということ、強いて挙げればそういったことになるのかなと思っております。

具体的に生活分野ということになりますと、なかなか、若い世代にだけ出して、年寄りに出さないのかということもあってなかなか難しいところではあるんですが、現役世代がしっかりと暮らすことができる、そういった産業を構築することが一つは現役世代を支えることにつながっていくのではないかと考えているところでございます。

6番 まさに本当に難しい。生活分野、医療・福祉、すみ分けするのは大変難しいことではないかなと思っておりますが、いずれにしても現役世代に対しての保障なりは若干薄い、高齢者に比べて薄いという認識は町長もおありだということでございますので、新年度予算でも様々事業を取り組んでございますが、今後とも全世代にわたる保障、支援を十分にやっていただけるような施策をお願いしたいと思います。

それで、人生100年時代と先ほど来言っておりますが、100年は長いですね。この100年時代を新たに、新時代といいますか、それを迎えるに当たって、本町として取り組まなければならない施策といいますか、何をすればこれから来る100年時代に対抗できるか、構えることができるかというあたり、町長のお考えがあればお伺いします。

町長 かなり難しい問題であります。ただ長生きをすればいいというものではなくて、生きがい

を持って健康でなければならない、健康長寿でなければならないと考えております。

昨年度であります、95歳以上の方が舟形町には94人いらっしゃいます。そういうことでもあります、ただし100歳以上については4人ということになるんですが。その中でもトップ10ぐらいまでの中で施設入所されている方が4名だったかと思いますが、あとは在宅でいらっしゃる、家族と一緒に元気に暮らしている方が多かったと。1人だけ寝たきりの方がいらっしゃいましたけれども、ほぼほぼ元気に家族と暮らしている方がいらっしゃいます。そういう生き方ができれば健康長寿の町になったということが言えるのかなと思います。何か生きがいを持って100歳まで長生きをするということが非常に大事かなと考えております。

6番 町長がおっしゃった、生きがいを持ってというあたりで、生きがいを持つような取組、施策といいますか、それが町長に何かあるのかなと思ってお伺いしたんですが、町長もおっしゃっているように、100年という長いスパンになりますと、これまでの何といいますか、ここに書いてありますが、学ぶ時期、働く時期、引退後の人生と、これまでやってきたライフステージですか、それだけではこの長い期間を楽しく暮らすことはできないと私は思います。ですから、これまでの学ぶ時期なり働く時期なり引退後の人生それぞれの、例えば学ぶ時期であれば、その中の何といいますか、より長く生活できるような取組といいますか、引退後の老後についても、何か、町長がおっしゃったけれども、楽しく暮らしていけるような取組をこれから少しずつ考えていかないと、寿命も延びているわけですから、これは必ず来ると思います、遅かれ早かれ。そのあたり、町としての取組、試案といいますか、そのあたりを十分に組み立てておく必要があると思いますので、そのあたりどうかご検討いただいて、今後の町政運営に持って行っていただきたいと思っていますところでございます。

時間が来たので、そういうわけで、今後とも各世代が安心して暮らせるようなまちづくりに努めていただきますようご期待申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

それでは、2問目でございます。

窓口業務の関係でございますが、町長もご覧になったと思いますが、新聞記事がありました。こういう業務、私も実際にこのシステムを行って見てないので何とも言えませんけれども、記事の内容からすれば、先ほど答弁にありましたが、本町の対応はまだまだ遅れているような感じがします。

町長、書かない窓口のシステム、実際にどこかの自治体で見たとか体験したとか、そういうのがあれば教えていただきたいと思います。

町長 私も新聞記事を拝見させていただいて、少し調べさせていただいたんですが、越谷とか大きなところの自治体で広がりはあるものの、1,900ある自治体の中ではまだ少数のようであります。したがって、私も実際にはまだ見ていない状況です。逆に言うと、なかなか他市町村の自治体の窓口業務を見ることが少ないということもありますので、ただ唯一、港区の

麻布支所の窓口業務を拝見させていただきましたが、あそこでびっくりしたのは、名前を呼ばない、番号札で呼ぶ方とガードマンがいらっしゃる、案内をするというようなシステムがありまして、そこは書かないというよりは、そういう案内をしながら手続をしているようでありまして、議員がおっしゃられるような書かない窓口の該当にはならないかなと思っております。

いずれにしても、それぞれの自治体の中で必要な手続をできるだけ町民の負担にならないような取組方、それから個人情報ができるだけ言わないというような東京の取組とか、すごいなと思っていたところでもありますので、今後ほかの自治体を研修したときにそういったところも十分に注意しながら研修させていただければと思っております。

6番 この答弁書の中に、先ほど申し上げましたが、まだ本町は住所氏名を書いているということで、住所氏名だけですと答弁では言っているようなんですけれども、高齢者にとって字を書くという行為自体が面倒といいますか、書きたくないといいますか、そういうこともあると思うんです。このあたりも考慮して、これを導入しろと私は言いませんけれども、こういうものを参考にしながら業務改革をしていってはどうかなという提案でございますので、そのあたりお含みおきをいただきたいと思えます。

新聞の内容を町長もご覧のようでございますが、導入している自治体見ますと確かに大きな自治体でございます。ただ窓口には人数がいっぱい来るから少ないからという判断で導入するしないという考え方はまずいんじゃないかなと思っておりますが、参考までに、埼玉県越谷市については導入しておりまして、窓口手続、子供の医療費関係から64項目をこのシステムでカバーしておると。北海道の北見市に至っては2016年から既に導入しているというような早取りをしている自治体もございますので、町長からもありました先進地を勉強しながら、負担軽減を図る意味でも、こういうシステムといいますか、窓口業務、サービスの改善に努めていただければと思っております。

これはシステムでございますので、導入すればおのずと経費がかかります。ただ、このシステムがどれだけの内容なのか見てないので分かりませんが、課を連携して、そういう何といいますか、負担にならないようなやり方だそうです。

うちにはデジタルファースト推進室がございます。ICにたけている職員がおりますので、その職員の中でもやれないことはないんじゃないかなと、全部同じようにやれとは言いませんけれども、そういうものを利用しながらやるのも、午前中の佐藤議員の質問もございましたが、そういうのも手ではないかなと思っておりますので、このあたりも一緒に、今後、令和4年度、新しい年度のデジタルファースト推進室の事業といいますか、一環に取り入れていただければと思っております。

答弁書を見させていただきますと、答弁書の中で、業務改善には職員の事務処理の効率化を

図る必要がある、各課窓口の連携が必要であると。言っているとおりだと思います。こういうことを言っているということは、これまで窓口改善等々に向けた横の連携と申しますか、そういう連絡会議、検討会議というのは全然やってないんでしょうか、やってこなかったんでしょうか、お伺いします。

町長 そういった窓口の簡略化等々については、事務改善委員会等を通じながら改善に努めております。したがって、ここにございますが、ご家族が亡くなられた場合、こういうことが必要ですよということが既に住民係に行けば全ての必要項目とかがあってということであり、また、先ほどご指摘あった、名前と住所を書くのも大変だという方については身分証明をしていただければ、名前だけでもご記入いただければ住所はこちらで書いたりといった便宜を図っておるところもございます。

また、こういった改善にデジタルファースト推進室の職員がソフトウェアとかそういったシステムを開発するというご指摘がございましたが、新聞等にもありましたけれども、IT企業、北見ですと北見ビジネスなんかかんとかというように、そういったところがしっかりと開発をしたというものがあると思います。残念ながら、うちのデジタルファースト推進室のメンバーではそこまではかなり難しいかなと思いますが、いずれにしましても、そういったシステムを導入する際には、デジタルファースト推進室を中心に、システムの評価というもの、コスト等を検討しながら進めていかなければいけないと思います。

また、答弁書にも書かせていただきましたが、究極は、役場に来なくても手続きができる、マイナンバーカード等をしながら、佐藤議員の質問にもありましたけれども、デジタル化を進めた上で、タブレット等を通じて、家庭のパソコンを通じてそういう手続きができるようなシステムというのが将来的には必要になってくるのではないかと思います。

いずれにしましても、書かない窓口等についても、デジタル化を進めていくという大前提がございますので、それらはデジタルファースト推進室を中心に、舟形町の事務効率化を含めた、町民の利便性に伴う改革が必要になってくるだろうと思いますので、今後、町のデジタル化への取組と町民の利便性の向上というものを加味しながらそういったものを進めてまいりたいと考えております。

6番 町長はデジタルファースト推進室では駄目だというような話ですけれども、駄目じゃなくて、やれると思うんですよ。今言った、何ですか、町長が言った北見コンピューター・ビジネス、これはソフトの会社ですけれども、こんな大げさなものじゃなくても、舟形町独自のそういうものができれば負担軽減になるんじゃないかなということで、これを必ずここでやっている北見コンピューター・ビジネスと同じようにやれと言っているんじゃないかと、せっかくデジタルファースト推進室もあるわけだから、それと連携をしながら、横の連携をしながらやってはどうかということでございますので、そのあたりお含みおきいただき

たいと思います。

あわせて、ここにありますが、先ほども申し上げましたが、町長もその表を見ていただきましたが、これまで従前利用していたサービスを停止するためにワンステップ化を図っているわけでございます。その用紙を私も見ております。ただ、それは順番が書いてあるだけであって、こっちで言っているのは、その紙が1枚も要らない、ここで全部済んじゃいますよという仕組みですので、町長のおっしゃるのは分かりますけれども、こっちも十分内容を検討していただいて進めていただければと思うところでございます。

最後になりますが、町職員につきましては、新たな事業と申しますか、毎年どんどん新しい事業が入ってきてまして、日々業務に追われているような状況でございます。先ほど答弁書にございました、窓口の効率化云々とございましたけれども、その観点からすれば、事務改善を図って職員の負担を軽減する、限られた人数の職員の負担を軽減するという観点からも、ぜひこれの検討、前向きな検討をお願いして、私の質問を終わります。

副議長 答弁はいいですか。（「はい」の声あり）

以上をもって、斎藤好彦議員の一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後1時39分 休憩

午後1時40分 再開

副議長 会議を再開いたします。

続きまして、2番荒澤広光議員。

2番 それでは、通告書に従い、1点の一般質問を行います。

主題は、「大雪を振り返り、次年度への課題は」と題して行います。

別紙資料を添付しておりますので、参考にしていただければと思います。

大雪を振り返り、次年度への課題は。

今年の冬は、昨年に続き2年連続での大雪となり、町でも豪雪対策本部を立ち上げて対応をしていただきました。町内の最高積雪深は、松橋地区で340センチ、西又地区で261センチ、舟形地区で242センチ、野地区で220センチ、堀内地区で200センチとなり、特に舟形地区では過去5年間で最も多い積雪深となりました。

このような大雪の中、町内各地の町道、県道の現状を確認すると、機械除雪を行っている路線に関しては雪の降り方により通勤通学の時間帯までに終わっていないという問題はあるものの、オペレーターの深夜からの作業のおかげで大きな問題はないものと認識しております。

一方、消雪道路に関しては、町道が5路線で計約2キロ、県道に関しては2路線で計約3.7キロ、散水が行われていますが、設備の老朽化により慢性的に散水不具合の箇所があります。

舟形地区では徒歩での通学路になっている舟形一の関線の散水不具合、堀内地区では堀内川端線、県道関係では舟形大蔵線の長者原地内、新庄次年子村山線、洲崎地内の散水状態が非常に悪く、歩行者及び車の走行に悪影響を与えております。また、町道へ雪庇が張り出し、危険な箇所も数か所確認されました。

次年度に向けて、県道に関しては県へ要望し、町道に関してはこれらの危険な箇所を改善しなければならないと思いますが、町の考え方を伺いいたします。

町長 それでは、2番荒澤広光議員の「大雪を振り返り、次年度への課題は」のご質問にお答えします。

昨年度に引き続き2年続けての豪雪となりましたが、町道及び生活道路は例年と同様の体制で、機械除雪13工区、消雪道路5路線により冬期間の道路交通を確保し、安全安心な町民生活を守っております。現在、まだ除雪業務が終わっておりませんので、全てを総括することはできませんが、除排雪の課題として3点あると考えております。1点目は機械除雪の定時性、2点目は消雪道路の融雪状況、3点目は雪崩、雪庇への対応であります。

1点目の機械除雪の定時性については、当初、一部工区において作業終了時間の7時半までに除雪作業が終了せず、小中学生の登校時間と除雪作業が重なり、保護者から通学の安全に不安を感じるとの意見がありました。遅延の原因としては、降雪量が多かったことや、新しいオペレーターが担当工区の道路に不慣れであったことなどによります。そのため、オペレーターの担当変更や除雪順序の変更により対応したところであります。しかしながら、除雪の作業時間は出勤時間や降雪状況等により変わってまいります。通常は通勤通学時間までに作業を完了するよう努力しておりますが、やむを得ない場合もありますので、町民の皆様にはご理解とご協力をお願いしているところであります。

2点目の消雪道路の融雪状況についてであります。散水タイプの消雪道路は道路の勾配等の影響を受けるため、路面全体に満遍なく水を流すことが難しく、自動車の通行により相乗効果で融雪するものであり、交通量が少なければ融雪しづらい状況になります。そのため、水の届かない路面や路肩、交通量の少ない箇所は雪が残ってしまい、一時的に降雪量が多くなるとその傾向が顕著になります。これは消雪道路の性質上避けることができないことでもありますので、雪が残って交通に支障がある場合は機械除雪を併用することで対応しているところであります。

3点目の雪崩、雪庇の対応については、町道ののり面や土留め擁壁部分の対応状況であります。雪崩は路肩に雪で雪崩を受けるポケット緩衝帯をつくり、雪崩が車道まで届かないよう応急対策をしております。また、順次対策工事を進める計画であります。雪庇については、パトロールにより現地を確認し、適時除排雪を行っております。

特別豪雪地帯に指定される舟形町において、道路除雪は町民の安全安心を確保し、生活基盤

を支える根幹であります。冬期間の道路交通を確保するため、町としても毎年改善を進めておりますが、町民の皆様のご理解とご協力が絶対に必要不可欠でありますので、引き続きご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

2番 今の答弁書の一番最後のところで「引き続き町民の皆様のご理解とご協力」というところは、私もそれは絶対かなと思っております。

何点か確認させていただきます。

今年1月19日付で大雪対策本部を設置して、町民へ防災無線なりチラシなりで雪害事故防止あるいは被害の未然防止を目的に注意喚起を行っていただいていると思うんですけども、そのほかに、豪雪対策本部を設置したときですけども、どういう特別な対策と申しますか、活動と申しますか、あるのか教えていただきたいと思っております。

町長 豪雪対策本部を設置する目的は、議員がおっしゃられた人的、それから建物等への雪害防止ということですが1点、それから高齢者等、雪に対する弱者という言い方が正しいのかどうか分かりませんが、除雪サービスを必要とする方々への回数の増というものがございまして。対策本部を設置した場合に、そういった高齢者の方々へのサービスが増えます。それからもう一つは、対外的に3月の特別交付税における除雪費の部分について県なり国なりにアピールをするということがあります。さらには、今年度はあるかないかまだ分からないんですが、国土交通省の臨時交付金等がある場合がございます。そういった場合に、対策本部を設置しているということで、この町は大変だなということを知らせるという目的、こういったものが3つほどあって対策本部を設置していると認識しております。

2番 豪雪対策本部設置に伴って今のような内容というのは認識しました。

一般町民からすると、対策本部ができてというところで、私、この間何点かある町民から質問があったんですけども、例えば独り暮らしの高齢者がおります。その方を定期的と申しますか、1週間なのか10日なのか分かりませんが、1人で暮らしている、先ほどのヤクルトという確認もあったと思うんですけども、特に雪の具合なんかを申請すればいろいろな補助制度になっておりますけれども、申請されていない独り暮らし、あるいは独り暮らしで身体障害の方もいるようですので、その辺の見回りという仕方は町で行っているのかどうかお聞きしたいと思います。

町長 高齢者等々除雪サービスを必要とする方々については、民生児童委員の方々、町内会長を通じながら、必要とする方々にそういうサービスを提供できるようにということで考えております。そういったものをしっかりと町としてはしているつもりでございます。

ただ、新庄市長とお話をする際に、新庄市で住宅が雪の重さで倒壊し、亡くなられた方がいらしたんですが、その方については新庄市も周りの方々もいろいろ相談したり、自宅訪問をしたらいいんですが、構わないでくれと言われるとなかなかそこまでもう一步踏み込

むことができないということで、非常に残念だという話がありました。

そこら辺の問題については、今後、受ける側の自由といたしますか、そういうこともあるのかなということで考えさせられたんですが、まずは必要とする方々については先ほど申し上げましたとおり民生児童委員や町内会長を通じて適切に処理をしていくということでありませう。

2番 民生委員という組織がありますので、私も立ち話で民生委員とか町内会長とかという話を出したんですけれども、独り暮らしの本人、あるいは民生委員、町内会、町がうまくPDCAを回さないと補助制度だったりそういうところがうまくいまいち回ってないのかなという感じを受け取ったところです。

次に、雪に関してですけれども、雪に関しましては、皆さん言いたいことがあれば幾らでも言えると思うんですけれども、今シーズンですけれども、町に対して要望なりクレームなり直接あったのかなかったのかお聞きしたいと思います。

町長 除雪に対するクレームがないということは、今まで、私も地域整備課にいた経験もございませうが、それは絶対にないので、毎年毎年クレームはいただきます。

2番 町の機械除雪に関してですけれども、出動基準が決まっているようで、午前1時半と4時の状況を見ながら出動の可否判断を行っているようですけれども、オペレーターの中で、13工区あって、オペレーターがローテーションで、雪の積もり具合、降り具合を確認して出動の可否判断を行っているようですけれども、例えば当番の地域で雪が降ってなくても、当番の方は出動する必要がないと判断しても、例えば少し離れた場所が降ってれば、降雪があればですけれども、連絡員から連絡がなくても出動ができるのかどうか、その辺も一つお聞きしたいと思います。

町長 多分今も変わっていないと思うんですが、町内を1工区と2工区に分けて、舟形から長沢方面、舟形から西南部の堀内方面ということで当番の会社がございまして、その中で当然地域性もございませうので、1時半の判断をしているという状況だと思います。

ただ、その中でも地域性があります。荒澤議員の質問書にもあったとおり、松橋地区、このたび新しく設置した観測点の中では3メートル40ということで、西又と比べても1メートルほど違うという現状がございませう。そういったことを考えると、もっときめ細やかな対応という形にならざるを得ないだろうなと思ひますが、そういった大きく分けて2つ、そこの中での当番で1時半に積雪状況を確認する方々の判断でということになるんですが、そこについて、例えば舟形に近いところの当番の人が観測したときにゼロでも野では降っていたというようなことがあれば、その情報に基づいて、若干出動が遅れるかもしれませんが出るということは可能だと思ひております。

2番 オペレーターの認識も町長から答弁あったようなところで、例えばですけれども、私の住んでいる堀内地区で降っていて、当番の方が舟形地区の担当から連絡がなくてもちゃんと確

認して自分たちで判断して出動しているというオペレーターのやり方ですので、その辺は心配ないのかなと思って答弁を聞いたところでした。

次に、消雪道路に関して質問をさせていただきます。

町長から、消雪区間で雪の消えがいまいち悪いというところは機械除雪のオペレーターが入って行って、頻繁にはないですけども、交通に悪影響を与えそうなところはオペレーターが判断して入っているようですけども、そういうやり方は大変ありがたいやり方なのかなと思っております。この辺はオペレーターにも当然周知されていると思うんですけども、その辺もう一度確認をしたいと思います。

町長 多分オペレーターの判断というよりは地域整備課の担当から、消雪道路についての苦情があって、ここは融雪状況が悪いので一旦機械を入れましょうという判断になるんだろうと思います。オペレーター単独で、例えば消雪道路については除雪をしないわけですから、そこを通過して次のところに行ければそういうことも可能かもしれないんですが、基本的には地域整備課からの指示でオペレーターが機械除雪に入るというような形だと認識しております。

2番 もう一つ、消雪道路に関してですけども、先ほどの答弁書で消雪道路の雪を消す仕組みを答弁していただきました。私が一般質問で書いているところは、慢性的に雪の消えが悪い、水が出なくて圧雪状態になっている箇所が数か所、私は慢性的にこの場所だなという認識をしました。その場所に関しましては、地下水の枯渇なのか、管路の不具合なのか、ノズルの不具合なのか、その辺は町で把握しているのかどうかお聞きしたいと思います。

町長 県道は別にして、町の消雪道路についての長期修繕計画というものも私がいるときに計画をさせていただいたことがあります。やはり一番は水量が足りないということが問題であります。水量があれば解けて消えるんですが、なかなか水量が足りない。さらに、経年劣化ではないんですが、くみ上げる鉄管であったりパイプ等が腐食して、水が通るところが少なくなったりするところがありますので、そういった場合についてはクリーニングをするというようなことで対応して修繕をしてきているところでもあります。そういった長期的なスパンの中で修繕修繕でやっていくということが町としてできる最大限のことかなと。水量が多く出るような井戸を見つけるということが非常に大変だということがあります。

質問資料にありました舟形一の関線については、4つの井戸で1つの路線、舟形のお寺さんのところから小学校の入り口の手前までですか、万世さんのちょっと先ぐらいまでのところを担っているんですが、1つの井戸が成績悪くなるとその箇所が消えないという現状がありまして、なかなか、地下水ということがありますので見えづらいところもあって、定期的に修繕をしながら取り組んでいるという状況であります。

2番 消雪道路に関しましては、維持管理ですか、その辺がかなり難しいと認識しておりますけれども、例えば舟形一の関線という具体的な路線が出ましたけれども、特にその場所の入り

口、星川タクシーから定泉寺までの間が非常に悪く、この場所は慢性的に悪いのかなと私は判断しております。この場所に関しましては、町内、福祉施設がデイサービスで回っている道路でもあるようです。朝晩の送迎のところで車椅子を乗せた送迎車にそこを走らせるのはどうもまずいということで、あえて迂回して対策を取っているようなところもあるようですので、具体的にこの場所ですけれども、どのような修繕、改善、計画を持っているのか改めてお聞きしたいと思います。

町長 多分だったと思うんですが、公民館裏の井戸を使って、お寺さんのところまでの部分、短い区間を担っていると認識しておりますけれども、その井戸についても大変成績が悪いという状況でありまして、なかなかここを改善するのは難しいだろうと思っています。

新たな井戸をお寺さんより向こうに掘ることがあるんですが、そちらにも井戸を持っておりまして、井戸が近いと干渉するということもありまして、そういった意味でなかなか井戸を掘る場所というのも限定されております。そういったことで多分あまり消えない消雪道路という形になっているのかなと思っています。

抜本的な改善としては井戸を新たに掘って水量を確保することが一番かと思いますが、そこは先ほど言ったとおりできるかできないかということがありますので、将来的な視点も踏まえて対応を検討していかなければいけないと思います。

また、消雪道路、散水式でなくてもということもあるんですが、周りの方が今度雪を解かすために水路に投雪したりするということもありますので、なかなかそこら辺の融雪方法についても地元と協議をしながら進めていかなければいけないのかなと思っています。なかなか難しい問題ですが、できるだけ改善されるように努力してまいりたいと思います。

2番 あの区間は、先ほどの送迎の話もありますけれども、子供たちの通学路にもなっております。特に冬は、当然誰でもだと思うんですけれども、下を向きがちになって歩くと思います。一転、上を見てもとタクシー会社の屋根から非常に立派なつららもぶら下がっておりますので、その辺は本来ならば自分の屋根は自分で処理するのが当たり前だと思うんですけれども、町当局から特に通学路になっている場所は声がけ等々の手段も必要ではないかなと思っていますので、その辺の考え方も一つお聞きしたいと思います。

町長 多分、私の経験からそういったつららに対する危険性ということでタクシー会社に注意を申し上げたということは記憶にございませんが、必要であればそういう声がけも町内会を含めて対応していきたいと考えております。

2番 消雪の改善がかなり難しいというのは私も認識しておりますけれども、あそこを通る子供たちですけれども、その辺は学校側からだと思うんですけれども、通学路で危ない場所、危険な場所ということの子供たちへの指導も必要だと思いますけれども、その辺はどういうやり方を行っているのか、一つお聞きしたいと思います。

町長 その点については教育委員会から答弁をさせていただきたいと思います。

教育課長 通学路の安全確保につきましては、学校から適宜指導を行っております。冬場の通学につきましても、冬期前に、そういった危険があるというところを認識してもらうように指導をしていただいているところであります。また、質問にありました箇所を通学路につきましては、スクールゾーンという設定になっておりますので、朝の登校時については車の往来が少なくなるという状況のはずなんですけれども、なかなか、そこを通過する交通もあるということで、先般、スクールゾーンですよというような周知を町からもこの地区に対してしているところでございます。以上です。

2番 課長から降雪前にそういう指導をしているという答弁がありましたけれども、降雪前も当然必要だと思いますが、子供たちにとっては、そういう状況になった場合、大人が見てなった場合ですけれども、その都度ですけれども、足元を見なさいというところもそうですけれども、屋根からの落雪も注意してくださいというところも降雪前プラスその状況の変化によって必要だと私は考えております。その辺の考え方もお聞きしたいと思います。

町長 その件については教育委員会より答弁させていただきたいと思います。

教育長 通学路の安全確保については、先ほど議員がおっしゃられたとおり、降雪期は、軒下を通る通学路もありますので、それは注意するよというチラシを児童生徒にも伝えてございます。

2番 そういう問題に関しましては学校だけの責任じゃないと思います。学校なり町なりからアクションを出してもらって、保護者もそのアクションに応じてですけれども、自分の子供にあそこは危ないから気をつけろよという声かけは当然必要だと思いますので、その辺も互いに注意できる環境をつくっていかねばならないのかなと思っておりました。

あともう1点、消雪に関してですけれども、一般質問をするに当たって、町内の消雪設備の施工年度等々5路線について資料を請求しました。請求して資料をもらったんですけれども、施工年度あるいは改修年度がいま一つ不明だという資料をいただきました。この不明だというのは、何で不明なのか私にはちょっと理解できないんですけれども、その辺について教えていただきたいと思います。

町長 大変申し訳ございません。地域整備課でクラスターが発生し、議員にどのような資料を提出したか私どもに来ていない状況でありますので、全ての公共施設について、従来は修繕した年次等を記録していないということがありましたので、私が町長になってからは修繕したものを記録するように、何をどのように修繕したかということで記録するように申し伝えておりますけれども、従来であると修繕するとその年度が終了すると永久保存のもの以外については5年なり10年で破棄するというので、記録が残らないということがございました。ただ、公共施設等について何をどのように修繕したかという記録を残しておかないと長寿命

化ということも図れないということで、先ほど申しあげました修繕の記録を残すようにということに取り組んでいるところでもありますので、恐らくそういった資料であれば前の施工年度であったりというものを探すことができなかつたということで不明だと申しあげているのかなと想像するところでございます。

2番 資料請求したのがどうもごたごたしていた時期ですので、そういうところなのかなと私は思っていましたけれども、今、一般企業でも製造物責任、トレーサビリティですか、そういうことが厳しく言われておりますので、行政としても同じなのかなと私は認識しているところでした。

次に、県道関係に関して質問をさせていただきます。

町内の県道は、施工年度が昭和49年から昭和54年頃に一斉に施工されていたような県の記録がありました。そうしますと既に45年とか48年とか経過しております。山形県では地下水の枯渇あるいは地盤沈下の問題があつて新たな井戸は掘りませんよという基本姿勢のようでした。しかしながら、地下水の枯渇のない井戸に関しましては、先ほどの管路とか散水のノズルですか、あとはポンプ等々を修理して対応を行っている、12月の県議会でそういう議論もなされてあつたと思います。

町内の県道に関しましてそういう現象に該当するのかなと思っておりますので、ぜひ県に積極的に要望をお願いしたいと思っておりますけれども、町長はどのように思っておられるのかお聞きいたします。

町長 県道については要望を今までもしておるんですが、継続してまいりたいと思います。

2番 次に、排雪に関して、この間のお知らせ版なり2月の広報でも紹介なつていましたけれども、私も去年のこの議会で排雪費用を抑える仕組みをしなければ駄目なんではないかということで、雪割りという提案をして、早速やってもらっていると認識しております。

今回の2月の広報紙でも、農地につきましては運搬排雪を行わず、雪割りのみの融雪を促進するというお願い文がありました。これは、融雪の進まない場所に関しましては運搬作業も考えなければならないのかなと思っておりますけれども、その辺の考え方をひとつお願いいたします。

町長 3月の春先の排雪作業につきましては、荒澤議員から指摘を受けているということと、金山町なんかは雪割りがメインであるという情報も得ております。そういったことを考えて、排雪経費を抑えていくことが新たな除雪路線とか除雪工区を増やすというようなことにつながっていくと考えておりますので、まず雪割り作業で対応していきたいと思いますが、全てが雪割り作業で解決するのではなくて、春先早くに春作業をしなければいけない農地については、それはそれで対応していくという基本姿勢であります。しかしながら、「あそこでしたから俺んなもしてける」ということが必ず出てくるものですから、原則的には全て雪割り作

業で対応するという通している状況でございます。

2番 時間もありませんので最後ですけれども、雪に関しましてはお互い言いたいこともあるだろうし、我慢しなければならないところもあると思いますので、特に排雪に関しましては雪割りという言葉が、新しい言葉なのかなと思っていますので、町民の皆様にも、私もそういうやり方変わったんだよという話の仕方をしておりますけれども、ぜひ周知をしていかなければならないと思っています。

以上、雪に関しての私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

副議長 以上をもって、荒澤広光議員の一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時20分 休憩

午後2時22分 再開

副議長 会議を再開いたします。

続きまして、1番叶内昌樹議員。

1番 それでは、さきの通告書に伴い、次のとおり質問をしたいと思います。

主題といたしまして、「町民の移動困難者体制は万全か」ということであります。

平成30年4月から町営バスに代わる町の公共交通としてデマンド型タクシーの運用が開始されて、5月までの1か月で町内便が334名、町外便が117名と、新たな地域の足として多く利用されたようでした。今年で5年目になるわけですが、バスとタクシーのよいところを兼ね備えたすばらしい公共交通機関ではありますが、町民の中には「前日までの予約が必要で使い勝手が悪い」との声も聞かれます。タクシー配車アプリ等のデジタル技術も取り組みながら利便性向上はできないものか伺います。

また、デマンド型タクシーにはデメリットや課題点もあると思うのですが、新たな計画では車両を更新するようですが、4年間で利用者が増えたことでの対応なのか伺います。

今後、高齢者の免許返納が進み、移動困難者が増加し、利用する際に料金の違うタクシー業務とデマンド型タクシー業務の運用で利用者とタクシーに影響は出ないのか。さらには、町が進める今後の計画に5Gを活用した移動手段の考えはあるのか、町長の意見を伺います。

町長 それでは、1番叶内昌樹議員の「町民の移動困難者体制は万全か」についてのご質問にお答えします。

初めに、タクシーの配車アプリ等の導入については、現時点では利用者の多くが移動手段にお困りの高齢者であることから、配車アプリを利用する方々にスマートフォンやパソコンなどの環境が整っているか、またその機器等の操作については現在の電話予約よりも逆に使い勝手が悪くなるのではないかと考えております。現時点では事業主体である町内タクシー事

業者からも予約アプリの導入を検討しているようなお話は聞いておりませんので、将来的にスマートフォン世代を含め利用数が増えた場合には費用対効果も含めタクシー業者と検討してまいりたいと考えます。

次に、車両の更新は利用者が増えたことでの対応なのかといった点については、4番小国浩文議員からのご質問にお答えしたとおりであります。

次に、利用料金の違うタクシー業務とデマンドタクシー業務の運用で利用者とタクシー業者に影響は出ないのかといった点については、町内タクシー業者の親切な対応により、現在は料金も含め、デマンド型乗合タクシーとタクシー業務のすみ分けができていと把握しております。

高齢化が進む現状において、新たな利用者も増えてくることが予想されるので、今後も丁寧な周知と説明を続け、利便性の向上を図ってまいりたいと考えます。

最後に、町が進める今後の計画に5Gを活用した移動手段の考えはあるのかといった点については、町第7次総合発展計画の重点プロジェクトの一つであるデジタルファーストプロジェクトや未来予想図にもあるように、町ではデジタルを活用した先進的少数社会の実現を目指しております。デジタル化による具体的な施策の展開の方向性を示す舟形町デジタル化推進計画においては、高速大容量、超低遅延、多数接続といった特徴が際立ち、医療、産業、防災などの様々な分野での飛躍的な効果が期待される5Gの活用により、自動運転の車の具体的な検討を行うこととしております。

1番 午前中の4番小国議員のデマンド型タクシーと重複することはあると思いますけれども、その点よろしくお願ひします。

午前中に、今年4月に更新した際の増便ということで、太折・大平地区の運行と新庄地区の午後の便を追加するというので、増便の件についてはそのような形なのかなと思ひました。

それで、高齢者対策というものの舟形町のデマンド型タクシー、どこの地域でも一緒だと思ひますけれども、誰でも利用できるというようなシステムであるようだけれども、誰でも使える中で、アプリを使うことが高齢者には難しいのではないかということだと思ひますけれども、この先を見据えた中でアプリ的な感じで便利に使えるようになればいいのかなと思ひて質問した次第でした。その点は今現在では仕方ないのかなとは思ひています。

それで、デマンド型タクシーの今回の増便に当たってですけれども、今年で5年目を迎えるわけですけれども、私は当初の1か月分の記事しか見ていませんけれども、1年経過でもいいので、毎年どれぐらいの利用者があるか、その点を最初お聞かせください。

町長 乗降客数については、まちづくり課長より答弁させていただきます。

まちづくり課長 利用客数につきましては、こちらで把握している資料ですと令和元年からの資料でありますので、令和元年、2年、3年の現時点まで報告させていただきます。

令和元年度、延べ人数になります。5,511人が利用されております。令和元年度です。令和2年度については4,571名が利用されています。令和3年度の1月末現在までの数値になります。令和3年度は1月末現時点では3,730名の利用というような実績になっております。

1番 毎年大体同じような数値なのかなと思って、利用客が同じ人なのか分かりませんが、午前中の小国議員への答弁の中でデマンド型タクシーの地域交通会議という話が出ていましたけれども、それはあれですか、例えば舟形町のタクシーは新庄での業務の範囲が決まっているということなのか、その点だけ教えていただきたいと思います。

町長 公共交通機関の運行に関しましては運輸局の許可でありまして、地域交通会議についても運輸局であったり山交バス、それからタクシー会社の協会の方とか警察署の方々等々のご意見をいただいて、こういう運行で支障ないでしょうということの許可をいただいてやっているというものでございます。

1番 今現在ですけれども、町外便として新庄県立病院の便がありますけれども、地域交通会議というのが分からないんですけれども、今度、県立病院が移転するわけです。その際に今のところよりも遠くなるわけですけれども、例えばその停留所というか、そういうのを新庄駅にも1本置くようなことというのは可能なのか、その点が分からなかったんで、その点を教えていただきたいと思います。

町長 その必要があれば可能かと思いますが、要は自治体がそういう公共交通機関を運営すると民業を圧迫したりいろいろそういったものがありますので、そういったところの全体的な判断をするということが大事だろうと思います。

それと、デマンド型タクシーを始めるきっかけというものについても、一番最初は山交バスのあったものが廃止されて、それから町営バスが走っているという現状があります。長沢地区にも欲しいということで長沢地区にも町営バスが走っていた経過があるんですが、やはり空気バスになったということで、そうすると長沢地区の方については基本的に東線があったりするところもあって、基本的にはそんなにバスの需要というのはなかったかもしれないんですが、堀内側の方についてはやはり新庄病院まで行くという路線が必要だったわけでありまして、そういったところを加味しながら町内便という形で舟形駅に一旦来て、舟形の人たちも乗りながら、長沢の方々も乗りながら町外の県立新庄病院に行くという必要最低限の公共交通機関を確保しながら進んできているわけです。そういった最初のきっかけがこういう形でありますので、いわゆるタクシーでワンコインの500円でどこにでも行けるというようなシステムではないということでご認識いただければと思います。

1番 500円でどこでも行けるという認識ではありませんけれども、例えば利用者が、新庄病院でもいいんですけれども、新庄病院でなくて、例えば歯医者さんだったりとかいろいろな場所も想定すると思います。その際に、今後新庄病院が遠くなるということだと、何というか、

デマンド型の理想的なものをすると他の公共交通機関とか交通網と連携するような形も望ましいということがあったので、例えば新庄市に行けば循環型のバスとか走っているわけですので、病院にもそれも行くわけですがけれども、その発着地点を、今回新庄病院のやつが午後1便往復、午前が従来どおりということであるわけですがけれども、舟形町のデマンド型タクシーというのは最上郡でも2番目ぐらいだったのかな、早い段階での取り入れだったと思いますけれども、この4年ということをしながらか、ほかの地域もデマンド型タクシーやデマンド型バスに参入しているように思いますけれども、その中で一つ、舟形町は誰でも乗れる条件ですがけれども、登録制とか許可、許可というか、登録制というのを実施しているのか、その点お聞かせください。

町長 町のことでいいんですか、ほかの町村のことではなくて。町では登録制をしておりませんが、利用したい方が前日の5時までにタクシー会社に電話をかけるとタクシーが舟形発着7時45分に間に合うように来るというような形になると思いますので、登録とか利用制限をしているものではございません。

1番 その答弁でちょっと話が変わってきたので聞いたままでしたけれども、誰でも乗れるデマンド型タクシーということで、町内便が300円で町外便が500円という形を取っていますけれども、ほかの地域で後で参入してきたというか、取り入れた自治体によっては年齢制限を設けているところがありまして、というのは、高齢化社会、超高齢化社会に向けて、例えば前の町営バスは200円で回れた、今のが300円で町内どこでも移動できるという形でありますけれども、他町村では例えば75歳以上が200円で一般の大人が400円、小中学生が200円、未就児が無料というシステムを取っているようですけれども、例えば舟形町で子供が乗った場合とかというのはどういうふうな、一律300円になるのか、その点お聞かせください。

町長 障害者を除く、小児も高齢者も同じ料金であります。ただ、舟形町の場合においては、高齢者とかそういった方々については高齢者タクシーとか福祉タクシーのタクシー券も現在存在しているという形でありますので、その利用者がどういう使い方をするかということであると思います。デマンド型タクシーについては、決まった時間に決まったところにしか基本的に町外便は行かないので、それ以外のものについては先ほど言った高齢者タクシー券とか福祉タクシー券を使っているということでもありますので、それぞれの方の使い方によって、デマンド型タクシーは最低限の分を確保しているということになるかと思えます。

1番 これからというか、先々ですけれども、利用者が増えて、例えば高齢者から一般の人も燃料費も上がっているからとかいいながら使うような仮定が想定されるのであれば、多少の料金設定、あとは登録制だったりとか導入してはどうなのかなと思ったところでした。

それで、町営バスからデマンドタクシーに移行したということで、利便性を図ってのことだと思いますけれども、最初の段階は試行錯誤で取り組んだと思いますけれども、今の便でタ

タクシー業務とすみ分けができてきているということの答弁のようでしたけれども、当初的なもので例えばバス自体も不便的なものがあったから利用者も少なかったと思うんですけども、そのときから今にかけて、タクシー業務との兼用もありますけれども、もうちょっと午前中増便とかの検討はなかったのか、増便についてお聞かせください。

町長 利用者とかタクシー会社から午前中の増便という話はなかったということでもありますので、いずれにしても必要なものを必要な形で実現していくということになるかと思っておりますので、ただ、いずれにしても、デマンド型タクシーを運行して乗り合いの形になるとタクシー業務の民業を圧迫する形になるわけです。ですから、小国議員にも申し上げましたが、バランスを取りながらタクシー業務を圧迫しない形の中で了解を得ながら進めていかなければいけないということがありますので、その点も踏まえつつ町民の利便性に応えていくということが必要になるかと思っております。

1番 タクシー業務とデマンド型タクシーの会社に影響ないようなという形でありますけれども、ホームページとかで拾うと4枚のやつが出てくるんですけども、その中のQ&Aの中に「予約が多い場合は車両を複数台配車しますが、車両にも限りがありますので、一度に多くの予約があった場合は利用をお断りする場合もあります」ということで、例えば変に利用者が増えて、例えば10人だったりそういうものが発生した場合に、そこで断られたからタクシーに電話したらタクシー業務がいっぱいだというようなことがないのかなと、先の話で想定ですけども。業務は崩さない、デマンドはデマンドの形を確保しながらタクシーはタクシー業務として残しているのか、その点どういう仕組みなのか教えていただきたいと思っております。

町長 まずタクシー会社の一番の問題としては、タクシー業務のために人員を確保しておかなければならないというのがあって、その中でデマンド型タクシーの人員も確保するという人員確保の点で2つの問題が出てきているわけです。そういったものがあるので民業とのバランスということを申し上げておるわけでありまして。現在、デマンドタクシーを運行したとしてもタクシー業務ができる形になっておりますので、その点については心配ないと思っております。

1番 分かりました。

もう一つ、これはできるかできないかでありますけれども、ほかの他町村も調べると、ふだんは前日5時までの予約制度となっておりますけれども、場所によっては午後便に対しては午前中の早い段階なら対応できるような地域もあるようですけれども、利便的なものを見るとそういう方向性も必要なのかなと思っておりますけれども、その辺は対応が難しいということなのか、前日じゃないと駄目だということなのか、できれば午後便に対しては午前中の何時までだったら帰りの便は確保できるよ的なものがあればいいのかなと思っておりますけれども、その辺の考えをお聞かせください。

町長 すばらしい提案でありまして、そのようにできればいいのかなと思うんですが、運行をしていただいている星川タクシーの人員体制もございますので、今のところはそういったことができないということでもありますので、前日5時までということが原則とっております。

ただ、その中でタクシー会社が人的な配置ができるというようなことになればそれも可能かなと思うんですが、現在ドライバーが5人という中でデマンドタクシーと通常のタクシー業務をしているということでもありますので、当然休みとか夜間とかそういったところの対応もあって、1日に何人か確保するということが必要になってくることもありますので、やはり一度に全てのことを解決するのはかなり難しいでしょうと思っております。現実的には、少しずつやってみながら町民の利便性に応えていけるように努力をしてみたいと思います。

1番 利便性のよい方向に進むように願っております。

それにつきまして、年間の利用者が大体4,000人から5,000人と、コロナ禍でありますけれどもそれぐらいの利用者がいるということで、町営バスから替わってすごい利用の数なのかなと認識しております。

それで、デマンド型タクシーを導入する前、私、町民の移動困難者ということで出していますが、例えばデマンド型タクシーで温泉の利用とかする場合もあると思うんですが、例えば病院に行く人とか温泉に行く人、比率的に分かればいいですが、どのぐらいの温泉の利用数か、そこまで分からないかな、難しいと思いますけれども、次の質問にあれするので、大体、利用しているよというのがあるかないかだけでも教えてください。

町長 大変申し訳ございませんが、利用者の行き先別のやつは資料がないそうでございますので、タクシー会社でどういう把握をしているかお聞きしないと分からない状況でございます。

1番 すいません、難しい質問で。なぜこういう質問をしたかといいますと、二、三年前だったか、温泉のバスがありまして、温泉のバスが老朽化したということで、マイクロバスというか、ハイエースのタイプに交換した経緯がありますけれども、あとセレナがあるのかな、今2台あると思いますけれども、これの利用者が夜の宴会とか使う場合の送迎をしているようですが、ちょっと前だと日中とかの温泉の利用者、大部屋を利用する項目としながら送迎を何か月だかしたような記憶があるんですが、それがなぜなくなったのか、何でそういう便利なものをなくしたのか、その点お聞かせください。

副議長 暫時休憩します。

午後2時50分 休憩

午後2時51分 再開

副議長 再開をいたします。

町長 温泉バスの廃止については、バスの老朽化ということもありますし、利用者の数という実

験をしておりまして、それが堀内方面から温泉の方が46名、長沢方面がゼロということで、9月12日から12月26日の約3か月間、実証実験をした結果、その必要性はあまりないだろうということの判断で温泉バスについては廃止をするということになっております。

そういったこともありまして、確かに便利は便利であります。それとデマンドタクシーのデメリットという話もあるんですが、そこはやはり舟形駅に町外の方が降りたときに二次交通がないというデメリットはあります。しかしながら、まずは第一義的に町民の利用が最大の目的であろうと考えておりますので、二次交通を含め、温泉の利用者増という観点での交通手段というのはまた別の問題なのかなと考えているところでございます。

1番 3か月という実証実験的なものだと思いますけれども、今、デマンドタクシーが主流になってきて、これだけの人数が利用するという形であれば、温泉のサービスの一環としてもう一度検証してみてもいいのかなと思った次第でした、話はございますけれども。

今後ですけれども、道路交通法の一部改正で高齢者の免許の返納率というのが多分徐々に上がってくると思いますけれども、山間地域ではやはり車がないと不便だというものがありまして、次の自動運転に進むという話ですけれども、改正法で、認知度とかそういうのをはかかって、もし適用がならないと免許を返納しなきゃいけないという仕組みも出て返納率も伸びてくるのかなと思っております。

それで、今現在、国交省でやっているのが、道の駅を中心にした自動運転システムを山形では高島町でしております。北のほうでは秋田で2019年度に自動運転の試験的なものを取り入れてやっております。北海道と秋田と山形の3か所での運行というか、実地調査とかしてませんけれども、今後、未来を見据えた自動運転、舟形町にどうするのかということで、町だけで考えるのか、今後、道の駅構想プランが例えばあった場合にそこに取り入れるような考えがあるのか、方向性だけでいいので、町独自でやるのか、それとも国交省の下に進めていくのか、その点だけ教えていただきたいと思います。

町長 町としましては、国に先駆けて、高齢者の免許返納を推進する代わりにサポカー補助金をつくって現在も運用しております。多分私の記憶では2021年度以降の新車販売についてはそういったサポートシステムがついている車が全て販売されるという国交省からの通達であったために、今年度で終わる予定であったんですが、マイナーチェンジの車はその該当にならない、フルモデルチェンジの場合についてだけサポートするシステムが義務づけられると変わりました、国の補助金はなくなったんですが、町としましてはサポカー補助金を来年度以降も継続していくという形になります。高齢者の方々については、できる限り安全に運転をしていくということでサポカーの補助を今後も続けていきます。

ただ、いずれにしましても、高齢化率が41%の舟形町にとって、免許返納の問題と健康、それから健康長寿ということ、さらには6番議員からもありましたが、生きがいというものを

つくるということで、行動範囲を狭めるということについては健康長寿であったり生きがいというものが少なくなるのではないかという思いもございますので、できれば自動運転の車ということが、子供たちの作文なり絵の中から出てきてあります未来予想図の中に自動運転の車というものがありますので、町としましては、自動運転の車を走らせる、そういう先進的少数社会を目指して舟形町のまちづくりをしていこうと考えております。

その中で、ご質問にあった道の駅をということで取り組むということになるんですが、8市町村の道の駅の考え方についても不透明でありますし、8市町村の考え方も違うと思いますので、まずは町でしっかりとそういったものの方向性を打ち出しながら、近未来には自動運転の車がしっかりと走っている、それがデマンドタクシーの代わりに自分のうちの前まで来て役場なり病院なり駅なりに行くことができるような、そういうシステムが出来上がればと思っております。したがって、町独自でまずはしっかりと進めていかなければいけないと考えております。その点については最上管内のリーダー的に取り組んでまいりたいと考えております。

1番 心強い、最先端の技術に向けて頑張ってくださいと思います。

それで、デマンドタクシーをなくしてまでの電気自動車じゃなくて、何というか、既存のデマンド交通と連携するような仕組みが望ましいのかなど。だから、ここまで行けばここまでは電気自動車だよとか連携したものでないと、なかなか全部が全部ということはないと思いますけれども、それはサービスの問題だと思います。

それに関わるインフラ的なものを考えると、やはり雪国でありまして、東北関連でしているのが磁気マーカーというもので、道路にチップを埋め込んで走るといった仕組みで、それは秋田で雪の上でも走るよという形になっていますけれども、道の駅ということで、なかなか利用客が少ないという、何か手もあるようなんですけれども、物についてはすごいいいなと思っております。例えばインフラ的なもので、磁気マーカーもありますけれども、地面が駄目だったら空とか空中みたいな感じの移動もあり得るのかなど思っていますけれども、今度の大阪万博で提供される何かゴンドラ的な自動運転技術的なものも多分出てくると思いますので、町に合った、雪国に合った、そういう自動運転システムを今後検討して考えていただきたいと思っております。その点について、インフラ的なものはどう考えるかだけ教えてください。

町長 夢物語の話なので具体的にどうということはないんですが、現在、東北電力のこちらを担当している天童にある事業所長ともお話をさせていただくんですが、我々のようなところは電柱の地中化が進まない、そういった中で逆手に取って電柱にGPSの装置をつけながらそこを走るといって、磁気マーカーでなく、磁気マーカーの車というのはゴルフ場の電動カートと一緒に非常に動きが鈍いといいますか、滑らかさがないものでありますので、そういったものではなくて、そういったもの、それからNTTとも話をさせていただいているんですが、

そこでやはり電力、NTT、GPSの会社、コンピューターのソフトウェアの会社、それから車、日産であったりトヨタであったりホンダであってもいいんですが、そういったところを連携しながらつくっていかないと恐らくできないだろうと思いますので、そういった先進的な取組に乗っていただけるように、今後もそういった企業にお話を、夢を語らせていただいて進めていけたらと思っております。

1番 私が思っているようなことも考えていらっしゃるようで、やはり雪国の不便さをいかに活用して、電柱がいっぱいあるから電柱を活用してそこにリフトを走らせるような仕組みもいいのかと、これも観光にもつながっていくのかなと私は考えておりますので、よりよい交通機関、利便性を求めて、今後もいろいろな提案を考えながら、町民にとってよい交通網になるように期待して、一般質問を終わりたいと思います。

副議長 以上をもって、叶内昌樹議員の一般質問を終結いたします。

本日の日程は全て終了いたしました。

明日は午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午後3時02分 散会

令和4年3月3日（木曜日）

第1回舟形町議会定例会会議録

（第2日目）

令和4年舟形町議会第1回定例会第2日目

令和4年3月3日(木)

出席議員(10名)

| | |
|---------|---------|
| 1番 叶内昌樹 | 6番 斎藤好彦 |
| 2番 荒澤広光 | 7番 佐藤広幸 |
| 3番 伊藤欽一 | 8番 叶内富夫 |
| 4番 小国浩文 | 9番 奥山謙三 |
| 5番 石山和春 | 10番 八畝太 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

| | | | |
|---------------------|------|----------------------|------|
| 町長 | 森富広 | 地域整備課長 | 伊藤秀樹 |
| 副町長 | 菅原正春 | 農業振興課長 兼農業委員会事務局長 | 斎藤雅博 |
| 会計管理者 | 須貝孝子 | 総務課財政主査 | 佐藤拓 |
| 総務課長 兼選挙管理委員会書記長 | 小野芳喜 | デジタルファースト推進室長 | 沼澤一征 |
| まちづくり課長 | 曾根田健 | 教育長 | 伊藤幸一 |
| 健康福祉課長 | 沼澤伸一 | 教育課長 | 鍛冶紀邦 |
| 住民税務課長 | 伊藤茂樹 | 監査事務局長 | 相馬広志 |
| 地域強靱化対策室長 | 伊藤英一 | | |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬広志 主 任 伊藤優

議事日程

日程第1 一般質問

日程第2 報告第3号 令和2年度(繰越)太折地区避難道路整備工事(第1工区)請負契約の一部変更についての専決処分の報告について

日程第3 議案第2号 令和3年度舟形町一般会計補正予算(第8号)について

日程第4 議案第3号 令和3年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第2号)について

日程第 5 議案第 4 号 令和 3 年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
について

日程第 6 議案第 5 号 令和 3 年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第 2 号）に
ついて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 再開

議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数、10名です。定足数に達しております。ただいまから2日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長 日程第1 昨日に引き続き、一般質問をお受けいたします。順次発言を許可します。3番伊藤欽一議員。

3番 おはようございます。

それでは、私から通告書に従いまして1点質問させていただきます。

「町の観光戦略は」というふうなことで質問させていただきます。

昨年12月定例会で、舟形若あゆ温泉「清流センター」等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案がありました。主な改正は、コテージの宿泊料金を一律3万円、日帰り料金を1万5,000円と、タイプ別関係なく上限のみで一くくりにした内容であり、このことについて質問したところ、答弁の中に旅行会社と提携という文言がありましたが、旅行会社へのプレゼンや提携をどの範囲でどのように進めていくのか。国宝縄文の女神、若あゆ温泉、あゆっこ村と食のエリア、県民ゴルフ場、日本三大地蔵尊に数えられている猿羽根山地蔵尊や、縁結びの道遊歩道、及び民俗歴史資料館等を点から線として結びつけ、新たな観光コースの開拓が必要と思うが、考えをお聞きします。

また、冬季間閉鎖している舟形町農林漁業体験実習館から見える景観は、四季折々にすばらしい観光資源になるのではないかと。今後、指定管理者とも運営について協議していくのも一考ではないかと思えます。

コロナワクチンの3回目接種が急速に進み、多くの国民が旅行や観光に出かけたいという声が、情報番組のインタビュー等でよく聞かれます。この機会をチャンスと捉え、夏季、冬季の特色を生かし、しっかりとした戦略を立て、観光客誘致をすべきと思えます。今後、専門職大学の開校、高速道路の開通や北のゲートウェイ構想と、人流の増加が見込められると思われ、ふるさと納税や観光戦略等を専門とする対策室を設けて進めていくのも一案と思うが、町長の考えを伺います。

町長 おはようございます。

それでは、3番伊藤欽一議員の「町の観光戦略は」についてのご質問にお答えします。

初めに、町では観光事業者が少ないことを踏まえ、これまでの観光から交流に視点を換え、交流人口の増を図ることにより、町を訪れる方やふるさと納税の増につなげたいとの考えで

あります。町にある自然や歴史、食、温泉などの町の資源に人という魅力を加え、これまでの東京都港区及び世田谷区との都市交流をはじめとした都市農村交流や、デジタルを活用した情報発信により、交流の促進を図っているものであります。

さて、ご質問にある舟形若あゆ温泉の料金改定に伴い、旅行会社へのプレゼンや提携はどの範囲でどのように進めていくのかといった点についてですが、現在舟形町振興公社において、コテージとレストランラテールのディナーや県民ゴルフ場、また猿羽根山公園にある縁結びの道のトレッキングなどを組み合わせた各種セットプランを検討しており、連泊した場合に利用料が安くなる連泊割や団体割も含め、今後旅行者へのプレゼンを行っていく予定であると伺っております。

また、若あゆ温泉エリアには、昨年度Wi-Fi環境も整備しており、ワーケーションもPRしながら、魅力的でお得なプランを旅行会社にプレゼンしていきたいと考えており、提携先といたしましては、県内旅行会社及び利用者が見込まれる仙台市内の旅行会社を想定しているようであります。

また、近年ではホテル等の宿泊はネットからの予約が多いことから、国内大手宿泊予約サイトのじゃらんネットと4月からの提携を検討しており、現在事務手続を進めているところであります。

次に、若あゆ温泉や食のエリア及び町内にある施設を点から線に結びつけた新たな観光コースの開拓の必要性についてですが、ご質問にもあるように、町には若あゆ温泉、コテージをはじめ、周辺にはレストランや県民ゴルフ場があり、また猿羽根山公園についても、歴史、景観など魅力のあるエリアであります。そのようなことから、町観光物産協会では、来年度からメディアを活用した町の情報発信に加えて、これまでなかった冬季の体験メニューなども検討しております。町の魅力を点から線へつないで、より魅力的なものを構築していただくために、町観光物産協会と方向性を共有しながら支援してまいりたいと考えております。

次に、舟形町農林漁業体験実習館の冬季間の運営についてですが、本施設は冬季間の利用者数の減少と、施設までの道路除雪経費や施設の維持管理経費などの面から、12月から3月までの期間を閉鎖しております。そのようなことから、現時点では指定管理者であるNPO法人東北エコリサイクルネットワークとの協議を行うことについては考えておりません。

最後に、ふるさと納税や観光戦略等を専門とする対策室の設置についてですが、昨年12月議会の5番石山和春議員の一般質問の中の、(仮称)商工観光課の必要性に対してお答えしたとおり、現状のままの係制が適当であると考えております。

3番 それでは、何点か再質問させていただきます。

まず、過去に観光そして交流人口についての一般質問が、定例会の中でも議員の中から数多く出されていると思います。今回の答弁内容を見ますと、今までと違い攻めの姿勢が感じら

れ、私的には大変評価できるものではないのかなと率直に思いました。というのも、国内最大宿泊予約サイトじゃらんネットと4月からの提携を検討しているというふうなことで手続を進めている、前向きにやられているなというふうなことで、非常に将来的にもちょっと明るい光が見えたのかなというふうに感じたところであります。

このことについて、町長から何か助言やそういった指示というふうなことを行ったのか、町長がこの件に関してどのような関わりを持ったのか、そして今後この提携を基にどのように進展させていくのか、そういったことを期待を込めたものをどういうふうに考えているのか、ちょっとお伺いしたいなというふうに思います。

町長 あまり期待に沿える回答にはならないかと思いますが、関わりは一切持っておりません。やはり、料金改定も含めたときも申し上げましたが、振興公社として、役場からの指示というふうなもので全て動くということではなくて、現場が考えてこういうふうにしたいというふうなの中で、若あゆ温泉とかコテージとか、そういったものが活用されて利用する人が多くなるということが目的でありますので、今回の様々なことについても振興公社自らが考えて取り組もうとしていることでもありますので、それに対して行政側の私どもが、いちいちこういうことをしろとか、こういうことがいいんじゃないかというふうなことではなくて、向こうから上がってきたものを、これはすばらしいということで背中を押しているような状況であります。

3番 いずれにしても、その振興公社が自発的に行っているというような答弁であります。まあそれはそれとして、大変結構だなというふうなことで、支配人も新たな支配人を迎えてのことなので、そういった行政とは違った手腕を発揮できているのかなというふうなことで、そこら辺についても評価はしたいと思います。

また、ふるさと納税に関しても、昨年度6億円を超えたような内容でございますけれども、やはりそういったちょっとしたことですけれども、その職員が自ら考えて実行しているというふうな、非常にそこら辺が以前と違って評価できるところかなというふうなことで、非常に前向きに捉えられる職員の方々が増えてきているのかなと。前の方がそういう、増えていないというわけではないんですけれども、非常にふるさと納税一つにとっても、そういった自発的にいろんなプランを出して発信してというふうなことで、非常にその考える職員が増えてきたのかなと、それも職員教育の一環なのかなというふうに、全てにつながっているのかなというふうに評価したいところであります。

ちょっとお伺いしたいのは、この答弁書の中で、町に観光業者が少ないから、視点を交えて観光から交流人口の増を図るというようなことを明示しております。観光業者が少ないから視点を交えるというのはちょっとどうなのかなというふうに私は考えるところですが、そこら辺どういうふうに町長考えているのかお聞きしたいと思います。

町長 私は、町長に就任してから一貫して、にぎやかなというか、にぎやかであればそれでいいというふうなことではなくて、しっかりと交流事業、交流人口を増やすというふうな目的のためにというふうなことでやってきております。要は、政策としてお金をつぎ込んだときに、町民の方の利益になる、そういうものであればいろいろと政策的にお金をかけてもいいと思うんですが、例えば、失礼ですが、舟形町の若鮎まつりについて、町で私のときになって1,000万円のシーリングをかけて、現在も1,000万円というふうなことでやっております。私が実行委員会の会長にはなっているんですが、その際に出店部会の方々のお話を聞くと、「もうからなくてやらね、別にせんだっていいなら」というような、町のためにしてんならというふうなお話もお聞きします。何のために若鮎まつりをしているのかなというふうな思いも、実際の話として抱いております。やはり、にぎやかであればいいのかというふうなことではなくて、若鮎まつりを通して、鮎であったりいろいろなものを他町村の方々を含めて知っていただく、販売して利益につながる、また一方で町民の方々が年に一度のお祭りの中で楽しんでいただくというふうな目的もあってというふうなことなんです、なかなかそこからの利益というふうなものが上がらないというふうな状況であります。

一方で、大石田町長さんからお聞きしますと、大石田の花火大会に対して、大石田町では800万円から850万円の持ち出しなんだそうです。そうして考えていくと、やはり1,000万円というものについては非常に高額な町としての持ち出しというふうなことになるかと思えます。

若鮎まつりが中止とかそういう話ではなくて、やはり観光というふうなもので、そこで生計を立てている方が多くいらっしゃるのであれば、観光業、観光客の誘客数をもくろむというふうなこともあるかもしれませんが、現在そういう方が少ないので、それよりは舟形町と縁を結んでいただいて、何らかの機会でもふるさと納税等のきっかけになっていただければというふうな思いで、そちらのほうにシフトしてきている状況でございます。

したがって、先ほども申し上げましたが、観光でというその一時的なにぎわいというふうなものよりは、しっかりと一人一人と交流をする、舟形町のよさをしっかりと分かってもらえる人を地道につくっていきたいというふうな思いでおります。そういったことを踏まえて、答弁書にも書かせていただきましたが、港区であったり世田谷区、その方々としっかりと交流を結んで、多くの方々から町として利益を得られるような、そういった方向にやっていければというふうな思いでございます。

3番 大変私もそこら辺は同感するところもあります。やはり、いろんなことをやって、自分たちが楽しいと思わなければ、やっぱり相手も楽しくないのかなと、そこが私は原点だと思います。ただやればいいというものでなくて、やっぱりやる以上はそこに利益も伴って、そして自分たちも楽しむと、それがこのイベントの基本かなというふうには私は思います。

ただ、世田谷・港区、今町長おっしゃいましたけれども、その交流の原点になっているのが、

私は子供たちの交流、そこら辺が発端なのかなというふうに思うところでございます。現在、生徒数のアンバランスによって、その子供たちの交流学习がどのように進むかというのが、非常に今岐路に立っているような状況だと思います。これは質問と外れますので、答弁は必要ございませんけれども、やっぱり今後そういったところも考えながら、その人的交流というものを大切にしていっていただきたいというふうに私は願っているところであります。やはり、その原点は何かというのを、もう一度しっかり見て進んでいっていただきたいというのが、私も長らくその交流に携わった身でありますので、そこら辺を大切にしたいなというふうなことを1点申し上げておきたいなというふうに思います。

総合発展計画の中でも、観光から交流へというような記載されております。主な事業の取組については、答弁書にあるように今言いました都市交流事業であり、または東京友の会の交流事業が挙げられております。その友の会との交流事業というものを、今までと違って進んだ取組というものを考えているのか、今後どういうふうにするのか、その東京友の会とのつながりを強くしていくのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

町長 東京友の会も、沼澤会長から星川会長のほうへバトンタッチになりまして、新たな体制で進んでいるところでございます。その中で、やはり東京友の会というふうなものについては、単に舟形出身者の方の親睦会というふうなことではなくて、さらにそこから、先ほども申し上げましたが、我々が友の会に多く参加し、そして舟形町の最近の物産であったり特産物等をご紹介しながら、そしてさらにその東京友の会の会員の方々から派生した新たな交流人口を増やしていこうというふうな思いで取り組んでいるところでございます。

ただ、残念なことに、2年続けてコロナの関係で東京友の会が開催されないというふうなことでもありますけれども、星川会長のほうにはいろいろな舟形町と港区との交流事業の際につきましても、わざわざ埼玉から港区のほうまで来ていただいて参加していただいているというふうなこともございます。今後とも、東京友の会を一つの拠点として、そこから交流人口を広げていければというふうな思いでございます。

3番 以前に、東京友の会との交流に関して、なかなか東京に出られてふるさとに帰ってきたくても自分の実家がないとか、代替わりになって帰ってこれない、帰りたくても帰れないというような声を、私も何人かの方から耳にしたことがございます。そこで、そういう方々のためにもふるさとに帰れるというか、一度見たいというような思いをかなえられるような、そういった方策というふうなものも一つの案としていいのではないかなというふうな提案させていただいたこともあります。やはり、自分のふるさと、本当に大切に思っていると思います。私のおじ、おばもそんなふうに、以前は東京友の会で必ず参加していた、しかしながら年齢で参加できなくて残念だというような話もしているところであります。そんなことで、ぜひその東京友の会の皆さんが、本当にふるさとをもう一度見たい、帰っていききたいという

ようなそういった要望があれば、それにも応えていっていただきたいなど。そういったことも踏まえて、その人的交流、観光と結びつけた考えを、これから戦略として考えていっていただければ、私はいいのかなというふうに考えるところであります。

舟形町振興公社において、まずいろんなセットプランを用意していると思いますけれども、そういったセットプランも振興公社独自で考えているとは思いますが、そういったプランに関して、まちづくり課あたりはどのように今後バックアップしていくつもりなのか、お伺いしたいと思います。

町長 基本的には、先ほども申し上げましたとおり、その振興公社、若あゆ温泉をはじめとしたコテージ等の利活用について、しっかりと考えていただくというふうなものが振興公社であります。まちづくり課につきましては、そのサポート役というふうなことで徹するというふうなことになるかと思えます。やはり、行政がするのではなくて、現場の振興公社が一生懸命考えて、少しでも売上げが伸びるよう考えていただくのがいいのかなというふうに思っております。

3番 町では、もしかすると分からないかもしれませんが、今各種セットプランをやる検討しているというようなことですが、その検討をするものに関して、例えばいつまで期日を設けて、それまでやるよというような、そういう思いがあってやっているのか、ただ検討しているだけではないと思えますけれども、そこら辺のいつ頃までこんなことをやりたいというような、そういった情報というのは町には入ってこないわけですか。

町長 できるだけ行政からの関与をしないほうが、私はいいというふうに思っております。現場で考えて現場がやるのがいいんだろうと思えます。そこでいろいろ問題が発生したときにはじめて、まちづくり課のほうで対応するというふうなことになるかと思えますので、まずはしっかりと現場で若あゆ温泉、コテージ等をどうやって利活用するのがいいのかというふうなことを考えていただければというふうに思っております。

3番 分かりました。ということで、ちょっと先ほど過去にもその観光交流人口について、多くの議員の皆さんからも質問されていたというようなことでありますけれども、ちょっとひもといってみますと、よく検討するとか、方向を考えたいとかというような答弁でありますけれども、何点かその後どうなったのかちょっと確認したいなというふうに思うところであります。

第1点が、平成27年9月に、交流人口の拡大の課題というふうなことで私質問させていただきました。これに関しては、五橋中学校稲刈り体験とかで来ているような時期だと思います。非常に宿泊させていただく家が少ないというようなことで、観光客の受入れ、その方策を考える協議会を設置して対策をしていくような答弁がございました。その協議会というふうなものは設置されたのかどうなのか、ちょっとそこら辺お伺いしたいなと思えます。

町長 五橋中学校の体験学習につきましては、もう中止をしておりますし、その実行委員会等についても解散をしている状況でございます。

3番 そういうふうにならないように、協議会を立ち上げて受入れをしましょうというようなことでそういった答弁だったのかなというふうに今思っているところでありますけれども、五橋に関しては、今交流という、そういったことがやっていないので、ないのは当然かなというふうに思いますけれども、ただ、今後やっぱりそういったものも、交流人口が増加してくる中で、宿泊、ホームステイでなくても、そういった協議会等々立ち上げてやっぱり戦略的に考えていってもいいのかなというふうには思うところであります。

また、平成28年6月ですけれども、私が今質問しているのと同じようなことで、佐藤広幸議員から、町に観光戦略はあるのかというような質問がありました。その中で、振興計画を策定して観光客数150万人を目標に検討を重ねているとの答弁であります。その後どうなったのかお聞きしたいと思います。

町長 以前そのような計画があったやに聞いておりますけれども、現在はそういう観光審議会等もございませんし、そういう方向性はないです。先ほど申し上げましたとおり、交流人口の増を図るというふうなことで、第7次発展計画の中でも基本計画の中でもそのように変更しておりますので、以前そのように答弁をしたかもしれませんが、現在は第7次基本計画の中で進んでいるというふうにご理解をいただければというふうに思います。

3番 過去は過去というふうなことでありますけれども、脈々と必要なものは受け継いでいかなければならないのではないのかなというふうに私は思うところであります。

町の観光物産協会で、これまでなかった冬季の提携メニューを検討しているようでありますけれども、その内容、どんなメニューを考えておられるのか、分かればお聞きしたいと思います。

町長 いつでしたか、観光協会というものがあって、商工会の、当時の井上局長あたりがやっておったんですが、それから観光物産協会に井上局長のほうで名称を変更して、現在に至っております。しかしながら、当時の会長、それから事務局が全て一新されております。新たな観光物産協会というふうな形で、全ての過去の部分を清算して新たに立ち上げて、これから町と連携しながら進んでいくというふうなことで、その一環としてラテールとかそういったものについても立ち上げてきていただいております。

今後、やはり観光物産協会も、一つの大きな現場だというふうに思っております。そこで考えていただいて、いろいろな事業の仕組みをつくっていただけるというふうに思っております。行政側のほうで全てのメニューを考えるということではなくて、行政が一番苦手なのは、やはり営業であったりもうけることであります。そういったことが、行政ではなく、しっかりと、先ほど申し上げました振興公社であったり観光物産協会の中で、新たな行事を組んで

いただけるというふうに思います。

どのような取組を行おうとしているかについては、まだ聞いておりませんので、来年度の令和4年度の事業計画がいずれ出てくるかと思いますが、そういった中で示されるものだろうというふうに思っております。そういったものについて、町としては補助金等で支援をしていくというふうな形になろうかというふうに思います。

3番 冬のこの資源というのも、大変もったいない資源でありまして、雪に泣いているだけでなく、やっぱり雪でよそから来て金を落としてもらうというのも、一つの舟形町のためにもいいのかなというふうに思うので、そこら辺観光物産協会のみならずいろんな方々といろんな話をして、今後この雪を利益につながるような方策をどんどん検討して、それは民間だけでなく、やっぱりある程度行政も関与して私は検討していくべきだとは考えているところでありまして。そっちにお任せだよではなくて、やっぱり行政としてこんな取組ができるから、その分頑張っていたきたいというような、そういった話の中で、行政はそっちは計画したことだけに特化して協力するよではなくて、そういうふうないろんな意見交換をしながらよりよいものになっていくことを望むところでありまして。

舟形町農林漁業体験実習館についてですけれども、私が質問したのは、今すぐ協議をするべきということではなくて、これから最上地域も高速交通網の整備、大学の開学、道の駅の整備、いろんなそういったもろもろの事業、そして町にもメリットが出てくるのかなというふうに思うので、将来的には、先ほど宿泊のじゃらんネットの話もありました、そんなことでいろんな方策が出されていくと思うので、その中でやっぱりその体験実習館のあの四季折々の風景も非常にもったいないな、資源になるのかなというふうに私は思うところでありまして。

そんなことで、一つの手として今後そういったものを考えていったらどうかなというようなことで出したつもりでありますけれども、一刀両断の回答であり、将来を見据えた考えはないのかなというふうに思うところがございます。そこら辺、町長もう一回お聞きします。

町長 農林漁業体験実習館については、設立の目的としましては、基本的には小中学生に対するその農業体験をさせるというふうな目的で設立をしたものであります。したがって、観光資源としてそこを作ったわけではではございませんし、そこからの眺望等については、今伊藤議員がおっしゃられるとおりの大変すばらしいものであります。したがって、そこを活用するという考え方については、それを否定するものではございませんけれども、それを冬季間というふうなことになりますと、先ほど答弁にも申し上げましたけれども、除雪する経費がかかります。そこで、冬季間の利用者がどれだけいるのかというふうなことだと思います。当然、冬季間開設すれば、燃料費、電気料等がかかるわけです。そういったものをペイしながら、そこで収入というふうなものが見合えば、NPO法人さんのほうでもやるかもしれませんが、そのために町のほうとして何百万円なりというふうなものをかけていいか

どうかというふうなことだと思います。

やっぱり町民の福祉が優先であって、観光という他者、町外の町民以外の方へのサービスというふうなものと比較したときには、やはり私は福祉のほうを優先すべきであって、観光はその後であるべきではないかなというふうに思います。ただ、NPO法人さんがそこでの収益をいっぱい上げていただいて、費用対効果的に大丈夫だというふうなことであれば、その除雪経費を見ることもあるかもしれませんが、町民以外の方の利用が多い農林漁業体験実習館においては、なかなかそういうわけにもいかないのではないかと考えております。

3番 そういうことだろうとは思いますが。

最後ですけれども、その対策室の設置について質問したわけでありまして。しかし、これは12月に石山和春議員に答弁しているもので承知はしているところでありましてけれども、ただまちづくり課のこの事務分担を見ますと、非常に多岐にわたって非常に忙しく大変なところ、部署だなというふうに思うところでありまして。そんなことで、今まで現状のままだとは思いますがけれども、本当に今後は、またより重要な係になってくるものと私は考えるところであります。

そんなことで、体制を強化する必要があるのではないかなというふうなことで、あえて対策室という名前を出したわけでありましてけれども、その対策室の名称にこだわらずに、やっぱりこのまちづくり課、非常に優秀な人材、舟形町には優秀な人材が非常にそろっている、粒ぞろいだと思います。あえてやっぱり、またこのまちづくり課に関しても、多岐にわたって仕事が非常に煩雑、大変なところでありまして、その体制を強化していただきたいというような思いで、この対策室という名前を出したわけでありましてけれども、そこら辺でこのまちづくり課に関してだけではないんですけれども、その体制強化に関して町長は今後どのように考えていくのかお伺いしたいと思います。

町長 県内でも職員数が一番少ない舟形町で、今年度も7名を募集したんですが、実際に採用になる予定の方が4人というふうなことであります。そういった中で、その人員管理というふうなものもありますし、伊藤議員とそれから石山議員からもあって、職員に対するその考え方とか、非常に温かい気持ちで聞いているところではございますけれども、やはり今現在、商工とか観光の分野というふうなことで新たな対策室を設置する余裕もございませんし、今のところそういった専門性のある分野が必要だというふうな認識もないというふうなことで、今後強化していくことができれば、そういう対策室なりというふうな機構改革をすることも考えていく必要はあるというふうに認識しております。

3番 ありがとうございます。これから、若い職員もいろいろ大変になるとは思いますけれども、ひな壇にいる課長さん方皆さんの指導が若い職員に行き届くようにしていただきたいという

ふうに思います。以上で質問を終わります。

議長 以上をもって、伊藤欽一議員の一般質問を終結いたします。

ここで換気のために暫時休憩をいたします。

午前10時41分 休憩

午前10時43分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

続きまして、9番奥山謙三議員。

9番 おはようございます。

それでは、通告書に従い、一般質問を行いたいと思います。題目としまして、「ジェンダー平等実現の取組は」と題して行います。

私は、令和2年12月定例会で、SDGsの町の取組について質問をしました。その回答に、施策に反映し、持続可能なまちづくりと周知を図るとのことでした。今回は、SDGsの17の目標のうち、「ジェンダー平等を実現しよう」を取り上げます。

ジェンダー平等とは、一人一人の人間が、性別に関わらず平等に責任や権利を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めることができることを意味しています。世界では、社会的・文化的につくられた性別（ジェンダー）を問い直し、一人一人の人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会をつくるための取組が行われています。日本では、男女共同参画社会基本法で、21世紀の重要な課題と位置づけています。

町では、第7次舟形町総合発展計画に、SDGsの17の目標に沿い、実現に向けた施策が講じられていますが、その実現に向けて、これまでの施策と今後の取組について質問します。

町長 それでは、9番奥山謙三議員の「ジェンダー平等実現の取組は」についてのご質問にお答えします。

ジェンダー平等の取組は、男女共同参画社会の実現において大変大きな意義を持っております。ジェンダーとは、身体的特徴としての性別ではなく、社会的、文化的な役割としての男女の性を意味しているもので、人間社会における心理的、文化的な性別、社会的な役割としての男女の在り方、男らしさとか女はこうあるべきといった通念を意味しております。

男女が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、町では令和2年11月に、町内の20歳以上の男女300人を対象に、舟形町男女共同参画に関するアンケートを実施し、昨年3月に第2次舟形町男女共同参画推進計画を策定しました。この計画は、国の男女共同参画社会基本法第9条に、地方公共団体の責務として、施策の策定と実施が明記され

ているもので、県内全市町村において策定されております。計画は、三つの基本目標と七つの基本課題に沿って、関係各課が16の具体的施策に取り組んでおります。

また、男女共同参画社会推進会議では、施策の進捗状況の確認や研修会の開催及び町広報による啓蒙活動を行っております。今年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響により進捗状況は遅れておりますが、県の男女共同参画センターチェリアに依頼して研修を行うこととしております。

ジェンダー平等については、ワーク・ライフ・バランスの推進や女性活躍の推進も関連があり、昨年11月に最上総合支庁が中心となり、最上8市町村と連携して実行委員会を組織し、最上で暮らす女性のためのシンポジウム「踏み出そう！自分らしく輝くために」という男女共同参画事業が、新庄市のゆめりあ会議室を会場に開催されました。これは、最上地域で活躍されている4名の女性パネリストとコーディネーターによるトークセッションで、女性活躍の推進を目的としたものです。

県最上総合支庁と最上管内8市町村連携による男女共同参画事業については、来年度から（仮称）最上地域男女共同参画事業実行委員会が設立されることとなっており、最上地域が一体となった取組を必要に応じて展開できることが可能となり、今後の男女共同参画社会推進の一助となると考えております。

ジェンダー平等実現への取組については、これまでの文化や生活習慣、社会通念、職場環境など様々な面において意識の改革と醸成が必要となってくるものであり、子供から大人まで全員がジェンダー平等に対しての理解と認識を共有していかなければならないものと考えます。

ジェンダー平等による男女共同参画社会の構築については、以前に比べ、言葉やその意義が浸透してきているとは感じますが、家庭、職場、地域、学校教育など、あらゆる面で長い時間をかけていかなければならないものと考えます。今後も、町単独の活動に加え、県及び最上地域の市町村との連携により、ジェンダー平等の実現に向かって取り組んでまいりたいと考えております。

9番 まず、最初に基本的なところから質問をしていきたいと思っております。SDGsの17の目標の5「ジェンダー平等を実現しよう」について、町長の見識をまずお聞きしたいと思います。

町長 あんまりそのSDGsの見識と言われても、なかなか分からないところも多いとは思いますが、世界的に見ますと、やはり女性だというふうなことで、特にイスラム教国、イスラム教を中心とした国々の中では、女性蔑視というふうな形の中で教育の機会が与えられなかったりとか、一夫多妻というような制度があったりとか、小さいうちに結婚をさせられるというようなこととか、女性器の切除というようなことがあったりとか、世界的に見ますとそういういったものがまだまだ行われているというふうな状況の中で、やはり女性の地位、女性と

して人権をしっかり持っていくべきだろうというふうなことで、世界的にSDGsの目標として掲げられているものだろうというふうに思っております。

一方で、やっぱりその男女平等というふうな社会の中でいくと、北欧圏ですか、そちらのほうがやっぱり高いというふうなことぐらいしかよく分かっておりませんが、そのような認識でございます。

9番 私が持っている資料では、このことがどんなことを目指しているのかというふうなことですけれども、1つは差別をなくす、あと女性や女の子へのあらゆる暴力をなくす、あと③が女性や女の子を傷つける習わしをなくす、④が家庭内の子育て、介護や家事などは、お金が支払われる仕事と同じくらい大切な仕事であるというふうなことを認める、ということですが、あと⑤として、何かを決める場に女性と男性が同じように参加したりリーダーになったりできるようにする、そして⑥として、性に関することや子供を産むことに関する健康と権利が守られるようにする。このような内容になっているようであります。

では、質問に入りますけれども、まず最初は、答弁書の中についてちょっと分からないところを確認しながら質問をしていきたいと思っております。

男女共同参画社会の実現を目指し、町では令和2年11月に町内の20歳以上男女300人を対象にアンケートを実施と、これを踏まえて参画推進計画を策定というふうなことでありますが、この内容等についてももう少し詳しくお聞きしたいと思います。

町長 アンケート調査の結果等についてのものについては、まちづくり課長より答弁させていただきたいと思っております。

まちづくり課長 それでは、町の男女共同参画推進計画に関わってアンケートを実施した、そういった経過をご説明させていただきます。

これは、第1次の町の男女共同参画推進計画の期限が令和2年までと、失礼しました、令和3年の2月というふうになっていたものですから、更新含めて第2次舟形町男女共同参画推進計画策定のために、町内の20歳以上の男女300名をランダムに抽出いたしまして、男女共同参画に関するアンケートといったアンケートを実施したものです。

それで、内容につきましては、自由記述を含めて全部で22問のアンケート項目でアンケートを実施させていただきました。それで結果を集計して、この舟形町の男女共同参画推進計画に反映させたものであります。以上です。

9番 具体的にどういうふうなアンケート内容だったのか、もう少し。それからアンケートの項目、お聞きしたいと思います。

まちづくり課長 アンケートの内容につきましては、まずは年齢とか、あとはご職業もお聞きしております。あと世帯構成、あと男女共同参画に関する主立ったところだと、夫は働き妻は家庭を守るのがよいという考え方についてどう思いますか、とかいった設問が一つありま

す。あとは、大きなところだと、女性が働き続けていく上で今後どのようなことが特に必要だと感じますか。あとは、男性がもっと家庭生活に参加する必要があるという考え方についてどう思われますかと、そういった内容、あと男性が家事、子育て、介護に積極的に参加するためにはどのようなことが特に必要だと思いますかとかいったものを設問に入れております。

9番 質問項目については分かりました。その結果を踏まえて、第2次の計画を策定したということですが、そのアンケート結果を踏まえてどのような計画をつくったのか、お聞きしたいと思います。

町長 どのような計画というふうなことなんですが、男女共同参画社会が実現するための計画というふうなことだと思います。具体的な事業等については、先ほども答弁書で申し上げましたとおり、各市町村でも、この取組については非常に長いスパンを要すると。要は、一人一人が男女の人権をそれぞれが認識して、男だから、女だからという社会ではなくて、男も女も一緒になって地域であったりそれぞれを尊重し合いながらつくっていく社会というふうなことになりますので、それを長いスパンをかけて浸透させていくというふうなことだと思います。

そういったことがあるために、各市町村それぞれの取組というふうなものが、一步一步すぐに成果が見えるというものではなくて、それぞれ研修会なり講座等を開きながら、そういった考え方ではないというふうなことを、男女共同参画しなければいけないということを浸透させていくための計画をつくっているというふうなことだと思います。それが、8市町村で連携しながら、最上総合支庁を中心として取り組むというふうなことになっている計画だというふうに思っております。

9番 その計画は、三つの基本目標と七つの基本課題に沿ってということでありまして、その町の男女共同参画社会推進会議では、施策の進捗状況の確認や研修会の開催及び町広報による啓蒙活動、町広報による啓蒙活動は分かりませんが、進捗状況の確認や研修会はどういうふうなことを行ったのか、質問したいと思います。

町長 内容等については、まちづくり課長より答弁させていただきます。

まちづくり課長 三つの基本目標と七つの基本課題に向けて具体的施策に取り組んでいるといった内容については、町の男女共同参画推進会議において、こういった事業についてはどこまでどのように取り組んでいますかと、そういった質疑応答を受けてまはしております。それで、そういった質問に対して、この事業については今どこの課でこういった事業に取り組んでいると、そういった質疑応答を会議でまは行っています。

研修については3月、今月の下旬に、県の男女共同参画センターチェリアというところがあるんですが、そこから講師をお招きしまして、まずは推進員の意識を高めていかなければ、

向上していかなければいけない、あと認識を共有していかなければいけないというところからのまだスタートなものですから、今月末にその推進会議の研修会を行う予定が決まっております。

9番 今の答弁の中で、推進員というふうなことが出てきましたが、推進員とは何人で、男女の区別はどうなっているのでしょうか。

町長 詳細については、まちづくり課長より答弁をさせていただきたいと思います。

まちづくり課長 推進員と申し上げました、すみません、推進会議の委員であります。委員は全部で8名、内訳は男性4名、女性4名というふうな内容になっております。

9番 次ですけれども、最上地域で活躍されている4名の女性パネリストとコーディネーターによるトークセッションで、女性活躍の推進を目的としたというふうなことを開催しているようでありますけれども、このパネリストに舟形町から女性の方は入っているのか、またこのトークセッションに舟形町からは何人ぐらい参加したのか、お聞きしたいと思います。

町長 詳細については、まちづくり課長より答弁をさせていただきたいと思います。

まちづくり課長 このトークセッションのパネリストについて、町からもこういった方がいらっしゃいますよといったことをご提案はさせていただきました。それで、選考の結果、ちょっとそこには入らなかったという、このたびは入らなかったという結果であります。その会議については、町から3、4名ほどリモートで参加したり、あとは会場に直接行ったりというふうな方が参加しております。

9番 来年度からということで、最上地域男女共同参画事業実行委員会が設立ということで、今後は最上地域が一体となった取組が展開できるということが可能になったというふうな答弁でありますけれども、具体的にこの組織というのはどのような活動を行っていくのか、もし分かっているようであればお聞きしたいと思います。

町長 その件については、まちづくり課長より答弁をさせていただきたいと思います。

まちづくり課長 具体的な計画案はまだこれからなんですけど、お話をいただいている中では、今年度開催したこういった女性活躍の分野での研修会とか、あとは男女共同参画社会の構築については、女性活躍だけでなく、例えばワーク・ライフ・バランスとか、そういった分野も様々ありますので、このたびは女性活躍に特化した研修、トークセッションだったんですが、ワーク・ライフ・バランスとかそういった様々な分野での研修会や、こういったトークセッションを行っていくというふうなことを聞いております。今のところ、県の最上総合支庁が事務局となって、8市町村が参加して、連携を取って行っていくということを聞いております。

9番 回答についての中身については、大体把握することができましたので、次ですけれども、森町長が就任してきてから、町の体制が変わったと私は感じております。一番変わったのが、

トップダウンからボトムアップに変わったのかなというふうなところを一番感じているところでもあります。ボトムアップ、すなわちいろいろな意見を聞くということができるというふうなことだろうと思います。まず最初に、森町長が就任してから、新規採用者がかなりいるかと思いますが、男女の割合、分かるようであればお聞きしたいと思います。

町長 大変申し訳ございません。男女の比率は把握しておりません。

9番 ただ、感触としては女性も採用されているなというふうには感じているところでもあります。そういった中で、先ほどの私の質問の中で、政治、経済、社会の中で何かを決める場に女性と男性が同じように参加したり、リーダーになったりできるというふうな文言がありますが、この場に女性管理職は1人もいないと。人事権を持っているのは町長であります。町長の目から見て、舟形町の女性職員には能力がある方がいないというふうなことなんでしょうか、課長職として。

町長 会計管理者も管理職でございますので、1人いるというふうなことです。ただ、あえて女性の管理職を登用しないということではございません。適材適所というふうなことの中で、そういった方が今のところ見当たらないというふうなことでありますので、先ほどお褒めに気づかりましたけれども、私もやはりボトムアップが必要だろうというふうに思っております。私だけでは何もできませんので、職員の皆さんと一丸となって、この町政を担わせていただいておりますので、一人一人が考え、町政、町民に臨む、そういった戦える組織をつくり上げていこうというふうに思っています。そこには女性も男性も変わりはないというふうに考えておりますので、機会があれば優秀な女性の職員も管理職に登用したいというふうに考えております。

9番 そのような回答だろうというふうには想定しておりますが、私はこの質問をしたい目的というのは、やはりこのジェンダー平等、男女共同参画推進というふうなものを推進していくためには、やっぱり公共団体が優先的にそれを果たしていかなければ、なかなか民間までには波及していかないというふうに思っているところでもあります。

国では、2020年に女性の登用30%というような目標を掲げたようではありますが、未達成というふうなことで、今後近いうちに30%を目指すというふうな目標に変えたようでもあります。要は、やはりこういうふうな公共団体が率先してこういうふうなことを実践していかなければ、なかなか民間には波及していかないというふうなところを考えると、もう少し町長としても、公共団体の長として考えるべきじゃないかなというふうに思いますが、この辺について、有能な方がおれば登用するというふうな回答だろうというふうに思いますが、無理してもやるべきじゃないかなというふうに思いますが、この辺について町長の考えをお聞きしたいと思います。

町長 有能な方がいれば、積極的に登用していくというふうに先ほど申し上げたとおりでありま

す。やはり、ただ無理して登用するというふうな話がありますが、やはりそういった管理職等、ましてこの議会に出るといふ一つのストレスを感じるころでもあります。そういった中で、その役職を望まないといふふうなこともあるかもしれません。ですから、そこは無理にといふふうなことではなくて、やはり適材適所といふふうな形で、優秀な方がいれば、男女問わず管理職に登用して一緒に戦う組織をつくり上げていきたいといふふうを考えております。

9番 町長の考えはそのとおりでらうといふふうに思います。ただ、女性といふふうなことの中で、今私が様々質問しておりますけれども、このことの解決は、恐らくは今の40代、30代、20代の方がもう少し年齢がいけば、黙っていても解決してくるのかなといふふうに思います。というのは、やはり40代、30代、20代の方のこの生活スタイルを見ますと、家事にしても育児にしても、男女に関わりなく接しているようであります。我々年代は、どちらかといふと、男尊女卑じゃありませんけれども、そういうふうなところがあるものですから、なかなか解決はでき得ないところではありますが、非常にこの女性の活躍が進んでいるアメリカ、スウェーデン、ドイツでは、逆に女性優遇が男性の差別につながっているといふふうな回答のようでもありました。

そういうことで、時間的な面で、経過すればおのずと解決していくのかなといふふうに思いますが、ただ私がこれをあえて出したといふのは、今の時代は多様性が求められているといふふうに思うんです。これまでの男性社会で物事を決めてきたことが行き詰まってきた。じゃあ、新しいものを取り入れなければといふふうなところで、女性だったり、若者だったり、ばか者だったり、よそ者だったり、そういうふうないろいろな方の知恵を拝借しながら、いろいろなこの事業といふか施策を実行していかなければならないといふふうな時期に来ているといふふうなところで、今回の男女共同参画推進というふうなところが出てきているのかなといふふうに思っております。そういった中で、今本当に大事なものは、男性女性、いろいろなこの多様性に富んだ意見を吸い上げながら、いい町、いい国にしていくといふようなところが一番大事なのかなといふふうに思っているところでもあります。

そういった中で、森町長においては、ボトムアップといふところで、いろいろな面で意見を吸い上げているのかなといふふうに思いますが、今後この多様性といふふうなことについての考えについて、町長の考えがあるとすればお聞きしたいと思います。

町長 個人的な心情なんですけど、大事なものは多様性と持続性、そしてタイミングとバランスだといふふうに私は常に思っております。やはり、いろいろな人の意見というものがあって、一つの政策なりまちづくりといふものができているんだらうといふふうに思っております。それを一旦したら、やはりそれを継続する持続性といふものが重要だと。さらに、それを実行する上でタイミングといふものは大事だと。いつでもそれが即効性があってといふふうなも

のではないので、いろいろなプランがある中でも、このタイミングでやはりこれを実行すべきだというふうなことであります。したがって、そこのバランス感覚を持たないと、私は行政運営ができないというふうに思っておりますので、そういった意味で、いろいろな意見を聞いて、いろいろなプランをしっかりと持っておく。それをしっかりと持続して実行できるように、それをする際には、先ほども申し上げましたが、タイミングがありますので、しっかりと一番いいタイミングでそれが出せるようにというふうに考えております。そういった、自分の信条だけでは、というふうには、それが回答になるかは分かりませんが、常にそういうふうな思いで仕事をさせていただいているところでございます。

9番 ぜひ、若い方、女性が羽ばたける市政運営を行っていただきたいというふうなことをお願いをしながら、私の一般質問を終結したいと思います。ご苦労さまでした。

議長 以上をもって、奥山謙三議員の一般質問を終結いたします。

ここで換気のために暫時休憩をいたします。

午前11時18分 休憩

午前11時20分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

日程第2 報告第3号 令和2年度（繰越）太折地区避難道路整備工事（第1工区）請負契約の一部変更についての専決処分の報告について

議長 日程第2 報告第3号 令和2年度（繰越）太折地区避難道路整備工事（第1工区）請負契約の一部変更についての専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域強靱化対策室長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

4番 今暗渠排水3か所ということは、全部じゃなくて破損した3か所のみ入替え工事ということでしょうか。

地域強靱化対策室長 3か所というのが、ちょうど道路を横断している箇所、横断部分なものですから、最初に気づけなかったというのがありました。その後に、現地のほうを掘削しまして、中で折れていたという内容になります。

町長 3か所というふうなことについては、既存の横断暗渠の部分が3か所あったということで、実際その部分を再調査、再精査したところ、使えないという判断で、ボックスカルバートに変更するものであるようでございます。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

報告第3号については、地方自治法第180条第2項の規定による報告であります。

以上で報告を終わりますので、ご了承願います。

日程第3 議案第2号 令和3年度舟形町一般会計補正予算(第8号)について

議長 日程第3 議案第2号 令和3年度舟形町一般会計補正予算(第8号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政主査 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。なお、質疑につきましては、ページ、款項目を明言され、できるだけ簡潔にお願いをいたします。

初めに、歳入についての質疑を許可します。歳入の質疑ありませんか。

6番 それでは、14ページ、町税、町民税と固定資産税が増えてございますが、この現年度分の増加になった要因というのは何なんでしょうか。

住民税務課長 まず、個人町民税の分になります。個人町民税につきましては、コロナ禍の影響を受け、大きく減少するものとして当初予算のほうへ積算してございましたが、実際課税してみると、現況大きく減少していなかったという状況になりまして、今回補正をしております。令和2年課税と令和3年課程を比較しますと、給与分につきましては500万円ほどやはり減収となっておりますが、農業所得につきましては、逆に課税額で200万円増ということになっており、予想していたより減少しなかったということになります。

あと、もう1点、積算しておりませんでした譲渡所得につきましても、100万円ほどの課税額が発生しているということで、大きく落ち込みがしておりませんでしたので、今回の補正とさせていただきます。

あと、法人町民税につきましては、30万円ほど減額で上げてございますが、主に5号法人、山形ゴルフクラブさんと南東北クボタさんのほうが、減収約30万円ほどなってございます。そのほか、3号法人、いわゆる建設業協会さんのほうでも、増収になっている部分と減収になっている部分がありますので、その分を含めまして80万円の減とさせていただきます。

あと、固定資産税の900万円の補正につきましては、まず大きい要因が1点ございます。償却資産の総務大臣配分のほうになりますが、5,200万円ほどしか当初見込んでおりませんでした。実質5,700万円ほど歳入になっていますので、そこで500万円ほど大きな差が出ております。そのほか土地分、家屋分、収納率分で大体120万円程度実質増えているような状況です。

ので、今回900万円の補正ということできせていただいております。以上になります。

6番 課長、大変申し訳ありません。最初のほうちょっとよく分からなかったの、聞こえなかったというか、コロナ禍云々のあたり、町民税のあたり、すみませんがもう一度お願いします。

住民税務課長 当初予算を積算する際に、コロナ禍の影響を受け、給与所得等大きく下がるというか減収するという見込みで、昨年度の令和3年度の当初予算を作成しましたが、実質課税をしてみますと、思ったよりそんなに減収しなかったということでの説明になります。

6番 ちょっとよく分からないんだけど。あと、それからもう1点、固定資産税の関係で、昨年の3月補正だと倍ぐらい、1,600万ぐらい増えているんだけど、今回先ほど課長がおっしゃったその1社で500万円ほど云々というやつについて、もう1回ちょっとかみ砕いてご説明をいただきたいと思います。

住民税務課長 固定資産税につきましては、当初予算の際、償却資産の総務大臣配分、これを5,200万円と見込んでおりました。実質4月の当初に通知が来ました金額につきましては5,700万円でございますので、その差が500万円出ております。それで、500万円の差が出て、今回土地分、家屋分合わせて900万円の補正をさせていただきます。あと、収納率につきましては、今回99を越す見込みでありますので、それによりまして約100万円ほど増収となる見込みとなっております。

6番 ちょっと専門用語、何とか配分というやつがちょっとよく理解できないんだけど、すみませんがもう1回その何とか配分というやつをちょっと、それはどういうものなのかを教えてください。

住民税務課長 総務大臣配分につきましては、東北電力さんの電柱等の償却資産の部分に当たる部分になります。そちらにつきましては、申告ではなく、総務大臣のほうから配分になってくるという形になります。

議長 ほかにありませんか。歳入の質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、歳入についての質疑を終結いたします。

続きまして、歳出の第1款議会費から第6款農林水産業費についての質疑を許可します。

2番 24ページ、総務費の2款1の14職員研修費、補正でマイナス30万円というふうな金額になっています。先日ですけれども、総務文教の所管事務調査ということで、研修会の内容等々をかなり行っているようですけれども、マイナス30万円になった要因ですけれども、それについてお聞きしたいと思います。

総務課長 ご質問の研修事業費の職員旅費の30万円の減額補正の内容でございますが、県の研修所で開催予定としておりました職員の研修について、山形市内での研修への出張でなく、オ

ンラインでの研修に切り替わったことによる出張旅費の必要がなくなったというふうなことで、減となってございます。以上です。

2番 研修会は欠席でなくてリモートで受講したというふうな認識でよろしいでしょうか。

総務課長 ご質問のとおりでございます。

議長 ほかにありませんか。

6番 ちょっと基本的なことかもしれませんが、24ページです。25ページのほうにあります財産管理事業費、財政で、減債基金2,309万9,000円ございますが、前年度ですと財調に繰入れしてございましたけれども、今回あえてこの減債基金にした理由は、何か明確な理由はあるんですか。その仕組みといたしますか、こっちでなくこっちだとしなくちゃいけないようなこともあるんでしょうか、お伺いします。

総務課長 まず、1点目として、考え方の基準はございません。今回の減債基金への積立金としました要因としましては、今後起債の償還のピークが来る、当初予算の内示会でもお示ししたとおりの時期に備えて、今回は減債基金というふうなことで、上司のほうとも査定の中で相談をさせていただいて、この減債基金のほうに積立てをするというふうに決めさせていただいたものでございまして、このたびの上程となったものでございます。以上です。

6番 そのピークに備えるためということで、備えるためにはこの財政調整基金では駄目なわけなんですか。仕組み的に駄目ということなんでしょうか。何か課長の答弁からすると、備えるためにこっちだという位置づけなんですかけれども。

総務課長 より明確にというふうなことで、基金への償還のために、今回は減債基金というふうなことのほうが、財調というふうな目的であれば、広く一般財源が必要とする分野に及ぶというふうなことでございますけれども、減債基金というふうなことであれば、起債の償還に充てるというふうな目的がしっかりお示しできるものというふうなことでございますので、このたびは財政調整基金でなくて減債基金というふうな判断をさせていただいたところでございます。

6番 そうしますと、この減債基金というのは、この字のごとく債権を減らすという意味、債権に充てるという意味でのこの基金、財調というのは、財調からこの減債、そのピークに向けての手当てをするということは可能なんですか、できないんですか。

総務課長 財調からでも、起債への償還に充てることは可能でございます。

議長 ほかにありませんか。

4番 28ページ、29ページ、2款1項のガンバルめがみちゃん応援キャンペーン補助事業、補助金378万8,000円ばかり減額になっておりますけれども、その内容についてお伺いします。

まちづくり課長 これは、当初は見込んでいた事業者数よりも実績が少なかったということによる減額であります。理由といたしましては、ガンバルめがみちゃん、各商店ごとの商品券に

なるんですが、その購入、展開時期が8月とかそういった時期に重なっていた店舗もありまして、ちょうどそういった時期に、1つ目としては県のコロナ対策強化週間、8月から9月にかけて行われた時期でもあります。あともう一つは、昨年比べて若干収入が戻ってきた業者も、事業所もあったように報告もあります。そういった意味で、ガンバルめがみちゃんの実績が当初の想定よりも少なく実績が出たための減額というふうになっています。

4番 そうしますと、当初それに申し込むだろうという見込みよりも、見込みが少なかったという認識でよろしいでしょうか。

まちづくり課長 はい、当初の見込みよりも実績が少なかったといった内容です。

7番 同じ28、29ページの2款3項1目の戸籍住民基本台帳事業、これのシステム改修委託料なんですけれども、この内容を、主な事業内容の中に記載されている、そこに書いてあるマイナンバーカード所有者の転入転出手続のワンストップ化を推進するためと書いてあるんですけれども、このワンストップ化というのがちょっと私理解できない内容だったので、この転入転出手続をワンストップ化する事業というのはどういう事業なのか、説明をお願いします。

住民税務課長 これまで転入転出の手続につきましては、まず転出先のほうの市区町村のほうへ出向きまして転出証明書を取り、転入先の市町村に転入届を出す必要ございました。このワンストップ化につきましては、マイナンバーカードを持っている方が転出する場合、最初マイナポータルのほうへ転出届の予約をシステムで出す形になります。その予約が転出市町村と転入市町村のほうへデータが来まして、これまで転出届を出していた市町村のほうへ出向かず、転入先のほうでマイナンバーカードを提出して転入届を出すというシステムになっているようです。もともといた場所の市町村のほうへの届出が不要になるというシステムになっているようです。それをワンストップというふうに国のほうでは表現しているかと思いません。

7番 そうしますと、このワンストップ化というのは、マイナンバーカードを持っている方のみに対してだけのサービスということになると思うんですけれども、そのサービスを受けるにはマイナポータルというのに登録しなくちゃならない。それが窓口に来て一番最初にする手続、それをすれば、あとはそれだけで済むという、そういう意味なんですかね。ちょっともう一回お願いします。

住民税務課長 大方の方につきましては、マイナンバーの交付を受ける際、電子署名の暗証番号を入れているかと思えます。その暗証番号とマイナンバーカードを使いますと、多分マイナポータルのほうへ接続できるかと思えますので、電子署名の登録をしている方についてはそのままでできるかと思っております。

7番 大体何となく分かってきました。それでは、舟形町において、そのマイナンバーカードの普及、これはどのぐらい今進んでいるのか。これが進んでいないと、やっぱりこのサービス

が生きてこないというふうに思うんですけども、一生懸命普及をしているところだと思いますけれども、普及率をお願いします。

住民税務課長 ちょっと今、手持ちの資料がございませんが、2月1日時点で交付率が36.4%、たしか1,870何枚かと思っております。ちょっと正確な数字は事務室のほうへ行かないとございません。

議長 質疑の途中ですが、ここで午後1時まで休憩をいたします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

議長 それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

午前中の質疑の中で、住民税務課長より追加の答弁がありますので、お受けします。

住民税務課長 先ほどの7番議員のご質問で、マイナンバーカードの交付状況になります。令和4年2月1日時点で1,872枚交付しております。以上になります。

議長 ほかに質疑ありませんか。

5番 それでは、37ページになります。6の1の4農業振興事業でございますけれども、産地生産基盤パワーアップ事業費からずっとこうありますけれども、全部減額補正になっております。この事業内容を見ますと、実績見込みによる減というふうに書いてありますけれども、そのほかに何か主な原因というのはないのかお伺いしたいと思います。

農業振興課長 ただいまのご質問ですが、事業費の減額による部分については、事業費確定というところで、余った部分というか不必要な分を減額してございます。その項目の中で、一番下の担い手確保・経営強化支援事業費補助金、こちら増額になってございますが、こちらつい先月に、国の補正予算の事業エントリーしまして、3件エントリーしましたが、3件とも採択ということで、こちらが増額になっております。そのほかは全て事業費確定の減になってございます。

5番 確定の減というふうなことでございますけれども、減額になった理由と申しますか、例えば制度そのものを知らないとか、あるいは周知徹底がなされていなかったとか、様々な要因というのはあると思うんです。その辺のところはどういうふうにお考えですか。

農業振興課長 事業の周知につきましては、基本的にはこういう案件、機械等の整備をしたいという場合は、いつでもうちの課のほうに来て、うちのほうで説明しますというふうにお知らせはしているところなんです、そのほかにも、座談会の中でもいろんな資料を配布していたりして、事業の周知は十分やれているのかなというふうに思っております。

ご質問のその減額の理由、細かく申し上げますと、例えば当初予算で確保していた金額よりも、請負差額、納入業者さんの決定の際に、金額が入札と見積りとかいろいろあるんですけど

れども、そちらの中で金額が安くなったとか、あとは導入する機械の内容が変わりまして、若干安い機械になったとか、そういったものとかございます。また、この中で強い農業・担い手作り総合支援交付金、下から2行目のものがございますが、こちらについては、令和2年度の補正予算の事業で採択になったために、より有利なそちらの事業で実施することになり、今回減額になったというふうな、実施しなくなったということもあります。

議長 ほかにありませんか。

4番 私は、同じページ、農業振興費の中で、減額ではなくて担い手確保・経営強化支援補助金3,972万円ですか、かなりの金額なんですけれども、この内容についてお聞かせください。

農業振興課長 こちらの内容でございますが、先ほども申し上げましたが3件ございまして、まず1件目は、長沢地区においてミニライスセンターを整備したいということで、その中の乾燥調製の機械を整備するというものが1件になります。残り2件が、富長地区の農業者の方なんです、1人目が防除用の無人ヘリとコンバインの組合せでした。もう1人の方が、トラクターと田植機を整備したいということで、三つの経営体の方が採択となっている状況でございます。

4番 分かりました。経営体というんですけれども、個人でないということですか。それとも、法人ではないんでしょうから、法人もしくは、何だっけ、何件かが集まって農業共同体みたいな、そういう組織なんですか。

農業振興課長 今回の3経営体につきましては、それぞれ個人の認定農業者の方になります。

議長 ほかにありませんか。

1番 同じページの36ページの11体験実習館管理運営費でありますけれども、事業的な内容は年末に行った工事だと思えますけれども、金額的に大きいもので、補正額がマイナスになっていきますけれども、その内容と、あとはその減額になった箇所というか、どういうところを直して、どこの部分でこの減になったのかお聞かせください。

まちづくり課長 体験実習館の工事については、まず内容が調理室の改修工事になっています。それで、減額になった理由は、これ入札による残と、請差の減額になっております。以上です。

1番 金額的にかなりな改修工事だったのかなと思えますけれども、年末ということで閉館するぎりぎりの工事だと思えますけれども、まだ現場とか見ていませんので、詳しくどのような、もう全体直したのか、どのような器具とか更新したのか、その点ちょっとお聞かせください。

まちづくり課長 調理室が大分老朽化していたものですから、結構大きく改修いたしました。ちょっと少々お時間いただきたいと思えます。今手持ちに細かい資料がないんですが、記憶にある中身ですと、キッチンのシンク、あとは下の戸棚というか収納スペース、あとは炊飯する釜、そういったところも全て更新しています。あと、床のタイル、併せて食堂のほうの床

もかなり老朽化が進んでいましたので、床の張り替えも行ったといった内容になっています。

1番 老朽化に伴って器具等の変更もあったと思いますけれども、使用できなくなっていないものもあったとは思いますが、その処分的なものというのは、もうまるっきり処分したのか。その点、再利用したものがあるのか、まるっきり更新したのか、その点だけ教えてください。

まちづくり課長 全てをちょっと廃棄したのか、すみません、ちょっと今資料が手元になくて、今すぐお答えできない、ちょっとすみません。

議長 ほかにありませんか。

2番 36、37ページ、6の1の12についてお聞きします。先週の全員協議会の中で、若あゆ温泉の、若あゆ温泉というか燃料費、燃料費の高騰によって経営が、支出のほうが大きくなっているというふうな説明を受けました。その中で、先日の資料の中で、令和3年度1月末までの温泉・コテージの利用者さんが、昨年が年間通して7万7,000人で、今年度は8万5,194人というふうなところまで今行っているようです。お客さんは去年と比べて今年は増えているようですけれども、今度収入のほうの資料も、温泉・コテージ部門というところで分けて作ってもらっていますけれども、これが昨年度よりも伸びていないというふうな数字になっているようです。その時期では、温泉が休館した期間3週間ですか、が含まれていると思いますけれども、見込みでいいんですけれども、その休みをしなかったらどこまで伸びていたか試算しているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

まちづくり課長 すみません、休館しなかった場合の試算の資料は、していませんでした。

2番 ちょっと少し遡って見てみたんですけれども、令和元年がお客様が13万3,000人、13万3,961人、収入のほうか1億1,600万円ですか、それを今の温泉・コテージ部門だけの入館者で割ってしまうと、1人当たり870円お金を使っているようです。令和2年度に関しては1,163円、今年度は926円ということで、お客さんは入って、収入が上がっていないというのは、多分1人当たり昨年は1,160円使っているんですけれども、今年度は今のところ926円というふうなところから来ていて、やはりコロナの関係で、温泉で食べたりしないのが影響になっているのかなとちょっと思ってたんですけれども、その辺の見解ちょっとお願いしたいと思います。

まちづくり課長 利用者数が増えてはいるんですが、収入が伸びていないといったところは、やはりお客様の使われる金額が減ったということなんです、考えられるのは、入浴料のほかに使われるであろうお土産品、あとは食堂、あと飲物、食べ物、そういったもの、あとは宴会等もまるっきり、ほとんどなかったというところが一番の収入の減につながってきているのかなというふうに思います。

2番 やはり、私もちょっと想像でしか物が言えないんですけれども、やはり経営している側か

らすれば、その辺もう少し突き詰めて、的確に判断して次の材料にさせていただきたいと思えます。以上です。

議長 ほかにありませんか。

8番 25ページの生涯学習センター事業費の中の修繕料150万円の減額と、その下の測量設計業務委託料86万7,000円の増額の説明をお願いします。

まちづくり課長 すみません、お待たせしました。修繕については、来年度大規模改修も控えており、あとは早急な修繕の箇所がなかったという実績、あと今後の実績があとはないと、見込めないということからの減額になっています。

あと、測量設計業務委託料については、来年度の学習センターの大規模改修に先立って、現在設計委託のほうを発注しております、工事の設計委託のほうを発注しています。その中で、工事に関わる内容として、石綿、アスベストの調査が必要になってきたというふうなことが設計会社のほうからお話がありまして、これ石綿調査が必要になってきたことに関しての調査委託料になっています。以上です。

8番 修繕料の減額補正ということは、来年度生涯学習センターの大規模改修を行うということで修繕を控えたのか。それとも、これとは別個で修理しなくちゃならないところがあったものを我慢してやったのか。それから、測量設計業務委託料で、来年度の大規模改修の実施設計が終わった、これでできたのかどうかをお伺いしたいと思います。

まちづくり課長 まず、第1点、修繕料については、来年度の大改修でできる部分がありましたので、今年度でなくて来年度の大改修で行えるというふうにこちらで判断して、今年度の修繕では行わないというふうにしたものです。

あと、設計のほうは、まだ現在設計中でありますので、設計はまだ完了しておりません。3月末の完了の見込みとなっています。

8番 そうすると、今設計は終わっていないんだけど、来年度の事業費の概算は予算要求するというので理解していいのかな。本来ならば、実施設計終わって、細かな来年度の予算を要求するというのが本来のやり方じゃないのかなと思っていますけれども、そうしないと、設計してからまた予算取って、設計してからそれが入札にけるまで結構時間かかるわけだね。それを防ぐためには、やっぱり前年度で実施設計を完全に終わらせておいて、そして今年度の工事予算を取って、早期に完成させるというのが、今までの手順ではなかったのかなと私ちょっと思っていたものですから、その辺ちょっとお伺いします。

まちづくり課長 来年度の予算に計上しております大規模改修の工事については、確かに実施設計は終わっていないんですが、実施設計を、額を見込める額、単価を若干多めに設定した額で来年度の工事費はちょっと予算の計上をさせてもらっております。

町長 今回、先ほどまちづくり課長が説明しましたが、委託料のほうにアスベストの調査の経費

を計上しております。と申しますのも、建築基準法が改正されまして、来年度4月以降に大規模な改修、取壊しも含む工事が入る場合については、アスベストの調査をしなければいけないというふうなことになるんだそうです。そうすると、現在実施設計中というふうな話で、8番議員の言われるとおり、実施設計額がしっかりと固まった上で来年度の予算要求をすべきであろうというのが建前だというふうに思います。しかしながら、そういう国の制度も変わったものですから、まだある程度のところは押さえてあるんですが、こういった後から建築基準法の改正等がありまして、事業費が動く可能性があるというふうなことが分かったものですから、取りあえず、まず今のところアスベスト調査をして、アスベストがなければ事業費の変更はないものと思うんですが、アスベストが仮に使われているとなると、アスベストを除去するための工事費が、当初予算で計上しています額よりも増額になるおそれがあります。そういった国の制度等の変更に伴う部分もございまして、まだはっきりとした金額が確定していないというふうな状況だというふうに認識していただければなというふうに思います。

議長 ほかにありませんか。

7番 それでは、30ページ、民生費の3、1、9、介護保険事業費の31ページの欄、一番下から2番目、高齢者生活福祉センターの改修事業補助金ということで136万7,000円、この内容について詳しく説明をお願いします。

健康福祉課長 こちらにつきましては、えんじゅ荘と一緒に併設しておりますゆいの家に係る改修事業でございまして、こちらにつきましては、えんじゅ荘も含めた全体のナースコールにつきまして、老朽化が進みまして、ナースコール設備の全体を更新したと。その中で、ゆいの家のほうのナースコールもえんじゅ荘のほうと連動しておりますので、一緒に改修ということになりまして、ゆいの家の分に係るところについて、9部屋分あるんですけども、その部分は案分で負担金というか補助金を出して改修工事をしたというふうな中身でございまして。事業費が、全体で1,716万円の事業費になってございまして、そのうちえんじゅ荘とゆいの家全部合わせて113ベッド、113床あります。そのうち、ゆいの家の分ということで9床、9ベッド分というふうなことでの案分で136万6,726円というような事業費の補助金というふうな積算になっています。以上です。

7番 ありがとうございます。それで、この補助金を出すことには異議はないんですが、夏場と冬場で、たしか入所者の入る状況が変わってくるはずだと思うんです。その夏場と冬場の入っている人の状況というのは今分かりますか。

健康福祉課長 現在といいますか令和3年度の利用につきましては、夏場の利用している方が、ずっと利用している方が1名と、あともうお一方、夏場途中まで利用されている方がおりました。2名がおりました。冬場に入りまして、今現在は全体で5名の方が利用しているよう

な形になっています。

7番 9床あるうちの夏場は2名、冬場は5名ということで、まあ結構空きがあると思うんですけども、これは町としては入ってくださいという案内とかもしないで、入りたいという人だけが利用するという、そういうシステムになっているのか、そこら辺のところを分かれば教えてもらいたい、分かれば質問したいと思います。

健康福祉課長 ゆいの家につきましては、基本的に独り暮らしの方または高齢者の老夫婦のみということで、基本的には自立しているということで、自分の身の回りのことはできる方というふうなところで、自宅での生活に不安があるといった方や事情があるというふうなことでの利用ができるような仕組みになっています。三、四年ぐらい前までですと、やはり冬場の利用というふうなことで、ほぼほぼ9床あるうち全部埋まってしまったりというふうな場合もございましたけれども、ここ二、三年は、以前ほど冬場の利用もいっぱいになるほどではなくなってきているというふうなところが現実でございます。ので、この令和3年度の途中でございましたけれども、今後の利用というふうなことも検討させていただきまして、夏場の利用または冬場に限らず、夏場から冬場まで通した通年の利用なんかもできるようなことでというふうなことで、えんじゅ荘のほうの担当のほうとも打合せをしまして、使いやすく少しそのルールのほうを見直したりもしてございます。

呼びかけはしないのかということでございますけれども、えんじゅ荘または徳洲苑の、そういった高齢者の方を扱っている介護事業所のほうでございますので、そちらのほうで関わっているケアマネさんなどのほうには常に情報を提供しまして、それにふさわしい方がいらっしゃったら、利用のほうを考えてくださいというふうなことではお知らせをしておりますけれども、広くそういった、使えますよというふうな呼びかけというのは特段行っていないというのが実情でございます。

議長 ほかにありませんか。

6番 最初に戻って申し訳ありません、22ページです。2の1の5財産管理費でございますが、23ページの下の段に工事請負費3,600万円減額ということで、内容を言いますと保健センターの大規模改修が令和4年度になったということでございます。これについては、第2庁舎の移転が決まったという理解なんでしょうか。

町長 第2庁舎の移転につきましては、国道13号の歩道整備工事の関連がございまして、1月に加藤政務官のほうに議会の方々と一緒に要望してまいりましたけれども、当初令和4年度に第2庁舎の移転の補償費ができるというふうなことが、河川国道事務所のほうからありました。それが、予算がつかないというふうなことで、令和4年度に移転補償をするとなると、令和4年度中に除却をしなければいけないと、第2庁舎を更地にして補償費を受けるという形になるというふうなことで、令和3年度中に保健センターを改修して、第2庁舎の地域整

備課と農業振興課を受け入れる準備をしておくというふうなことの段取りでおったんですが、河川国道事務所のほうから、令和4年度の移転補償というのが見えないというふうなことでありまして、今回減額補正になった次第でありました。

したがいまして、先日も山形河川国道事務所のほうにお伺いして、新たなそのタイムスケジュール、国道13号の、令和4年度の予算のつき方にもよるんでしょうけれども、いつ頃移転補償というふうなものになるのかというふうなタイムスケジュールを明示していただきたいというお願いをしてきたところです。したがいまして、まだ令和4年度以降の国の状況というのがまだ見えない状況ではあるんですが、取りあえずこの3月補正の中では、今年予定しておいた第2庁舎の大規模工事を減額させていただいて、令和4年度に第2庁舎の移転ができるように、保健センターのほうを改修していきたいというふうに思っております。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、山形河川国道事務所のほうからは、いつ頃というふうなタイムスケジュールが示されたというふうなことはまだありません。

6番 第2庁舎の移転については、もう随分前から話題といたしますか、話になって、延び延びになって、令和4年度にはなるでしょうということで、こういう予算をつけたわけですけれども、いまだたってその予算がつかないという、何がネックなんでしょうか。その道路幹線で駄目だよと言っている人がいるから工事が進まないとか、そういう話なんでしょうか、どうなんですか。

町長 そういったことよりも、国自体としてその歩道整備事業に関する交通安全対策事業の予算が伸びていっていないというふうな状況なんだそうです。したがいまして、そこに予算をつけていただかないと、非常にいつになるか分からないというふうなことで、いつか10年先ぐらいかもしれないというような、去年話があったものですから、それでは困るというふうなことで、1月、議会の皆様からお願いして、加藤政務官のほうに要望を申し上げたというふうな状況であります。

その後、先ほど申し上げましたとおり、山形河川国道事務所のほうにも、さらに今年要望に行ってまいりましたけれども、まだ具体的な数字を示すというふうなことで、タイムスケジュールを示すというふうなところまでは行っていないと。つき次第、国のほうとしては、役場のほうが反対するというふうなことはないわけでありますので、民間の方の土地の売買、それから補償を優先して行いたいというふうな方向で考えていると。そういったことで、今のところは予算がつき次第、舟形の歩道整備事業は推進していくというふうなお話はいただいております。

6番 そうしますと、今回3,600万円減額し、来年度の予定ということで、新年度予算に工事費ということで5,400万円計上しています。これがこのイコールなんでしょうか。そうしますと、5,400万円と3,600万円の差額というのはどういう工事をするのか。5,400万円というのはもう

移転、取壊しまで入って、なおかつ保健センターのその第2庁舎の方々が入れるような内容といえますか改修をするために、この3,600万円より多い5,400万円を計上しているのでしょうか。それは予算で聞けばよろしいんですけども、その辺り分かればよろしく願います。

総務課長 今議員おっしゃるとおり、当初予算のほうで詳細のほうはというふうなことでもございますけれども、現在の見通しとしましては、更地というふうなところの予算は計上しておらず、保健センターの改修費というふうなことで、そこで事務をできるような改修の内容の経費として計上しているものでございます。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これで歳出の第1款から第6款までの質疑を終結いたします。

ここで換気のために暫時休憩をいたします。

午後1時35分 休憩

午後1時36分 再開

議長 会議を再開いたします。

続いて、歳出の第7款商工費から第12款公債費についての質疑を許可いたします。

4番 38ページ、39ページ、7款の中の商工振興費の中で、町プレミアム付商品券発行補助金420万円減額になっておりますけれども、この内容お聞かせください。

まちづくり課長 これについては、財源を国のコロナ対策臨時交付金のほうに財源振替したことによる減額になっています。

議長 ほかにありませんか。

2番 40ページ、41ページの9款消防費、9の1の2消防施設費、補正前の額ということで4,916万2,000円で、今回の補正が1,084万5,000円ということで、予算に対して2割強使わなかったような金額になっておりますけれども、この内容をもう少し詳しく教えていただきたいと思えます。

住民税務課長 1点は、消防の積載車及び町の広報車の自動車購入費になりまして、これにつきましては入札での請差となりまして、119万5,000円の受けとしております。あと、工事請負費のほうなんですけれども、当初防火水槽9基、消火栓1基の改修を予定に予算計上しておりましたが、施行に当たり各防火水槽等を確認しまして、9基うち特に危険である1基、長沢の消防ポンプ小屋の脇になりますが、その施工と、あと当初から予定していました消火栓の移設、あとそのほか1か所、冬季間全く消火栓が使えないような状況の消火栓がございましたのでその1基、3つの改修工事に改めておりまして、965万円の減額としているところ

であります。

当初、防火水槽のほうの形状をよく確認しないまま予算計上してしまいまして、4か所ほどスラブ化になっていまして危険でないということで、その分を施工してございません。あと、そのほかにつきましては、防護ネット等きちんとなっておりましたので、今年度の工事のほうから取り下げることで、全体で965万円の減とさせていただいております。

2番 防火水槽に関しましては、9か所あるんですけども、1か所は工事を完了したというふうな今答弁だったと思います。残りの8か所は、特に危険を生じないというふうな判断をしたというふうな内容のようです。あと、車に関しましては、ざっくり言うと同じ仕様のものを安く買うことができたというふうな認識でよろしいでしょうか。

住民税務課長 防火水槽につきましては、そのとおりでございます。車につきましては、入札をしましたので、そのときの請差という形になっておりますので、機種自体は当初の設計から変えてございません。

議長 ほかにありませんか。

3番 44、45ページの10款4項の3目文化財保護費ですけども、45ページのほうに西ノ前公園女神の郷管理事業費の中で、環境整備料55万円減額されています。内容をお聞かせください。

教育課長 環境整備委託につきましては、当初業者のほうに草刈り等の環境整備の業務を委託する予定でございましたけれども、今年度コロナの影響もあって、事業の実施状況という全体の動きの中で、職員のほうで対応できるということになりましたので、委託はせずに職員のほうで環境整備のほうの実施をすることになったために、この経費については不用になったということでございます。

3番 職員でできるということで、じゃあ今後も職員でやる予定かお伺いします。

教育課長 今年度につきましては、コロナの影響がありまして、通常業務のほう、各種事業のほうも縮小とか中止ということが出てきておりました。そういう関係で、職員のほうで対応することができるということを判断したものでして、通常ベースの業務量ですと、当初で計画したとおり業者のほうに委託するというようなことになるかと思えます。

3番 業者というふうなことでありますけれども、例えばシルバー人材さんとかそういう感じの業者さんを考えているのか、建設業とか造園業とか、どこら辺の業者なのかお伺いします。

教育課長 こちらのほうについては、草刈り作業と、それから芝、水辺周辺の整備等の作業を想定しておりましたけれども、主にシルバーのほうにお願いする計画でございました。

議長 ほかにありませんか。

7番 それでは、48ページの災害復旧費、11の1の1農業施設災害復旧ということで、右側の30万円ほどの災害復旧、大雪対応というふうに書いていますけれども、豪雪対策本部が設置された割には災害少なかったのかなという気がしておって、安堵しておりましたが、この30万

円の内容について質問いたします。

農業振興課長 こちらにつきましては、融雪剤の購入補助事業になります。県の事業を活用しまして、町がかさ上げをしまして、2分の1の補助の事業となります。

議長 ほかにありませんか。

2番 同じ48、49の、今の融雪剤に関して質問いたします。県から15万円、町で15万円ということで30万円というふうな内容で理解していますけれども、昨年も多分補正でこういうふうな内容あったと思います。この融雪剤に関しましては、農家の方が大変助かって使っていると思うんですけれども、この金額を当初の予算の中に盛り込んで、雪が少なかったら使わないというふうなやり方にするにはできるのかできないのか、質問したいと思います。

農業振興課長 こちらの事業につきましては、事業上補助事業を活用する場合、昨年度の場合ですと国庫補助事業が該当いたしました。今年度は県単独の補助ということで、毎年内容は異なっております。また、積雪の量も違いますので、予算化ができないというわけではないんですが、ただ正確な、的確な予算の計上ができるかという点、ちょっと懸念される場所がございます。以上です。

2番 私農家の立場からすると、3月今の時期、今日は雪降っていますけれども、どうも気の早い人は、早く振りいたいというふうな、心待ちにしている農家さんもいると思いますので、できるんだったら3月の今の時期に農家さんの手元に届いていたら、農家の方は安心できるのかなと思ってちょっと質問したんですけれども、その辺の考え、ちょっともう一度お願いします。

町長 この融雪剤の補助については、豪雪対策本部が設置されて、災害というふうな観点から農家に支援するものでありますので、通常当初予算に計上して、雪降らなかつたら使わないというようなものではなくて、あくまで災害というふうな観点から臨時的に予算化するというふうなものでありますので、経常的な補助というふうなことではございませんので、そういうふうにご理解をいただきたいというふうに思います。

議長 ほかに質疑ありませんか。

1番 40、41ページの9の消防費の1の3の消防費の備考欄、説明の防災センターの管理事業、減額なっているわけですが、防災センターの中にEV充電システムがあると思いますけれども、その利用方法というのは今後、消防車がEV化になるのか、ほかの町村だと、外にそのEV充電器を置いて、一般の市民も有料化しているようなところありますけれども、中に設置したという理由は、今後EV化にしていくのか、その辺ちょっとお聞かせください。

住民税務課長 防災センターの中に設置しました分につきましては、消防の広報車用に設置してございます。役場庁舎等に設置する場合につきましては、町全体、そのほかのほうの管財関係になるかと思っております。

1番 防災センターということで、一般の人が使えないのか分かりませんが、そういう今後EV化が進む中で、そういう町民的なもののサービスの一環としての考えとかはなかったのでしょうか。

総務課長 町民全体へのこういった提供というふうなものは、計画としてはないというふうなことで、現在については防災に関しての導入というふうなことでご理解をいただきたいと思います。

議長 ほかにありませんか。

9番 48、49ページです。先ほど来質問ありますけれども、11の1の1の融雪剤購入費に対する補助のところの、この主な事業内容のところ、農家等というふうな言葉が入っていますけれども、この農家等という範囲はどういうふうな範囲なのか教えていただきたいと思います。

農業振興課長 農家等というふうな表現については、農家、個別の農家と、あとは農業者団体、任意組合等になります。また、法人またはJAの中のその生産者組織というものも含まれる表現となっております。

9番 当たり前の回答ですけれども、私が求めているのは、自家野菜として作っている方も対象になるのかというふうなところなんです。

農業振興課長 ただいまのご質問ですが、基本的に販売農家というふうなことを対象にしてございます。

9番 そうしますと、販売農家というふうになってきますと、出荷業者にきちっと出荷して販売している方でないと駄目なのか。要は、作っているけれども自分で販売しているとか、そういうふうな方が該当するのか、この辺はどうなのでしょう。

農業振興課長 説明不足で申し訳ございませんでした。実は、農家のほうに昨日、事業のPRチラシを配布してございます。そちらの中では、もう少し明確に記載しておりまして、販売の部分に関しては、1年間の農畜産物の販売金額が50万円以上の農業者というふうな金額については書いてございます。金額以外の場合ですと、水稻、野菜等の栽培面積が30アール以上、そのいずれか満たす方というふうな形でご案内しております。

議長 ほかにありませんか。

8番 40ページの教育総務費の中で、この項目の中で質問するのではないんですけれども、各施設の管理費になるのか、その辺のところはよく分からないですけれども、本来ならば、豪雪対策室を作れば、豪雪除雪費の増大、また今回燃料の高騰による燃料費とかガソリン代とか、いろんな形で増額補正今までにやってきたと思うんですけれども、今回はその豪雪のための除雪費の増額、また燃料費高騰による燃料費の増額の項目がちょっと見えないんですけれども、その項目はどこに入っているのか、ちょっとお願いしたいと思います。

議長 暫時休憩します。

午後1時55分 休憩

午後1時56分 再開

議長 会議を再開します。

総務課長 除雪経費に関わる補正予算、それから燃料費高騰の関係に関わる補正予算につきましては、1月26日、補正予算の第7号、こちらのほうに計上してございまして、これ以降補正の項目がなく、移動がないというふうなことでございますので、こちらのほうで計上済みというふうにご理解をいただければと。

すみません、8款につきましては、また改めて精査をした上でご提案申し上げたいというふうに思いますので、その点についてはご容赦いただきたいとします。

8番 それでは、1月の補正で上げた見込みどおりで、大体このシーズンは除雪費なり燃料費なり十分に賄えるということで理解していいのかな。

総務課長 そのように見込んでございます。先ほど申し上げましたとおり、8款の部分であったりとか、地域整備課の部分の補正予算の計上のほうが、まだ取りまとめが終わっておりませんので、そちらにつきましては改めてご提案申し上げたいと、その機会もいただければというふうに、これから予定させていただきたいと考えてございますので、ご容赦いただきたいとします。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。議案第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

ここで換気のために暫時休憩をいたします。

午後1時58分 休憩

午後1時59分 再開

議長 会議を再開いたします。

日程第4 議案第3号 令和3年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）について

議長 日程第4 議案第3号 令和3年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政主査（朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

7番 それでは、62ページの基金積立金、7、1、1の積立金で2,554万5,000円ということで、事あるごとに私ここを質問してきたような記憶があるんですが、議案第14号で国保税の引下げ、これ町長が実施するという、したいということで伺ってきていますけれども、全員協議会の中で、まさにこの積立金基金、こういったものを活用して国民健康保険税を安く抑えたいと、こういうふうな説明であったというふうに思いますけれども、そういった見解というか内容でよろしいのか質問いたします。

健康福祉課長 基金積立金の部分につきましては、今年度も決算見込みが出まして、今回の計上額2,554万5,000円ほど積み立てることができるというふうなことになりました。結果、残高としては基金の全体の残高が2億6,000万円ほどになる予定でございます。

全員協議会のときにも、町長のほうからご説明ありましたけれども、こういった基金の活用と、あと国保税の率などが県内といいますか管内でもかなり高いほうになってきたというふうなことで、それを還元するというふうなことで、令和4年度の国保税につきましては率などを下げまして計上したいと、そしてこの基金につきましても、その部分について取り崩して被保険者の方に還元をしたいと。あとは、そのほかに人間ドックであったりとか健診事業などに充実をさせて、健康づくりに役立てていきたいということで、そういうふうなことで基金のほうを使わせていただきたいということでございます。

7番 失礼しました。この今年度見込み2,500万円、前年度の決算が2,700万円、その前の年が4,200万円の積立金があったのでした、調べてみたら。そして、この積立金を、そこの国民健康保険なりにまず真っ先に充当をしたいという考えであれば、来年は、これ予算書は常に1,000円の予算を取っておるわけですし、これが、積立金がまさに1,000円となる可能性も当然、積立金ゼロと、来年度は、そういうふうな、まず会計からいくと、もうそうなるというふうに私は思うんですけれども、そういった見込み、見込みは予算か、そういう考えでいるのかどうかちょっと質問したいと思います。

健康福祉課長 当初予算のほうの話になってくるのかなというふうには思いますけれども、今回このように基金のほうを使わせていただくというふうなことでお話をさせていただきましたので、来年度の予算につきましては、その基金を入れるというふうなことで、あとは税率も

下げておりますので、国民健康保険税の税収も少なくなるというふうなことで、今年までのようなその剰余金といいますか、積立てをできるようなお金は出ないものと思っております。全く1,000円ということは会計上ないので、それはないんですけども、今年とか議員おっしゃられたような4,000万円とか2,000万円とか、そういった大きな積立金は出ないのかなというふうなところで見積もっているところであります。

7番 積立金基金というのは、この国民健康保険加入者が積み立ててきた基金だというふうに思っていますので、安くしてくださるのは、という案を出してくださったその、そこにメスを入れてくれたことは本当にありがたいなというふうに思います。その基金がすぐ枯渇するような運営ではなくて、やはりある程度足して、基金もある程度崩して、長くその国民健康保険税を安くできるようなその制度をぜひつくっていただきたいなというふうに思います。答弁をお願いします。

町長 先日も申し上げましたが、基金を廃止している市町村もございます。したがって、基金が必ず必要だというふうなことではないというのが、まず第1番目であります。平成30年に、県に一括した、県で一本化したそういうシステムをつくりましたので、その時点で本当は廃止してもよかったんですが、その状況がどうなるか分からないというふうなことで、基金をそのまま持っていてというふうなことであります。ですから、今回の税率、保険税の税率を下げるというのは、一つ管内、県内でも高い位置になってしまったものですから、しかもその高い税率のうちで、今回も2,500万円ほどの繰越金がございます。そういう繰越金が出ていて、基金に積んでいるばかりでは、それは保険税を下げる必要があるだろうというふうなことで、保険税を下げたわけでありまして。

一方で、今までたまってきた2億7,000万円ぐらいの基金があるので、これはやっぱり健康保険を加入している方々にお返しをする必要があるだろうというふうなことで、ドックとかそれから健康診断への補助というふうな形で、100歳元気プロジェクトにつなげていきたいというふうな思いでやったわけでありまして、例えば、現在社会保険、国保関係、国保保険に入っていない方々の部分については、ふるさと基金を使いながら健診とかドック関係の補助をするというふうにお話を申し上げております。したがって、例えば基金が1,000円とかの残高になったとしても、そういう使い方というふうなことで、町民の健康とかそういったものを進めていくためには、この基金がなければそれをやらないということではなくて、町としてはあらゆる財源を駆使しながら、町民の健康のための健診とか、そういったものに支援をしていくというふうなことでございますので、この基金の増減でそういったことがなくなるということではなくて、取りあえず今これだけの基金があるので、それを少しずつお返しをしていきたいというふうなことでありますので、そういうふうにご理解をいただきたいと思っております。

議長 ほかにありませんか。

6番 それでは、60ページです。60ページの一番上、2の1の1、一般被保険者医療給付費、右の61ページのほうの内容でございますが、一般被保険者現物給付費2,500万円増になっていますが、この2,500万円増の要因といたしますか、お伺いします。

健康福祉課長 この一般被保険者現物給付費につきましては、お医者さんにかかった分についての支払い分というふうになりまして、当初の見込みよりも、今年度令和3年度については、そういったお医者さんにかかった、治療したという方々が多かったというふうなことでございます。もう一つ、当初予算におきましては、令和3年度の当初予算を組むときになんですけれども、令和2年度が、令和元年度よりこの部分が少なかったと、逆に決算見込みが令和2年度において少なかったものですから、令和3年度の当初予算におきましては、令和2年度分ぐらいというふうなことで見込んで計上したんですけれども、令和3年度、実は決算を迎えるあたりになって、実は去年よりもこの部分が伸びているというふうなことで、今回このように増額補正をさせていただいたというふうな形でございます。

6番 今課長から2点ご説明ございましたが、1点目のお医者さんにかかった方が多かったという何か理由というか、何でコロナ禍で、インフルエンザ等々もあんまり増えなかったこの状況で、お医者さんにかかった方がかなり見込みより多くなったという、何でなのでしょうね、町長。

健康福祉課長 すみません、ちょっと言葉足らずで説明が不足しておりました。多かったといたしますか、正確に検証しているわけではございませんけれども、心臓の手術とか、そういった高額な治療にかかる方が多かったのではないかとこのふうなところで、ちょっと見ているところであります。

6番 そうすると、その高額医療部分というのは幾らぐらいというのはつかんでいるわけですよ。それも含めて、2点目の課長の答弁の中にあつた、令和3年度の当初の見込みがちょっと甘かったといたしますか、全体的に高額医療もそうなのでしょうけれども、当初の予算を組むときに、令和2年度を基準にしたときに、ちょっと何といたしますか、見込み違いといたしますか、それが今になって2,500万円増という形になったのではないのでしょうか。お医者さんにかかった分が多いとか少ないとかじゃなくてですね。

健康福祉課長 結果的には議員おっしゃるとおりだと思いますけれども、令和2年度ぐらいの実績になるのかなというふうな当初の見込みがちょっと甘かったというふうなことだと思います。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決します。議案第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号 令和3年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について

議長 日程第5 議案第4号 令和3年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政主査 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

6番 歳入でちょっとお伺いします。72ページです。歳入で保険料の特徴分、73ページに数字書いてございますが、特別徴収分で600万円の減額になってございます、少なくなつてございます。特別徴収については、ある程度何と言いますか、固まっているんじゃないかなど考えるわけですけれども、前年度の決算見込みと比べても300万ほどマイナスが多くなつてございますが、この600万円大きく減額になった理由についてお伺いします。

健康福祉課長 こちらの保険料につきましては、後期高齢者の広域連合のほうから、今年はこれくらいですというふうに示されるものでございまして、ちょっとそこら辺の大きく減額したというところの見込みについては、ちょっと詳しくこちらでは押さえていないというふうな現状でございます。

6番 ちょっと私たちは理解できないんです。これくらい600万円ほど減りますよというのが連合会から来るんですか。この分というのは、ここで特徴として徴収する保険料ではない。ちょっと仕組みが分からないので。

健康福祉課長 徴収のほうも、広域連合のほうに納めるわけですけれども、こちらのほうで算定とかそういうことではなくて、広域連合のほうで、こちらの加入者数ですとか、そういったものを向こうのほうで把握しておりまして、計算するというふうなことになっておりまして、こちらのほうで直接計算するという事はないものでございます。

6番 こちらでは、そのマイナス600万円減額ですよという内容については何も関知しない、内容について何も知らなくてもいいと、来たものをただこう計上すればいいというやり方なん

ですか。ちょっとその仕組み、私分らないんだけど。町長、教えてください。

議長 暫時休憩をします。

午後2時23分 休憩

午後2時26分 再開

議長 会議を再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決します。議案第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号 令和3年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第2号)について

議長 日程第6 議案第5号 令和3年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政主査 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。議案第5号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議長 本日の日程はこれをもって全て終了いたしました。

明日は午前10時より再開をいたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時34分 散会

令和4年3月4日（金曜日）

第1回舟形町議会定例会会議録

（第3日目）

令和4年舟形町議会第1回定例会第3日目

令和4年3月4日（金）

出席議員（10名）

| | |
|---------|---------|
| 1番 叶内昌樹 | 6番 斎藤好彦 |
| 2番 荒澤広光 | 7番 佐藤広幸 |
| 3番 伊藤欽一 | 8番 叶内富夫 |
| 4番 小国浩文 | 9番 奥山謙三 |
| 5番 石山和春 | 10番 八畝太 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------------|------|---------------|------|
| 町長 | 森富広 | デジタルファースト推進室長 | 沼澤一征 |
| 副町長 | 菅原正春 | 地域強靱化対策室長 | 伊藤英一 |
| 会計管理者 | 須貝孝子 | 総務課財政主査 | 佐藤拓 |
| 総務課長 兼選挙管理委員会書記長 | 小野芳喜 | 教育長 | 伊藤幸一 |
| まちづくり課長 | 曾根田健 | 教育課長 | 鍛冶紀邦 |
| 健康福祉課長 | 沼澤伸一 | 農業委員会会長 | 叶内栄一 |
| 住民税務課長 | 伊藤茂樹 | 代表監査委員 | 齊藤徹 |
| 地域整備課長 | 伊藤秀樹 | 監査委員事務局長 | 相馬広志 |
| 農業振興課長 兼農業委員会事務局長 | 斎藤雅博 | | |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬広志 主 任 伊藤 優

議事日程

日程第 1 議案第 6号 舟形町行政不服審査法施行条例等の一部を改正する条例の設定について

日程第 2 議案第 7号 舟形町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

日程第 3 議案第 8号 舟形町特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

の設定について

- 日程第 4 議案第 9 号 舟形町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第 5 議案第 10 号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 日程第 6 議案第 11 号 舟形町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
- 日程第 7 議案第 12 号 舟形町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
- 日程第 8 議案第 13 号 舟形町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
- 日程第 9 議案第 14 号 舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 15 号 舟形町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 16 号 舟形町と山形県との間の行政不服審査法第 81 条第 1 項に規定す
る機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する
規約の制定について
- 日程第 12 議案第 17 号 令和 4 年度舟形町一般会計歳入歳出予算について
- 議案第 18 号 令和 4 年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算に
ついて
- 議案第 19 号 令和 4 年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算につ
いて
- 議案第 20 号 令和 4 年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算につい
て
- 議案第 21 号 令和 4 年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算につい
て
- 議案第 22 号 令和 4 年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について
- 議案第 23 号 令和 4 年度舟形町水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時03分 再開

議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから3日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 議案第6号 舟形町行政不服審査法施行条例等の一部を改正する条例の設定について

議長 日程第1 議案第6号 舟形町行政不服審査法施行条例等の一部を改正する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

9番 ちょっと分からないものですからお聞きしますけれども、提案理由のところ行政不服審査法第81条第1項とありますけれども、そのところの内容についてお聞きしたいと思います。

総務課長 行政不服審査法第81条関係ですけれども、地方公共団体、いわゆる町に執行機関の附属機関として、この法律の規定により属された事故を処理するための機関を置くということで、審査会を置くということになってございます、規定上。その審査会を置くことが、審査員の選任に当たって法令等に精通した方を選任することが小さな自治体では困難なために、これを県に置くということで今回の提案になってございます。この審査会を置くということの規定が第81条に規定しているものでございます。

9番 内容等については分かりましたが、これまでの中で舟形町にこういうことが、こういう組織があったことで不都合なところとかそういうところがあったのか。要するに県一本にすることによってどういうメリットというか、あるのか、これについてお聞きしたいと思います。

総務課長 これまで、この条例が施行後、審査会を開催した経過というものはございませんでした。いわゆる不服申立てがなかったということでございます。

先ほど申し上げたとおり、審査会を組織するに当たって大変高度な識見を有する方を選任する必要があるということで、こういったところを県に委託することで事務の軽減が図られるということと、県内の各自治体の中から参加団体を募りまして、経費的にも事務处理的にも、審査会を定例化する方向と聞いてございますので、そういった点では県としましても市町村としましても事務の効率化が図れるということでのメリットがあると理解してございます。

議長 ほかにありませんか。

6番 確認だけです。すぐ終わります。

新旧対照表の7ページの委員の手当ですか、あるんですが、表の中で6,000円の前に「同」となっています。これは何が「同」なのか、どういうことなのか教えてください、条例を見てないので、すいません。

総務課長 新旧対照表7ページの特別職の職員の給与に関する条例の別表第3の構成に関して、9の欄、行政不服審査会委員の金額「同6,000円」という表現になってございます。この別表第3、行政不服審査会委員の上のほうを見ていきますと日額という表現になってございます。日額ということになっていきますので、この表の中には日額という表現がございませんけれども、改めて説明の中で日額ということによって表現をさせていただいて、説明を加えさせていただいたということでした。よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決します。

議案第6号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第7号 舟形町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

議長 日程第2 議案第7号 舟形町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

6番 言葉の確認です。第2条関係で追加なった、何ですか、事由、期間の中で、期間ですが、今説明ありました、「1の年」という説明がありました。この「1の年」というのは1年ということなんですか、分からないんですけども。

総務課長 事由が発生したときを起点として、サイクル的にそこから1年ということになりますので、年度で区切るとかということでもなく、その事由が発生したところから1の年という考え方をするものというご理解をいただきたいと思ひます。暦年とか年度とかという物の

考え方ではないというご理解をいただければと思います。

議長 ほかにありませんか。

3番 新旧対照表の10ページ、第26条の（１）（２）、関連するので、これ１つで質問したいと思っています。

職員に対する育児休業に係る研修の実施、この研修というのはどこでやるのかと、（２）の相談体制の整備というのは、相談する窓口かどこかつくるのか、この（１）（２）を併せてお願いしたいと思っています。

総務課長 まず研修の実施機関ということでございますけれども、町の総務課が主体となって職員に対しての研修ということをご予定するものでございます。

それから、２つ目の質問をもう一度お願いしてよろしいですか、すいません。

3番 （２）の育児休業の相談体制の整備ということで、ここの相談はどこにするのかという質問で、結局、総務課ということですよ。

総務課長 相談体制についても総務課の職員で対応するというように考えてございます。

2番 私も新旧対照表の10ページ、同じところですよ。

（１）職員に対する育児休業に係る研修の実施ということで、やるタイミングは、新入職員が採用されたときに教育の一環として行うのか、確認をお願いします。

総務課長 制度の周知につきましては、この条例を可決していただいたということを仮定して、新規採用職員があった場合には、こういった制度もあるよということは当然周知する内容になるかと思えます。この制度に該当する職員が発生した場合、その都度、その職員に対しての研修であったり、書面での制度解説であったりというものを想定してございます。

2番 今回の教育記録だけじゃないんですけれども、職員個人の教育記録、一人一人の教育記録というのは今持っているのかお聞きしたいと思っています。

総務課長 研修を受けた記録ということで、職員の履歴書がございまして、こちらに県の研修所で研修した、必要な研修について記録として残してございます。それから広域で開催した新規採用職員の研修であったりということについても、必要な研修の履歴として職員の履歴書に残してございます。以上です。

議長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決します。

議案第7号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第8号 舟形町特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定
について

議長 日程第3 議案第8号 舟形町特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民税務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

5番 新旧対照表の12ページになりますけれども、ここに団員報酬が記載してございます。旧の場合、部長が3万3,000円、班長が2万4,000円、新では部長、班長が同額になっております。この同額の理由というのはなぜでしょうか。

住民税務課長 国で示している交付税算入額が、部長、班長とも3万7,000円のため、その金額に合わせ、同額としてございます。

5番 そうすると部長、班長というのは職務内容が全く同じだと、こういう判断でこういう算入基準になっているんですか。

住民税務課長 国で職務について具体的な明示はございませんが、算入額については同じであるということで提示されております。

5番 そうすると、今までは違っていたわけですが、今までも国の交付税の算入額というのは同じだったのに報酬が違っていたということよろしいですか。

住民税務課長 これまでの報酬につきましては、たしか遡ること令和4年の町村会で団長の報酬を議長の月額 $\frac{2}{10}$ という形で定められまして、それに引き合い各階級の報酬が定められておりましたので、これまでそれに合わせて対応しておりましたが、今回から交付税算入額から下回っているときには合わせる形にしておりますので、今までの団員の1万5,000円、2万4,000円、3万3,000円の額の設定については、私の勉強不足で理解してございません。

議長 ほかにありませんか。

4番 新旧対照表12ページ、副分団長まで増額なっていますけれども、分団長、副団長、団長は据置きとなっておりますけれども、この理由というのは、交付税等があるんでしょうか、どういう理由なんですか。

住民税務課長 分団長以下を交付税算入額に合わせますと極端に報酬額が下がるような形になります。当然、団員の確保も必要ですが、幹部の確保も必要ですので、そのまま据置きという

ことで提案させていただいております。

議長 ほかにありませんか。

9番 私からは、団員の諸手当、出動報酬とか費用弁償とか手当、これも変わるわけです。これまでですと災害が発生した場合に仕事を持っての出動ということになりますと集合がばらばらになる、終わるのは一緒かと思えますけれども、あと警戒とか訓練とかこういったときも仕事をしながらの消防団活動ということを考えていくと、なかなか一堂に一回に同じ時間に集まるというのは非常に難しいだろうと思えます。そういったことを考えていくと、一人一人の出動時間の把握は誰が行うのか、町では想定しているのかお聞きしたいと思えます。

住民税務課長 まず災害の場合の火災につきましては出火から鎮火まで時間が確定しますので、それにプラス片づけとかいろいろ考えれば、ある程度は当方でも時間帯をつかめますが、その他につきましては、各部で活動日誌をつけておりますので、それを参考にし、2時間単位で支給したいと考えてございます。

警戒の場合につきましては、例えば災害の場合、うちのほうから各消防団に警戒してほしい旨を伝えますので、開始の時間は確認できるかと思えます。ただ、終了の時間につきましては各部の活動日誌で確認していく形になるかと思えます。

訓練の場合につきましては、例えば操法大会、最初から時間が明確に分かりますので、若干後ろの終了時間は動くかと思えますが、ある程度、事務局でも時間帯を把握できるものと思っております。

9番 作業日誌とかそういうことじゃなくて、一人一人の活動時間の把握をどこですのか、要するに、部ですということになるんだろうと思えますが、きちっと担当者を決めておかないと、一人一人が何時に来たのか全然把握し切れなくて、結局は最初から最後まで全員が来たことで報告が来てしまうんじゃないかなというところなんです。

あと、どうしても業務上参加できないという方もおるかと思えます。そういったところの管理といいますか、この辺は町でどういう指導を行っていくのか、もう少し詳しくお願いしたいと思えます。

議長 質疑の途中でありますが、ここで換気のため暫時休憩いたします。

午前11時39分 休憩

午前11時40分 再開

議長 それでは会議を再開いたします。

住民税務課長 各団員の出動した時間につきましては、一人一人をなかなか把握するのは困難だと思いますので、各部でも早く来た団員、遅く来た団員がいらっしゃるかと思えますので、各部である程度整理をしていただいて、うちへ報告いただくという形での整理しかないかと

思います。一人一人の何時間何時間というのは明確にできないかと思いますが、各部から提出された活動日誌に基づいて確認する以外にないかと思っております。

この点につきましては、今後の幹部会議等で再度、どのように確認するか確認していきたいと思っております。

町長 今回の報酬、活動とか手当の改正については、国では消防団の団員数を確保するという目的で行われております。したがって、基本的に消防団員の手当が上がった、活動報酬についてもしっかりと出していくということでもあります。

ある程度、非常備消防の消防団員についてはボランティアであります。会社に行くような、タイムカードを押すような、そういうものではございません。したがって、性善説に立って各部でしっかりその出動した時間帯を把握していただいて、町としてはそれに基づいて規定の額をお支払いするというので今後も進めていきたいと思っておりますので、その点についてご理解をいただければと思います。

9番 町長が言うとおりのボランティアという中での活動というのは分かりますが、私が心配しているのは、報酬についても個人個人に支払われるんですよね、警戒とか出動について。そうしたときに、その組織の中でのトラブルが発生してこないのかなど。そのお金が部に入るということであればまだいいんですけども、個人個人に入るところが非常にこれから心配になってくると私は懸念をしております。そういったことがないように、町で十分団員の方々にも周知をしていただいて、トラブル等が発生しないような形で進めていただきたいと思っております。もう一度、課長の答弁をお願いします。

住民税務課長 今回、新入団員と退団を整理してございますが、各部につきましては、言葉が変ですが、幽霊団員について極力訓練等に参加するようお願いしております。どうしても参加できない方につきましては数名程度退団することで今現在進めてございます。そのほか、県外に住所を移される方もいましたので、県外に移られた方につきましては一旦退団していただくということで各部に指示をしまして、3名ほど退団される予定の方もいらっしゃいます。極力不公平のないよう今後とも調整を図っていききたいと思います。以上になります。

2番 私も新旧対照表の今の13ページの出動報酬に関してですけれども、各部で申請するという方向だと思うんですけども、その辺は統一した形で、町がその部のチェックシート、いろいろな部があるかと思うんですけども、名簿の入ったチェックシートに基づいて部長なりが申告できるような、統一して簡素化できるような申告の仕方にしたほうがいいのではないかなと思っておりますけれども、その辺の見解をお聞きしたいと思います。

住民税務課長 各部につきましては、団員名簿と出動した際の出欠をつける表を既にお渡ししておりますので、それに基づいて申請していただく形になります。それには活動日誌の写しもつけて出していただくこととなりますので、それをもって確認をしてまいりたいと思っております。

2番 やはり第一は部長なのか班長なのか、公務、工数が増えないような、若干増えると思うんですけども、負担にならないような申告方法にぜひお願いしたいと思います。以上です。

1番 同じというか、新旧対照表の14ページ、話が同じくなると思いますけれども、言いにくい幽霊団員という話が出たので、ちょっとお伺いします。

警戒の場合、訓練の場合ということで、春の訓練とかあるわけですけども、例えば幽霊団員が訓練に参加してない、チェック、例えば火災だったら来れる人、来れない人がいるんですけども、その団員の中で、チェックシートで、訓練の日も、もし何年か欠席した場合というのが退団対象になるのか、どういう形で退団を決めるのか教えてください。

住民税務課長 その件につきましては、今回、部長、班長から各団員へ参加できる範囲でということをお願いをしております。何回欠席したから退団させるという規定はございませんので、あくまでも部と団員の中で協議していただきたいと思っております。

1番 過去の例ですと団員確保的なもので人数的なものをそろえて部に入っていたような形になりますけれども、今回は個人に入るということで、その点が、部の判断とは思いますが、何かこう、一律に何か、さっき荒澤議員が言ったようにチェックシートとかもしっかりした、部ごとではなくて、全体が同じような方式にしていかないと、部ごとにお任せするというのは、この改正の仕方になると、部ごとでなくて、全体でこうしてくださいという形にしないといけないと思いますけれども、その点についてもう一度お願いします。

住民税務課長 各部ごとの団員名簿と記載する事項については同じ内容のものを各部にお渡ししてございます。

議長 1番議員、いいですか。ほかにありませんか。

3番 新旧対照表12ページの別表第3、団員の報酬ですけども、先ほど副分団長以上の報酬は交付税算入額に合わせてという説明がありました。その理解でよろしいでしょうか。

住民税務課長 副分団長以下につきましては交付税算入額に合わせてございます。

3番 それでは、旧と新では差額が出ています。この差額に関して、副分団長以下は交付税算入額以下で今まで支払っていたと認識しますが、その差額は今までどのような扱いにしていたのかお伺いします。

総務課財政主査 ただいまの質問にお答えいたします。

消防団に対する普通交付税の算入については、基準としてはありますけれども、町の支払額全体が加味されてくるわけではなくて、そこに人口10万人当たり平均幾らという係数がかかりまして、実際に町に入ってくる金額は、今年度までは実際に町が支払っている報酬よりも少ない金額しか算定されて入ってきてない状況になりますので、もらっているより少なく払っているというところではないと思っております。

来年度からについては、その実績、町が実際に払った金額についても加味される形で交付税

が増額されるという閣議決定がされておりますので、そちらもお答えしたいと思います。

以上です。

3番 もう一度お願いします。ちょっと理解に苦しみます、私。

総務課財政主査 職員の階級ごとに今回のように決まっていたわけではなくて、1人当たり幾らというのがあって、全国10万人規模で大体何人ぐらいが想定されるということで算定されるんですけども、町の場合に換算しますとその基準より大分町の団員が多い形になるんですね。なので、普通より多い団員になっているものですから、国の基準ではもっと少ない自治体に、過疎地域のそういう算定でするんですけども、そういうところになるので、実際はもっと金額的に少なくしか来てないというところになります。よろしかったでしょうか。

議長 3番議員、いいですか。もういいよね。

3番 大体分かりました。副分団長以下が旧ですけども安くて、安いとか高いとか表現おかしいと思いますけれども、新旧で副分団長以上が今回上がるということですけども、団長、副団長、分団長に関しては今回変わらないんですけども、それであれば、例えば交付税が来ていの中で副分団長以下を安くしているというのは、安くという表現はおかしいですけども、そこら辺、何で分団長以上がこういう給与体系になって、副分団長以下が今回改正になるような金額設定にしていたのか。

副町長 なかなか交付税の仕組みというのが複雑なものですから、簡単に説明するのが難しいんですけども、要点だけ簡潔に説明をさせていただきますと、これまではこういった消防団の職位ごとの交付税の算定額というのが決められてなかったということでございます。理論値に基づいて一定の人口を想定して、これぐらいであればこれぐらいという単価が決められて、それにルール計算で計算された数字として交付税が来ていると。それは実態からするとかなり、実際は町として支払っている金額よりも相当少ない額でしか来ていなかったということでございます。

今回、消防団の団員の確保のための処遇の改善という一連の議論の中で、団員個人に報酬を支払うということに併せまして、消防団の職位ごとのあるべき姿、金額というものが交付税算入額という形で今回初めて総務省から示されたということでございます。基本的には交付税の算定額に合わせた報酬をお支払いするというのが町の考え方でございます。

それを当てはめた場合、副分団長以下は今回新しく示された交付税算入額が上回っていたものですから、その交付税算入額に合わせて報酬を引き上げる、逆に団長、副団長、分団長につきましては、交付税算定額が現行よりも低い金額を示されたものですから、それに合わせてしまいますと現行より報酬を引き下げる形になってしまいますので、それはうまくないだろうということで、交付税算定額を上回っている方については現行のままで、交付税算定額を下回っている方については交付税算定額まで引き上げるという改正をしたということでご

ざいます。

議長 ほかにありませんか。

4番 私も12ページ、団員手当なんですけれども、個人に今回から支払われるということは別に悪いことではないと思うんですけれども、それに伴って、先ほど課長も答弁されましたけれども、幽霊団員の定義なんですけれども、むやみに線を引いて、それに該当しなかったら幽霊団員だといったら、本当に、私も消防団に25年以上いましたけれども、町長が言うとおりのボランティア、スーパーボランティアだと私は前から思っています。その定義で、例えば年に1回でも、部の行事とか訓練とか火災とかに1回でも参加していただければ、そういう方は団員としてとどめておくべきだと私は考えるんですけれども、そういう定義というのはあるのでしょうか。

住民税務課長 何回出たからどうのこうのという定義はございません。ただ、消防活動に参加していただけないという旨だけになりますので、その点につきましては各部で団員の状況を把握して、どうするかということを本人と協議の上決めていただくものと思っております。

4番 私が消防団のときもやはり幽霊団員はいました。ただ、そのときは部に入ってくるものですから、1人頭幾らで入ってきたものですから、それは大目に見ていたところは多々あるんですけれども、今回、個人に入るとなってくると大変厳しい状況になる可能性が出てきておりますので、だからといってそこでまるっきり縛ってしまうと本当に何かあったときに町が困る、町民が困るわけですので、その辺もう少し、アバウトなことはできないかもしれませんが、せめて年に1回だけでも参加した方は消防団員ですよという考えを持っていただけたらよろしいのかなと思いますけれども、その辺については。

町長 1番議員の質問に課長から答弁ありましたが、一律に決めてしまうというのは、消防団として、部として成り立つ成り立たないということがあるかと思えます。消防団に参加する意思はあるものの、業務体系、自分が就いている職業に応じてその時期は出られないということがあったり、この期間、例えば研修で県外に出るということで1年間出られませんよということがあるかと思えます。したがって、一定期間出ないとか、何回出たから幽霊団員でないという判断ではなくて、その方の意思と部の運営というものをしっかり部の中で検討していただいて、全然消防団に参加する意思もないのにそういった報酬を頂くということで、同じ部の中で、消防団員の中でそういった不均衡があって、それが不協和音になるというのは非常にまずいだろうと。したがって、しっかりと部の中で、どういう状況でこの方はやめてもらったほうがいいんじゃないかというような推薦を受けたときに、町としてその方の退団を認めるという形にしていかなざるを得ないだろうと考えております。

4番 町長が言うとおりの、各部によって事情は皆異なるわけですから、私が心配するのは、いなくなれるのが一番困るんですよ。だから、そういうことも加味して、今後も団員の募集も

含めて、よりよい消防にしていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決します。

議案第8号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひします。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第9号 舟形町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第4 議案第9号 舟形町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民税務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決します。

議案第9号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひします。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第10号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第5 議案第10号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決します。

議案第10号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

ここで、換気のため暫時休憩をいたします。

午前11時10分 休憩

午前11時11分 再開

議長 それでは会議を再開いたします。

日程第6 議案第11号 舟形町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

議長 日程第6 議案第11号 舟形町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決します。

議案第11号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第12号 舟形町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

議長 日程第7 議案第12号 舟形町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

6番 確認ですけれども、議案第11号でも同じだったんですが、特例措置の中で「同月1日」という表現がございますが、この同月というのは6月1日という意味なのか、12月1日という意味ですか。

総務課長 同月1日という内容でございますが、令和3年12月1日を指すものでございます。同月1日ということで、12月1日が期末手当を支給する基準日ということで、12月1日が基準日になります。ということで、同月1日ということで対象となるのは令和3年12月手当が支給される職員、ということは、基準日において、12月1日に在職する職員が、非常勤特別職も含めてですけれども、対象となる方という定義でございます。基準日を指すものです。

6番 12月1日時点で在職した職員なり特別職に対してお支払いをするということで、前回、この件で話になったときに、3月で退職される方については何もお構いなしだよというあたりは、この中では何もないんですね。この6月、減額されるときの6月時点にいるかいないかという判断ですら分かりますけれども、支給は先ほど12月1日時点で在職しているかということが基準でお支払いすると。令和4年6月は特例措置であって、そこで減額するという話なんだけれども、そこに在職していない方については何も触らないよということはここに何も出てこないんだよね、6月時点でのというのは。

総務課長 特例措置としての文言としては入ってきませんが、そもそも令和4年6月に支給する期末手当ということですので、令和4年6月に支給される対象の方というのは、基準日が令和4年6月1日に設けておりますので、その方々が支給対象となります。退職された方については令和4年6月1日の基準日にはいませんので、もともと支給がないということで減額されないということでございます。特例措置の前段で「令和4年6月に支給する期末手当の額は」ということでございますから、そもそも令和4年6月の支給対象者をここで規定しているとご理解をいただければと思います。

6番 そうしますと、基準日が6月と12月だから、6月に支払う方、そこでいなければ何もないよという考えでここに何も出てこないと。分かりました。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決します。

議案第12号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第13号 舟形町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

議長 日程第8 議案第13号 舟形町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

5番 日額を年額に改めるということでございます。別に私はこれに反対するわけじゃないんですけども、例えばこれまで日額6,000円もらって4日間出たと、そうすれば2万4,000円になるわけです。年額にすれば1万8,000円ということであっちゃうんですけども、その辺の兼ね合いというのはどう考えているんでしょうか。

教育課長 これまでの町の考え方としては、支給してきたのは、現在、この委員の方々につきましては、小学校の委員、中学校の委員とそれぞれに委員がおりまして、その全体、両方の委員を集めた会議を教育委員会から教育長名で招集して開いておりました。その会議が年2回から3回あるんですけども、その際に6,000円という報酬を支払っておりました。先ほど申し上げましたが、各学校においても同様の会議をそれぞれ開いているという実態がございました。それを踏まえて、管内の市町村の状況を調べたところ、年額報酬ではあるものの、1回当たりに換算すると管内でも1回当たり3,000円程度の報酬を支払っている計算になっておりましたので、そういったバランスも踏まえまして、今回の年額の金額につきましては1万8,000円ということで設定させていただいたところでございます。

5番 学校運営協議会の委員というのは非常に活動をやっております、私も見ておりますけれども、そういう中で日額から年額に変えたことによって報酬が減ってしまうということは非常に考えなければならないのかなと思っております。年額1万8,000円、近隣の町村を調べた上

での金額だと思えますけれども、その辺のところも考慮していただきたいと思えます。答弁は要りません。

議長 ほかにありませんか。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決します。

議案第13号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第14号 舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第9 議案第14号 舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民税務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

6番 あまり細かくて、仕組みが様々あって、理解してないんだけど、簡単に質問します。

後期高齢の均等割、これは旧より上がっていますよね。提案理由からして「下げて」という話なんだけど、これが3か所というのか、3点について、今より額が上がっているんですが、これは仕方ないというか、仕組みがよく理解できないで聞くのもあれなんだけど、この3件については上がるのは仕方ないという考えなんでしょうか。

住民税務課長 応能応益という割合を5割・5割にするために、この部分だけ若干上げたと聞いております。健康保険税には応能応益割を5割・5割に近づけるという制度がございまして、5割・5割になるようにその部分だけ若干引き上がる形にしております。

議長 暫時休憩します。

午前11時42分 休憩

午前11時42分 再開

議長 再開します。

6番 分かりました。ありがとうございます。ご指導ありがとうございます。

細かいことで、何でこれが、意味が分からないんだけど、例えば新旧対照表の33ページのちょうど中頃に「第11条、第12条略」とありますね。そこじゃない、その上の行です。新でここに「及び」というのを入れているんだけど、上から読んできて何でここに「及び」という言葉が入ってくるのか理解できないんですけれども、こんなことを聞いてすいませんが、必要なんでしょうけれども、何についての「及び」なのか分からない。

議長 どなたか明確な答弁をお願いします。

住民税務課長 私は金額とか率しか確認しておりませんでしたので、確認し、後日報告したいと思えます。

6番 また細かいこと言って申し訳ないけれども、32ページです。

議案書も同じなんですけれども、32ページの(2)国民健康保険云々がございますけれども、見せ方です。1行ずって行って2段目に被保険者均等割額、次にスペースがあって「次に掲げる世帯の区分」で始まっていますよね。条例として制定するのであれば、こういう書き方じゃなくて、次に段落にするほうが分かりやすいというか、普通じゃないですか。上の(1)を見てください。(1)も同じ表現なんです、均等割額、段落をして「次に」と。ヘッダーと文章といいますか、それをちゃんとすみ分けする必要があるんじゃないかなと思うんですけども、これで条例を制定するのであればこういう書き方はおかしいんじゃないかなと思うんだよ、ヘッダーに文章を続けて書いているというのは。どうでしょうか。

総務課長 新旧対照表だとかこういう表示になってしまうんですけれども、議案書の20ページをご覧ください。議案書の20ページの中段ぐらいに(1)国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額、その次にスペースが入ってございます。「次に掲げる世帯の」と続いていきます。さらにその下、(2)についても読んでいきますと終わりのほうに「被保険者均等割額」の次にスペースが入ってございます。このような条文の整理になってございまして、たまたま新旧対照表だと改行のような形に見えてしまっているということでございます。改行の必要性の有無というところからするとご意見はもっともだと思いますけれども、条文の構成上、特に誤っている表現ではないと理解してございます。

議長 暫時休憩します。

午前11時47分 休憩

午前11時47分 再開

議長 再開します。

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決します。

議案第14号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

ここで、午後1時まで休憩をいたします。

午前 11時47分 休憩

午後 1時00分 再開

議長 それでは会議を再開いたします。

日程第10 議案第15号 舟形町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第10 議案第15号 舟形町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

農業振興課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

9番 内容等の質問ではありません。令和2年なり3年において、この許可申請は何件ぐらいあったのかお聞きしたいと思います。

農業振興課長 ただいま手元にある資料では令和3年と2年の状況がございまして、そちらを報告させていただきます。令和3年が10件、令和2年が16件になってございます。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決します。

議案第15号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 1 6 号 舟形町と山形県との間の行政不服審査法第 8 1 条第 1 項に規定する
機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規
約の制定について

議長 日程第11 議案第16号 舟形町と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する
機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制定についてを議題と
いたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決します。

議案第16号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2 議案第 1 7 号 令和 4 年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

議案第 1 8 号 令和 4 年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算につ
いて

議案第 1 9 号 令和 4 年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算につ
いて

議案第 2 0 号 令和 4 年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第 2 1 号 令和 4 年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について

議案第 2 2 号 令和 4 年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

議案第 2 3 号 令和 4 年度舟形町水道事業会計予算について

議長 日程第12 議案第17号 令和4年度舟形町一般会計歳入歳出予算について、議案第18号
令和4年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、議案第19号 令和
4年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について、議案第20号 令和4年度
舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、議案第21号 令和4年度舟形町農

業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について、議案第22号 令和4年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について、議案第23号 令和4年度舟形町水道事業会計予算について、以上7会計議案を一括上程いたします。

朗読・説明を願います。

総務課財政主査（朗読、説明省略）

議長 ただいま上程されました7会計予算の審査の方法についてお諮りいたします。

議案第17号から議案第23号までの7議案を審査するため、委員会条例第5条第1項の規定により予算審査特別委員会を設置して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、予算審査特別委員会を設置して審査することに決定いたしました。

次に、委員の選任についてお諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により全議員10名を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、ただいま指名した全議員10名を予算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで、休憩をし、予算審査特別委員会の正副委員長互選のため、予算審査特別委員会を招集します。

ここで、午後1時30分まで休憩をいたします。

午後1時23分 休憩

午後1時30分 再開

議長 それでは会議を再開いたします。

予算審査特別委員会の正副委員長互選の結果の報告をお願いいたします。

5番 予算審査特別委員会正副委員長の互選の結果を報告いたします。

舟形町予算審査特別委員会で慎重審議した結果、委員長に佐藤広幸君、副委員長に小国浩文君と決定いたしました。以上、報告を終わります。

議長 ただいま報告がありましたように、予算審査特別委員会の委員長に佐藤広幸議員、副委員長に小国浩文議員が選任されました。

これにて予算審査特別委員会正副委員長互選の報告を終わります。

これより予算審査特別委員会に入りますので、本会議を3月8日まで休会とすることにいたします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、本会議を3月8日まで休会いたします。

なお、本会議は3月9日午後1時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後1時31分 散会

令和4年3月9日（水曜日）

第1回舟形町議会定例会会議録

（第4日目）

令和4年舟形町議会第1回定例会第4日目

令和4年3月9日（水）

出席議員（10名）

| | |
|---------|---------|
| 1番 叶内昌樹 | 6番 斎藤好彦 |
| 2番 荒澤広光 | 7番 佐藤広幸 |
| 3番 伊藤欽一 | 8番 叶内富夫 |
| 4番 小国浩文 | 9番 奥山謙三 |
| 5番 石山和春 | 10番 八畝太 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------------|------|---------------|------|
| 町長 | 森富広 | デジタルファースト推進室長 | 沼澤一征 |
| 副町長 | 菅原正春 | 地域強靱化対策室長 | 伊藤英一 |
| 会計管理者 | 須貝孝子 | 総務課財政主査 | 佐藤拓 |
| 総務課長 兼選挙管理委員会書記長 | 小野芳喜 | 教育長 | 伊藤幸一 |
| まちづくり課長 | 曾根田健 | 教育課長 | 鍛冶紀邦 |
| 健康福祉課長 | 沼澤伸一 | 農業委員会会長 | 叶内栄一 |
| 住民税務課長 | 伊藤茂樹 | 代表監査委員 | 齊藤徹 |
| 地域整備課長 | 伊藤秀樹 | 監査委員事務局長 | 相馬広志 |
| 農業振興課長 兼農業委員会事務局長 | 斎藤雅博 | | |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬広志 主 任 伊藤 優

議事日程

日程第 1 議案第17号 令和4年度舟形町一般会計歳入歳出予算について
議案第18号 令和4年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について
議案第19号 令和4年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について

議案第20号 令和4年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第21号 令和4年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について

議案第22号 令和4年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

議案第23号 令和4年度舟形町水道事業会計予算について

日程第2 議案第24号 舟形町副町長の選任について

日程第3 議案第25号 舟形町教育委員会委員の任命について

日程第4 発議第1号 ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議について

日程第5 閉会中の所管事務調査報告

総務文教常任委員会

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後1時00分 再開

議長 ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから8日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 議案第17号 令和4年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

議案第18号 令和4年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第19号 令和4年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について

議案第20号 令和4年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第21号 令和4年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について

議案第22号 令和4年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について

議案第23号 令和4年度舟形町水道事業会計予算について

議長 日程第1 議案第17号 令和4年度舟形町一般会計歳入歳出予算について、議案第18号 令和4年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、議案第19号 令和4年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について、議案第20号 令和4年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、議案第21号 令和4年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について、議案第22号 令和4年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について、議案第23号 令和4年度舟形町水道事業会計予算について、以上7議案について議題といたします。

予算審査特別委員会付託事件の報告を求めます。

予算審査特別委員長 令和4年3月9日 舟形町議会議長殿。予算審査特別委員会委員長 佐藤 広幸。

予算審査特別委員会審査報告。

令和4年3月2日招集の3月定例会において、3月4日に付託されました議案第17号 令和4年度舟形町一般会計歳入歳出予算について、議案第18号 令和4年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、議案第19号 令和4年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について、議案第20号 令和4年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、議案第21号 令和4年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について、議案第22号 令和4年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について、議案第23号 令和4年度舟形町水道事業会計予算について、以上7議案につきまして、本委員会は3月4日より3月8日までの3日間、慎重に審査した結果、賛成多数により原案どおり可決すべきと決しましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

議長 ただいまの予算審査特別委員会委員長報告について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第17号から議案第23号までの7議案について、一括して原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第17号から議案第23号までの7議案については原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第24号 舟形町副町長の選任について

議長 日程第2 議案第24号 舟形町副町長の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決します。

議案第24号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第24号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第3 議案第25号 舟形町教育委員会委員の任命について

議長 日程第3 議案第25号 舟形町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決します。

議案第25号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第25号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第4 発議第1号 ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議について

議長 日程第4 発議第1号 ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議についてを議題といたします。

提案者の説明、朗読を求めます。

6番 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決します。

発議第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5 閉会中の所管事務調査報告

議長 日程第5 閉会中の所管事務調査報告を議題といたします。

伊藤欽一総務文教常任委員長より報告を求めます。

総務文教常任委員長 令和4年3月9日、舟形町議会議長殿。総務文教常任委員会委員長 伊藤欽一。

所管事務調査報告書。総務文教常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 期日 令和4年2月28日（月）

2. 調査内容 令和3年度所管各課主要事業の成果について

(1)

①令和3年度職員研修の実績内容と成果について

ア. 山形県市町村職員研修所及び最上広域における研修

当初計画66名に対し参加職員実績見込み数55名、全29項目の研修のうち24項目についてはリモートでの参加となった。

イ. 町独自の研修計画

当初計画354名に対し参加職員実績見込み数225名、その分野に精通している職員が講師になり、研修会を行った。

ウ. その他の研修計画

当初計画2名に対し参加職員実績1名、東京出張での研修会参加。

②町行財政について

ア. 実質公債費比率、将来負担比率について

実質公債費比率、将来負担比率の過去からの推移と今後の推移計画についての説明。

(2) デジタルファースト推進室

①5G活用アドバイザー事業について（実証実験及び活用の検討）

5Gネットワークを活用して連携自治体港区とのオンライン交流事業を行い、景観、舟形町の魅力紹介、中学生同士の交流も行った。

今後の対応について、コロナ禍で外部での研修会参加が難しい中、リモートでの参加や職員が講師となり、工夫をした研修会を行っているとは評価できる。引き続き継続してもらいたい。

(3) 住民税務課

①マイナンバーカードの交付状況について

取得促進を目的に、4月以降、窓口延長を行い、対応した。令和3年6月1日現在の1,432枚、交付率27.4%から令和4年2月1日時点で1,872枚、36.4%の交付状況となった。

②消防団員の確保と報酬及び消防施設（防火水槽）の管理について

災害の多発化に伴い、団員については各部で確保に努めており、4月から新たに加入団員も予定している。4月以降、団員報酬、出動報酬を増額し、消防団員の処遇改善を図る。

また、団員に報酬が直接渡る支給方法に見直しを行う。消防施設については、防火水槽の密閉化1か所、消火栓は折渡、舟形第1地内の2か所の移設工事について説明。

今後の対応について、全国的に災害の多発化、激甚化に伴い、消防団の処遇改善、消防施設の計画的な改善については評価できる。マイナンバーカード取得向上に向けて、窓口業務延

長や、広報、お知らせ版を活用して周知を行っているが、継続して取組が必要である。

(4) 健康福祉課

①100歳元気プロジェクトについて

ア. 新型コロナワクチン接種状況の説明

12歳以上の2回接種者4,354人、接種率は91.93%となった。

イ. 子育て支援アプリ利用状況の説明

ウ. ワンコインがん検診実施状況の説明

エ. 健康ポイント事業、新規登録、ポイント交換状況の説明

オ. 保育料、ゼロ歳から2歳未満児の段階的無償化の取組について

令和3年9月以降12月までの利用人数、支給額の説明。

今後の対応について、コロナワクチン接種状況については、山形県の2回目接種率78.05%に対し13.88%上回る91.93%と高い実施状況で評価できる。ワンコインがん検診、健康ポイント事業に関しては、さらなる向上を目指して取組は必要である。

(5) 教育課

①小中学校タブレット導入後の現状と課題について

各教科で活用し、コロナ禍で開催できない学校行事での活用、夏休み、年末年始休みなどのタブレット活用状況の説明。

②おかえり女神プロジェクト事業について

縄文の女神がふるさとに帰ってくるができるように、各課をまたいだプロジェクトチームを組織し、先進地視察、調査研究内容の説明。

今後の対応について、タブレット導入に関しては、各教科で活用され、子供たちも使いこなすことができている。授業以外に、職員の校務作業、打合せでも活用され、評価できる。おかえり女神プロジェクトについては、西ノ前遺跡公園の有効活用や「めがみちゃん」をもっと活用して町民の盛り上がりが必要である。

以上、報告します。

議長 ただいまの総務文教常任委員会の所管事務調査報告について、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定いたしました。

議長 これをもちまして、3月定例会に付された事件は全て審議を終了いたしました。

町長よりお礼の申出がありますので、お受けします。

町長 令和4年第1回定例会の閉会に当たりまして、御礼の挨拶を申し上げます。

3月2日から8日間の日程で、専決処分の報告が1件、令和3年度一般会計ほか特別会計の予算の補正が4件、令和4年度一般会計、特別会計歳入歳出予算が7件、条例の設定が3件、条例の制定が7件、規約の制定が1件、人事案件が2件、合計25件につきましてご決議賜りまして、心より御礼を申し上げます。

さて、令和4年度は第7次総合発展計画3年目の年で、短期アクションプラン5か年の中間年に当たります。新型コロナウイルス感染症対策、特にワクチン接種など、事業計画にない事業が多く出ておりますが、第7次総合発展計画の目指す町の将来像「住んでいる人が誇れるまちづくり わくわく未来ふながた」の実現に向けて、6本の柱とそれを支える1つの基盤、これら7つの基本目標を達成できるよう全力で取り組んでまいります。

また、ご決議賜りました令和4年度予算については、職員と一丸となって本来の目的が達成できるよう経済的かつ適正な執行に努めてまいりますので、議員の皆様、町民の皆様におかれましてはなお一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。また、一般質問やご審議の中で賜りました建設的なご提言は真摯に受け止めまして、行政運営に努めてまいります。

最後になりましたが、八鍬議長が2月8日付で全国町村議会議長会副会長に就任されましたことに、職員一同、心よりお祝いを申し上げます。山形県町村議会議長会会長と併せてますます公務が多忙となるとは存じますが、八鍬議長が全国の場で活躍されますことは舟形町にとりまして大変名誉なことであります。これまで以上にお体に気をつけられ、舟形町議会の代表としてますますの活躍を心よりご祈念申し上げます。誠におめでとうございます。

3月定例会8日間、本当にありがとうございました。

議長 ここで、3月をもちまして退任されます菅原正春副町長より一言ご挨拶をいただきたいと思っております。菅原副町長、お願いいたします。

副町長 このたびは、このような発言の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。また、先ほどは私の後任の人事案件につきましてご同意をいただきまして、重ねて御礼を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、着任した際、地元のことを何も知らなかった私に対しまして2年間にわたり様々な場面でご指導、ご鞭撻を賜りましたこと、心より感謝申し上げます。

と思います。本当にありがとうございました。

この2年間を振り返りますと、あっという間の2年間でしたけれども、令和2年4月に着任いたしました際、ちょうど近隣の市町村で新型コロナウイルスのクラスターが発生いたしまして、挨拶回りもままならないような状況でございました。また、4月の第1週に舟形町に引っ越しをしまいいりましたけれども、その引っ越しの最中に町のコロナウイルス感染症対策本部の会議が招集されまして、引っ越しの途中に抜け出して登庁したということがございました。

まさにコロナに始まり、以来今日に至るまで、様々なコロナ感染症対策ですとか経済対策、さらにはワクチン接種、それからポストコロナをにらんだ様々な地域創生の取組といったようなものに取り組んでまいりました。まさにコロナと共にあった2年間だったなという印象でございます。

また、ほかにも、令和2年7月には大雨による最上川の水害がございました。夜が明けて明るくなってから堀内橋を渡るときに、堀内橋の上から見えまして最上川の水位の高さに恐怖を感じたことを今でも覚えております。また、私の在任中2年とも大雪でございまして、大雪関係の様々な対応もさせていただいたところが印象に残っております。また、県にはない業務といたしまして、2回ほど町内で林野火災が発生いたしました。初めてヘルメットをかぶって、消防団のはっぴを着て、町長と共に現場に臨場させていただきました。

これらの経験は、いずれも町民の安全安心、健康を守るという一番身近な市町村にとって最も基本的な職務でありますけれども、そういったことを知識としてではなく実体験として体験させていただけたというのが非常に大きな財産になったと考えております。

また、コロナ禍でなかなか人が集まるということに関して非常に制約の多い時代でございましたけれども、そういった中にありましても町内会の会長あるいはまちづくり審議会の委員の方々と意見を直接交換させていただく機会をいただきました。それもまた私にとって貴重な財産になるものと考えております。

今後、私が戻ってどのような職務に従事するのか分かりませんが、舟形町での2年間の経験というのは非常に大きな財産になるものと確信をしております。本当に町議会の皆様方をはじめ舟形町の皆様には大変大きなものをいただいたと感じております。

一方、顧みまして、私が舟形町のために何ができたか、何か残せたかと考えますと非常に心もとなく、じくじたる思いがいたします。その代わりというわけではありませんが、舟形町を離れることになりましたら、この2年間で皆様方とつくらせていただいたご縁というものは消えることはありませんので、県に帰りましても、立場は違いますが、引き続き舟形町の応援団として舟形町のために尽力したいと考えております。

県庁では、私の前任の庄司さん、酒井さんほか舟形町のお世話になった方々が県庁舟形会と

いうものをつくっていると聞いておりますので、私もそれに参加をさせていただいて、引き続き舟形町のために尽力してまいり所存でございますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

結びになりますけれども、舟形町議会のますますの発展と議員各位のご健勝とご活躍をご祈念申し上げます、御礼の挨拶とさせていただきます。

2年間、本当にありがとうございました。(拍手)

議長 菅原副町長におかれましては、この2年間、今のお話にもありましたけれども、本当にコロナ禍ということで大変な時期、舟形町発展のためにご尽力をいただきました。議会を代表して心から感謝を申し上げたいと思います。

県に戻られましても、さらなるご活躍をご期待申し上げたいと思います。そしてまた今後とも舟形町発展のため、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

本当にご苦労さまでございました。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

以上で会議を閉じます。

令和4年第1回舟形町議会定例会を閉会いたします。

8日間にわたる慎重審議、ご苦労さまでございました。

午後1時34分 閉会

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

議 長 八 湊 太

署 名 議 員 齋 藤 好 彦

署 名 議 員 叶 内 昌 樹